

時のいきさつにもあるとおり、逆にアメリカの側から言われてつくったわけでありますから、その姿というものは一貫して今日に及んでいる。だからそのことは、武力に中心を置かれた抑止力というものは、一つ間違うと、逆にそのことによつて日本の安全が大きく脅かされる結果さえ招来しかねない。ここに私は中心を置かなければならぬと思うわけであります。そうすると、どうも昔の海軍大臣の話が出てみたり、航空管制体制等につきましたも、涙のこぼれる話、しかし、きょうもそれでわれわれは安心して生活ができてゐるなどという話になるとすると、非常にその点は危険にある、私はこういう心配を逆にするわけです。

今日の自衛隊は、そういう意味では国民の全体の支持の上に立っている自衛隊とは言えない。だから私は、その意味ではもっと謙虚に、率直に焦点を避けるのではなくて、表に出していただきたい、国民の前で論議をする、そういう姿勢が必要だ、こういう気持ちで、実は想定国ということばではなくて使ってきたことばでありましたが、長官の対象国なんかにつきましても、予算委員会のあななどの答弁では、対象国なんと言った覚えはないと答えているのですが、きのうははっきり二カ月前までは対象国と言ってきたのだ、二カ月前から変えたのだという話でもあります。したがって、できるだけ事実に基づいて、明らかにするものは隠さずに国民の前に明らかにする必要がある、そうして論議を起こす必要がある、こう私は考えております。そのことを実はきのう質問の中で明らかにしたいと思ったところでありますが、意見の相違を前提としたしておりますけれども、政治があくまでも優先をする、その上で国民的な規模でものを考える、ここに中心を置く、そのためには明らかにするものは明らかにする、これが私は必要だ、ろう、こう思っておりますが、いかがですか。

○増田国務大臣 私どもと大出さんとの間において、あるいは社会党の国会議員、それからその他の国会議員との間におきまして、今日の――今日の事象というのは昭和四十二年六月三十日の今日の事象

における防衛関係のことを論議し、国民の前に明瞭にしようというお説は全然賛成でございます。そこで、私は帝国海軍なんということは言いません。これは言っておりませんし、よく御記憶願いたいと思いますが、他に言った方もございますが、これはたとえとして言ったのではないかと私は思っております。

それから今日の、私が昨日府中に参りましたとき、日本全体が四つの島並びにその付近が哨戒されておる。航空關係においても、海の關係においても哨戒が行なわれておつて、不法なる侵略者がないようにするといふことは、一たん事があつたときだけではだめなのでありまして、やはり今日ただいまの時点、六月三十日の時点においてもされておりますといふことを申したのであります。それは何ゆえかと申しますと、自衛隊法の八十四条に、長官は、國際法規その他航空法に違反して日本の領空、領海——もちろん領土の上も入つておるわけでありますが、侵入せんとするものに對しましては、その停止を命じ、またこれを向こうへ出ていつてもらうということが今日私に課された、この六月三十日にも課された私の使命でございます。いまして、その使命を私の部下である隊員が遺憾なく守つておる、その状態を私は防衛庁長官になるまでは存じませんが、ほんとうに涙がこぼれた。つまりよく勤務してくれているなあ、こういう感じがいたしたわけでございまして、決して時代おくれのことや昔なつかしの話をしているわけではない、今日以降の話をいたしておるわけでございします。しかしその前提として、ところが對話の關係で、國防の狀態、防衛の關係を私が國民の前に明らかにしたいといふことは、全然同感でございます。ただ、あなたは、われらは非武装中立をもつて最もよろしいとするという点につきましては、私は全然意見が反對でございまして、今日永世中立を唱えておるスイスにおきまして、男子も婦人も全部軍人でございます。そしてまた、その中立を堅持するために、平素において軍事演習等を一生懸命やつておりますし、また國防費の

割合等も、國家總予算に占める割合は非常に多いのでございます。また、スエーデンにおきましても同様でございます。でございしますから、非武装中立というのを唱えるのはどうも非現実的ではないか、大出さんのような常識の豊富の方に御再考願つて、また社会党全体に御再考願いたい。こう考へておるわけでございます。全世界にないことがあり得るかどうか、私自身が「武器よさらば」というのが私の人生観でございますが、現実の問題としてはそうはいかないから、結局ある程度の防備をいたし、訓練をいたしておる、こういう状態がやはり國家、國民を守る上からいって一番責任のある良心的な態度だと思つたわけでございます。重ねて、あなたも相当経験もありまするし、私はそのような経験はないのでございますが、そういう御経験から照らしてみても、われらは非武装中立を最もよろしとするというのは、どうも國家、國民を守るという責任の上からいっていかがかかと思ひます。私は、その点だけは意見が全然反対でございますというのを申し上げておきます。

○大出委員　昨日の三輪さんの御発言の中にもありました。相手のほうも日本の周辺を常に活発な調査をしておったり、また対象としての激しい演習が行なわれていたり、したがって、こちら側もそういうことが行なわれることは当然である。ただ、しかし、国際的な、つまりエチケットなどということばをお使いになりましたが、あげ足をとるわけではありませんけれども、こういう公開の席上では言えないんだ。特に特殊な立場の方々、たとえば総理あるいは長官等々は、演習ではそういった想定をする相手があつても、公の立場では言うべきではないんだ、こういう意味のことをきのう言われておりましたが、そのことは、私是一つ間違つて相互不信というものが前提になりますから、日本に対する安全が非常に大きく脅やかされることになるかもしれない。私はこういう立場であります。したがって、スイスにおける状態も、五百万足らずの国民が、三日間で七十万から動員力を持つておるなどということも百も承

知です。承知ですけれども、国情のおの違ひわけでありまして、日本の場合には、原爆の被害も受けておりますし、スイスのような相当長い間にわたつて戦争をしてない国ではないわけでありまして、そういう意味でいまでも原爆被災者に対する援護法などというものが大きく問題になっており、戦後処理さえできていない、こういう状態でありますから、そういう国民的基盤の上に立つという立場から考えなければならぬ、私はこう思っているので、見解を異にいたします。

私はいまの事態の中で非常な事態といえそうですがでない時期からいろいろな準備をしなければならぬというお話がございましたが、それについて御質問申し上げたいのでありますが、防衛庁に設置法によりますと、第九条に「防衛庁に、参事官十人以上を置く。」という規定がございます。防衛局長さんから始まりまして、教育局長、人事局長あるいは衛生局長さん等、各局長さんがおいでになったり、あるいは麻生参事官等もおられますから、こういう方々が入って参事官会議というのは開かれておるのだらうと思うのでありますけれども、ここで三次防の一般方針に言うところの「弾薬の確保等後方体制の充実を図る。」という文言がございます。この「後方体制の充実を図る。」ということにつきまして、これは非常な事態、そのときに充実ははかるうといつても、これこそ、いま長官のおことばにありましたように、はかれるものではない。

ところで、参事官会議がきめていることがある。つまり非常事態に処する立法措置、自衛隊法の百三条と関連をいたしまして、政令等について検討することにきまつているはずであります。が、事実でございす。

○増田国務大臣　参事官会議のことはよく存じませんが、後方体制なりあるいは武器、弾薬その他のことにつきまして整備充実ははかるということ、は、やらなくてはならないことだと思っております。

それから、事があつた場合には、各官庁その他

あげて御協力願わなければなりません、防衛出動の際に、そういう場合には物を取用したりいろいろなことをするというようなことは政令で定めるといふことになっておりますが、その政令の研究もいたしておりますが、各省間の御了解を得なければならぬわけでありまして、まだ結論を得る段階にはなっておりません。お説のごとく、そういう政令を定めるといふことは相なっておりません。また、準備等もいたしておりますが、政令の出るといふ段階にまだなっていないのを遺憾としております。

なお、政府委員から補足させます。

○大出委員 長官から参事官会議のことはよく存じていないというお話がございましたので、これは決まっています長官の答弁をその意味であげ足をとるわけではございませんが、やはり存じている方から承りたいわけでありまして。

参事官会議で四十年の八月十一日に非常事態立法の研究を始めることをきめておられるわけでありまして。そのことの事実について、中身はあとから申し上げます。

○海原政府委員 この点につきましては、当時やはり国会の委員会御質問をございまして御説明をしたところでございますが、この八月十一日という日の朝NHKのラジオで、参事官会議が開かれて、そこで非常時立法の検討が行なわれるという意味の報道がございました。この日は毎週一回水曜日の午前私どもの間では参事官会議を定例的にやっております。その定例的にやっております参事官会議で、その前に問題になりました三矢研究の際のいろいろな御要望、御質問にこたえて、いわゆる非常時体制についての法令の整備ということができていないということがはつきりいたしましたので、このことにつきましては、防衛庁、私ども関係者はいままでも怠慢であつてまことに申しわけなかった、これからいろいろそういう基礎的な法令の研究をしてまいりますということを実はお約束しておるわけでありまして。そういうお約束に基づきまして、今後どのような方法、手続で非

常時立法につきましてもの研究をしたらいいかというところが、その日の参事官会議の議題になっておつたことは事実でございます。したがって、それにつきましては、今後長官官房法制調査官のもとで関係局といろいろ連絡をしながら研究をしていこうということをきめたのが今日の会議でございます。このことは、先ほど申し上げましたように、その当時御質問がございまして御説明しておるわけでございます。

○大出委員 時間がございせんから簡単に申し上げますが、いまの件は、NHK等でもやりまして、四十年八月十一日の朝日新聞にも毎日新聞にも取り扱われた記事でございます。そこで、あれからだいぶ時間がたつておりますが、三次防を特にきめておるその三次防の中で、二次防の文言とは違ふ点があるのであります。二次防のときには弾薬などというものは一カ月ぐらい確保などというふうな意味のことがございまして。あれからだいぶたつておりますが、この中で取り扱われておりますのは、一つは防衛出動時における陣地構築等の作業のための人員動員についての政令を自衛隊法百三条に基づいて定める。これが一つあるわけです。自衛隊法の百三条と申しますのは、私も国会図書館の専門員の方その他をわずらわしまして調べてみたのでありますが、自衛隊法ができるときは、百三条というのは難則ですからね。こういう取り扱いは私はいかかなものかと思つておるのですが、これだけ重要なことを、この百三条については、この法律の成立をするときの論議の中で、どういうわけか全く論議が行なわれていないのです。私、当時おりませんからわかりませんが、記録がない。行なわれなくて通つてしまつた条項なんですね。これは与野党ともに国民に対して責任を負わなければいけません。国民に對して。だから、国民のほとんどの方は知りません。国会でこの問題が突つ込んだ論議をされたこともない。

そこで、私は申し上げるのでありますが、この百三条によりまして、「第七十六條第一項の規定

により」こうなつたてであります。七十六條の規定と申しますのは、御存じのとおり、さつき防衛庁長官がおつしやいましたが、自衛隊の行動、防衛出動の項なんです。したがって、国防という意味ではこれは中心です。この七十六條の規定を受けまして各種の防衛出動が出ております。この規定を受けまして、「七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、政令が出ておるにせよ。病院、診療所その他政令で定める施設（以下本条中「施設」という。）を管理し、管理ができるわけだ。土地、家屋若しくは物資（以下本条中「土地等」という。）を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を取用することができ。」「昔の旧軍隊時代に言つておりました徴発でありまして、これができる。」「ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、通知だけでいいわけでありまして。通知した上で、自らの権限を行うことができる。」「明確な規定であります。

さらに、第二項におきましては、なお明確でありまして、時間があるから中身だけ簡単に読みますが、「内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限り、昨日も論議に出ました、局地戦以下の侵略事態に對してこの地域というふうな定めの場合、こういう意味であります。」「前項の規定の例により、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の取用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で長官又は政令で定める者が指定したものに從事することを命ずることができる。」「つまり土木建築並びに輸

送、医者というふうな方々は、昔の例で言えば徴用ができる、こゝまで考えていい条文だといわなければなりませんし、しかもこれは、後段におきまして、「第一項又は第二項の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。」「できないのであります。通知をして命令をされれば従わなければならない、こういう規定であります。これは手続的な政令その他がございせんから不備であります。したがって、もし非常な事態が起つた場合、三次防というところの局地戦以下の侵略事態、だから私にはきのう執拗に聞いたのでありますが、起つた場合に、国防会議の承認を得ないで事前に緊急に動く場合がある。あとで国会の承認はできただけすみやかに受けることになっておりますけれども、そういう場合だつてある。そういう緊急な場合に、この百三条というものは直ちに発動される性格のものなんです。しかも長官がおつしやるように、きょうという日もわれわれは守られていて、いかに緊急な事態であるとするならば、手続的なものがなくてはこれは発動できない。防衛に關しては皆さんと私は見解を異にいたします。いたしますけれども、実体法上、法治国家である限りは法律があるのですから、してみれば、不備なるままにこれが発動されたんでは国民はたいへんなことになる。そう考えなければなりません。そこで、私は、いま申し上げましたように、まず一つあげたんですけれども、明らかに項目がきまつていふんです。四十年八月十一日。一つは、いま申し上げたように、防衛出動時における陣地構築等の作業のための人員動員について政令を自衛隊法百三条に基づいて定める。いいですか。それからもう一つは、日赤との関係等があります。赤十字。それからもう一つは、自衛隊員の戦死の場合の補償額、これを高くする。つまり戦死した場合の補償金を特別に高くするための防衛庁職員給与法改正の研究、あるいは防衛出動時の職員の給与の留守宅送り、その制度の研究というふうなことが当時出ていたわけなんです。してみると、

これは全体を含めて今日まで相当な日時がたつておる。参事官会議では取り扱った、議題にしたといふところまではあなたはお認めになった。私のほうで入手しているあれからいけば、議題として研究をするときまわっている、こういうわけであります。ならば、どこから考えても研究してはいないはずはない。しかも長官は、いま冒頭の答弁の中で、非常に怠慢であつたといふことをおっしゃっておるわけです。そうだとすると、怠慢であつた、だから研究している、こうおっしゃっておられる。してみると、その研究の成果のほどは一体どういふことになつておりますか。非常に重要な問題ですか。ら、はつきり答えてください。

○海原政府委員　ただいま大出委員から具体的な例示をあげての御質問がございましたが、この法律の百三条に基づく政令によつて陣地構造の際の人員を確保するということは私ども全然考へておりません。さらにあと二点ばかりの具体的な例の御提示がございましたが、これは何らかの誤りじゃないかと思ひます。今日まで私どもが部内でもつて検討しておりますところを申し上げますと、法制上今後整備すべき事項ということで考えられることは、少なくとも数十件ございます。單にいま御例示のような三点だけではございません。いまの御例示の点につきましても、たとえば百三条に基づきましていろいろ命令を出すことになつておりますが、これについての強制手段はございません。したがひまして、有事の場合、たとえば自衛隊の部隊のトラックがないために、一般の民間のトラック業者に對しまして、特定のものを輸送してくれ、というような依頼、これを命令の形でやりましたも、相手がいやだと言つた場合、どうしてこれを強制するかということは、強制の手段がございません。そのようなことが、実はこの百三条につきましても問題がございます。かういふようなことで、当時、今後において研究をするといふことにつきましては、部内におきまして、今日でもいろいろと検討しておりますが、まだ部外の關係部局と御相談をする段階に至つてい

ない、これが現状でございます。

○大出委員 古いのを持ち出して恐縮なんです。が、三矢図上研究なるもの、この中にある中身からいきますと、「国会に提出する戦時諸法令を次の項目あるとおっしゃったが、数十項目あるのです。思い当たる節ばかりある。罰則をきめなければならぬということまでこの中に書いてある。いまあなたが、いやだといった場合に措置のしようがないと言った。だから、罰則をきめようという中身なんです。これを見ますと、(1)緊急度に応じ、なるべく速かに法令化をはかるもの(第一グループ法令)、(2)最悪の非常事態に対処するたため、必要な法令を情勢の推移に応じて法令化をはかるもの(第二グループ法令)、つまり緊急度によってグループが分かれている。「各グループの法令の概要、第一グループ法令、現行の防衛関係諸法令の実施を容易にするために改正を要するもの、手続の簡素化、罰則の制定、」——罰則と明確になっている。そうでなければ、いやと言われたときに措置がない。だから、この法律に基づいてつくるべきである、こういうわけです。「権限等の一部拡張強化等、関係法令の特令又は適用除外」——適用除外は、たとえば公衆電気通信法等のように、除外例は自衛隊法にもある。それだけでは足りないというわけです。まさにこれは三矢図上研究の中身からいうと、足りないことになる、ならざるを得ない。これは三矢にこだわっているわけではないのです。現実を申し上げている。そして「自衛隊の行動を容易にするため制定を要するもの、一部の物資の統制その他の臨戦態勢等で前項の法令とともに自衛隊の行動を容易にするもの」、これもたくさんあります。さらに「防衛目的を達するため直ちに制定を要するもの」ということで「現段階で法令化の必要あるもの」というふうに分けている。これはおっしゃるように、これを見ると、八十から八十七あるわけです。だから、いまあなたのはうで答えになったことばの中に、いみじくも現行百三条をやったの

では、徴用、徴発の場合に、いやだと断わられた場合に、何かそこに一つなければ強制できないという、いま御答弁なんです。そうすると、長官がさつきお答えになったように、確かに必要なことなんだ、怠慢だったんだ、研究を進めているんだ、こういうわけでありますから、私が冒頭に申し上げましたように、だから申し上げているのですが、こういうことは国民全体にかかわりのあることです。ですから、自衛隊を全体のものにするというお立場に立つておられるのだとするならば、なおのこと避けないでやっぱり言うていただかぬと、あんまりどうもこのところこれがあつたやないかということ、ここで皆さんとやり合ひのはいやなんです。だから、できるだけ率直に言うべきことは言うていただかぬと……。私は三輪さんと呼んだのもそれなんだ。あそこまで書かれたのだから、長官ははずされなくて、三輪さんが言ったことを私は認めるかと思つたら、あなたは三輪さんの言うことを押えたけれども、やっぱり率直になぜ言うていただかぬかと思うのですよ。だから、ひとつ長官、このところはもうちょっと具体的にお願いします。

○増田国務大臣 この自衛隊法に書いてございまして、政令で定めるといふ点がまだ政令化できていない点、大出さんの御質問の中に御指摘のとおり相当ございます。まだ御指摘もございませぬけれども、たとえば有事の際は、海上保安庁は防衛庁長官の指揮のもとに働くというようないふことがありますが、これも政令で定めるといふことになつておりますが、そういうことは早く政令で定めてもらわないと困るわけなんです。しかしながら、これは各官庁に関係いたしますから、私も、その点は防衛庁長官になりましてから注意したのです。ことに一番先にやつぱり海上保安庁のごときものは一緒に働いてもらわなければ困るじゃないか、その制度をつくつておけよというやうなことは、これは命令をしてございます。それから百三条は、御説のごとく七十六条による防衛出動の場合の物件を使用し、管理するという

關係でございするが、いまそれに関する手続法がございせん。しかしながら、罰則というものがなくたって、法令というものはなくたって、やはりこうしてくればなと言えばやってくれることになるのではないかと私は思っておりますが、政令できちんときめたほうがよろしいということ、大出さんのおっしゃるとおりでございまして、いま三矢というものは、これはもう私はあげつらいたくないのでございまして、せつかく皆さまでから御審議願ひまして、一事不再議ということになつてゐるのじやないか。しかし、その内容のいろいろな政令が要る、いろいろな法律が要るといふことは、何も三矢と關係なしに私は考えております。それは必要だと思つております。

それから、現に自衛隊法にございます、これこれは政令をもって定む、これこれは政令をもって定むといふことぐらひは準備しておかなければいけないじゃないかといふことを部下に命令しておるわけでございまして、いませつかく準備段階でございします。もつとも、よその省とも完全な了解を得ないとなかなかいけない点もございまして、別によその省がいいとか悪いとか言っているわけではございませんが、そういうことで時間もかかっておるといふことを申し上げさせていただく次第でございします。

○大出委員　海原さんは、先ほど八十幾つあると数字をおっしゃったけれども、どういうものがあるか、どういう項目があるか。あると言っておいて言えないことはないじゃないか。

○海原政府委員 これは冒頭申し上げましたように、まだ部内研究の段階でございまして、したがいまして、政府委員として申し上げるような筋のものではございませんけれども、ただ、数を申し上げただけでは御了解いただけないということでございますと……。〔大出委員〕おもなものをあげてみて下さい」と呼ぶ。おもというところ、これはまた問題になってまいります。ただいま大臣から御指摘がございましたように、部隊の運用面に関連いたしましたしては、海上保安庁の統制に関する規定

がございます。それからたとえば気象関係につきましても、これは分かれておりますので、同じく海上保安庁と同様な関係において、気象庁との関係はどうするかという問題もございます。さらには、私どもの部隊が動きまわす場合の権限としまして、現在武器等を使用いたします場合、特定の物件に対しての防護についてのみ認められておりますが、この武器の使用の範囲が一体これでいいのかどうかという点もございます。さらに、その出動する自衛官につきましても、先般も申しましたけれども、たとえば陣地を構築する、あるいは戦車が橋梁を通行上どうしても破壊するといった場合に、現行法によりますと、いろいろむずかしい手続が定められております。そういうものの手続は、当然これは有事の場合でございまして、何らかの便宜的な方法がなくてはならない、こういうようなことがたくさんございます。したがって、いま申し上げましたような数字を一応私の手元で検討しておりますところは、三、四十でございます。

○大出委員 この経済の統制だとかあるいは経済の動員だとか、この中には軍用資材だとか、医療機関だとか、輸送機関だとか、土地建造物だとか、それから経済の統制めいたこと——統制めいたことというのは、石油だとか、鉄だとか、希少非鉄金属だとかというようなものを軍事優先でどう扱うかという点、これは非常に大きなことだと思っております。そうでなければ動きませんからね。それからもう一つは、産業に対する統制を含めての経済統制、武器弾薬を含めてという問題、これはあわせて承りたいのですが、弾薬の確保というのがありますね。これは前からの防衛計画の筋道からいけば、おおむね一カ月ぐらいいなっていますね。ところが、今度それが文章上はないのです。しかし、一カ月ぐらいいは確保するのだということなんだろうと思う、予算委員会の答弁からいけば、ところが、あのときに総理のほうから口に出ていることは何かというと、もしそういう事態になるとすれば、生産力というものが

問題になる。今日は、日本の工業も相当進歩して、弾薬の生産だって、武器の生産だって、相当高くなっている。だから、やろうとすれば幾らでもできるから、備蓄量は一カ月は少ない、一年間非常事態が続いた——きのう長官がおっしゃったように、騷擾、あるいは内乱だとか、通常兵器による直接的な侵略だとかということが長期にわたっても、だいたいようぶだという主張をされておる。だいたいようぶだということであるとすれば、だいたいようぶだという真づけとして、この種のものを実際にはなければならぬでしょう。皆さんの側に立って考えても、筋が通らない。そこらのところは入っていないのですか。

○海原政府委員 いわゆる産業統制というような広範な、全般的な国の施策に関するものにつきましては、入っております。これは、私どもの考え方としては、国防会議事務局のほうで御検討いただくべき筋合いのものでございまして、自衛隊のほうからこういうものについての将来整備の必要があるという意見を提出するということ、が、私どもの基本的なことではございまして。

○大出委員 それでは、そこでちょっと横道にそれて恐縮なだけども、いま国防会議のほうでおきめをいただきたい、産業というものの調整は、とおっしゃるのですが、そうだとすれば、私はきわめて不可解なのは、防衛庁設置法の六十二条なんか、国防会議という項があるのをおかしいのだ。法律的にも全然筋が通らない。これは全くへつばり腰で、ほんとうに逃げ腰で、ちよつと入れておきましたという法律、だけれども、いまそれは論じない。この三号に、「前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱」というのが明確にうたわれている。しかも三番目なんですね。「国防の基本方針」がまず第一、二番目が「防衛計画の大綱」、ここまではいまきめておる。ところが、三番目に重要な「前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱」というのは、何ら触れられていない。いわゆる三次防には、國產の問題を含めた大きな問題点が項目の中に指摘されている。しかもいま

のお話で、調整計画は国防会議が立てるべきことなんだとおっしゃっている。とするならば、一体このところ、三つ目の大きな柱について、何も触れない理由は、何ですか。長官どうですか。

○増田國務大臣 御指摘のごとく、第一に国防会議というものは、国防会議あるいは国家安全保障會議というふうに、自民党の安全保障問題調査会等におきましては、言うほうがいいということをおっしゃる。要するに、国防会議というものが防衛庁設置法のすみのほうに入っておるというようにございまして、これはおもしろくないことはお説のとおりでございまして。私は、国防会議設置法というものを、つくりまして、皆さまの御賛成を経て制定公布されるべきものである、その点は同感でございまして。それから第一号、第二号は、国防の基本方針、それから防衛計画、この二つのことはきめておられますが、第三の産業計画等は、まだ国防会議の議題になっておりませんが、いままで決定されました第一次防、第二次防、第三次防の範囲内におきまして、つまり自衛隊法第七十六条による防衛出動の際の産業全体がどうなるかというように、ことまで想定するの、おそろしく第三だと思いたす。それから第四が、いよいよもって事があつたときの出動でございまして。出動の可否等はここできめますけれども、これは要するに諮問会議でございまして。その諮問会議を経て閣議がきまり、閣議がきまった場合に一番必要なのは、皆さまの組織していらつしやる國權の最高機関の国会でございまして、国会に事前の御承諾を得る。やむを得ない場合には——これはただし書きでございまして、やむを得ない場合には事後の承諾を得る。事前の承諾を得るといふことは、やはり国会とシビリアンをもつて構成しておるこのシビリアン全体の、防衛庁という一つの主力部隊を指揮、監督しておるのだと私は思っております。一番大切なときには、事前もしくはやむを得ない場合には事後において御承諾を得る。治安出動の場合には、事後において御承諾を得る。御承諾がなかつ

たならば、そのとき以後においてそういうことはできない、こういうことになっておるのでございまして、その前の前の準備段階が——第四号を申して恐縮でございまして、防衛出動の可否ということ、これは、まだこれは議題になっていないのです。が、この議題になるときは、国会が一番議題になるべきところなんではないかと、第三はおそろしく相当事があつた場合のことを想定したときの産業計画だと、私は考えております。でございまして、いまのところ一次、二次、三次防の範囲内におきましては、まだ相談をいたしておりませんが、しかし、事実上の国防会議の議員等におきましては、通産大臣も科学技術庁の長官も事実上のメンバーになっております。正式のメンバーは、経済企画庁長官と外務大臣と私と大蔵大臣と総理大臣だけでございまして、これはしつちゅう閣議で会いますし、この第三というのがあるから、おいおいこれは考えなくちゃいかぬじゃないでしょうかというように私を私はちよいちよいお話はいたしております。

○大出委員 私はここで整理をさせていただきますが、この百三条に基づいて、これは論議されてない条項ですから、ここでもい明らかになつてまいりましたのは、政令等は、怠慢だった、研究をしている、何とか早くきめなければならぬという点が一つありました。それから、もう一つは、三十ぐらいきめなければならぬ項目があつて、そうでなければ、一項、二項に分けて言え、たとえば物の徴発にしても、人の徴用にしても、本人が拒否をする、あるいは持っている所有者がいやだと言つた場合に、對抗措置がない。したがって、それらの問題を含めて、先ほど幾つか例をあげた問題も入れて、その種のものを何とかきめなければならぬ。いまこういう段階だということ、またそう考えている、そのところは、まづご理解していいのです。

○海原政府委員 私が御説明いたしましたのは、あくまで防衛庁内部の、事務当局としての立場でございまして。したがって、法律、政

令その他の事項等が、その制定の必要があるかどうかということは、もう少し高いところの御判断にかかると思ひます。私も、いわば武士のたしなみということで、上から御命令があった場合に、こういうことをお願いいたしますというについで、十分勉強しておく必要がある、こういう心がけでやっておりますのでございます。お答えいたします。

○大出委員 それでは、ひとついまの点、長官に承りたいのですが、不備であることはお認めになつてゐる。政令も怠慢であつたとおっしゃつてゐる。研究をさせているとおっしゃつてゐる。しかも、他に例まであげて、手続法規がないことまでおっしゃつてゐる。そうすると、それらのことは早急に何とかしなければならぬ、こうお考えだ、こう理解してよろしうございますか。

○増田国務大臣 まず、大出さんの御質問のうちで、百三条というのはほとんど附則みたいなものであれわれはほとんど知らずに通つたということ、これはやはり閣会を通つた法律でございしますから、十分審議されたというたてまえでございしますから、そういうことは国会議員としてはおっしゃらないほうがいいんじゃないかと私は思ひます。要するに、百三条はあなたの全面的の御審議を経て、そうしてあなたのほうでは青票を出されたかもしませんが、国会としては意思決定をされた法律として制定、公布されております。

それから諸般の政令が、自衛隊法を見ただけでも要ります。この諸般の政令を早くやつたらいいじゃないかということですが、私は、まずこの法律を全部、二、三回通読いたしました、そのときに、これは政令をもつて定むとある、その政令を見せられてというように、これを最初言つたのであります。その政令も作業をしてゐることはしてゐますけれども——これは率直な話ですよ。あとでいろいろなほうに迷惑のかからないようにしてほしいのですが、いろいろ関係各省もありましてややこしいですから、なかなかその政令がうまくできない点もございします。こういうことを私の部

下が言つておるわけなので、怠慢ということをおしやうとあなたに恐縮の意を表したというのではないのでございまして、ただ、政令がまだできていないことを、私は遺憾としております。

それからなお、いま官房長のお話と大出さんのお話を承つておきますというところ、この自衛隊法に基づく政令がまだ不備であるということ、もう一応これは申し上げました。あと、産業調整計画の大綱、これを閣議等におきまして立て置いた場合に、事が法律事項であるならば、立法措置を講じて閣会に提出し、皆さまの御賛成を得て制定、公布すべきである、その準備等はばつばついたしてあるということが官房長のお答えだと思ひますが、私はそれでけっこうだと思つております。しかし、私は長官という立場におきまして、督励をいたしておるということだけは申し上げておきます。

○大出委員 ここで時間をとる気はないのですが、督励をいたしておるとなると、総理の答弁と食い違ひがございしますので、そこだけ明らかにたしていただきたいのであります。

総理は、その必要はないとおっしゃつておる。これは予算委員会における民社党の永末君の質問に対してお答えになつておられる。いまそういうふうな国際的な事情にはない。だからその必要はないと考える、こうおっしゃつてゐる。あなたのほうに督励をすることとおっしゃつておる。この関係はいかがでありますか。

○増田国務大臣 それは私は総理の御発言のときにいたかどうか、たぶんいたと思ひますが、おそらく永末君が総動員法のごときものを定める必要があるかどうかといったようなことを御質問になつたと思ひます。総動員法のごときは必要ではない、こう言つたわけだと思ひます。ただ、第三項はまだ国防会議の議決事項になつておりませんが、しかし、議決事項になつた場合に法律が要る場合はどうかと言われれば、総理大臣もおそらく、その法律の必要なものは法律を考へなければならぬ、こういうふうにおっしゃるのではない

かと私は考えます。総動員法のごときものを考へてゐることは全然ございせんというところは、総理もおっしゃいましたし、私も同感でございします。

○大出委員 総理がおっしゃつておられるのは、総動員法じゃないのです。私がいまの論点で申し上げた各種の不備があるではないか、どうするのだ。三矢の例や、いま私があげたようなことをあげて、こういう非常事態に処する各種の立法措置、これが今日どういうことになつてゐるのだという質問が出てゐるのですが、それに対して今日の現象から見てそういう必要はない、こういうふうにお答えしておられるわけですか。いま督励してゐるとおっしゃつておられるのと、関係が明らかになつてゐない。その席にあなたはあられたですよ。

○増田国務大臣 私は部下に勉強しろといったような意味でございします。

○大出委員 どうもそこら、私に言わせると、避けて通らう、通らうとする。長官の頭の中で、督励をして政令その他も逐次きめていく、こういう意味で督励をされておる、こう先ほど言ひ切られていたわけですか。ところが、私が永末英一氏の質問の中で答えてゐる総理の言を持ち出したところが、そういう言ひのされをされるのだけけれども、それはやはりあなたが督励をするというお氣持なら、長官なんです。総理にはつきりものを言つて、こういうものはつくつておかなければならぬのですよと言わなければならぬと思ひます。でないから、二十二年も十七年間でかわつてゐるじゃないかと言つたら、私がやつておる限り、何ぼかわつてもいいという、総理は答弁をされる。おそろくあのとき増田さんは腹の中でおこられたのではないかと思ひます。総理はけしからぬことを言う。おれが長官やつておる間はそういうものではないと、こころのところはつきりしてあらわなければならぬ筋合ひだと思ひますが、どうですか。

○増田国務大臣 仮定の上の仮定からだんだんこゝうなつておるようございまして、現在勉強しろ、準備をしろということを言つておるの、自衛隊法で政令をもつてこれを定むというの、あなたがあるわけございまして、そのうち私が一番必要なふうを感じたのは、百三条に、いまの七十六条に基づいて出動した場合、府県知事が長官もしくは政令の指定する者の要請によつて、各種の物を取用したり、使用したりすることができ。そこで、その手続は第五項において政令をもつてこれを定むと書いてある。その手続規定がなければ、百三条はさっぱり動かないじゃないかということ、私は部下に言ひました。それから、海上保安庁長官は有事の際は防衛庁長官の指揮のもとに働く。しかし、そのやり方は政令をもつてこれを定む、こう書いてある。そこで、運輸省のほうともかけ合つたりしてゐる、そして政令をつくつたほうがいいというふうなことを私は申し上げております。そこで、この国防に関する産業調整計画の大綱というものがかつた場合に、もしそれが法律を要するならば、その法律のことも勉強はしてございします。しかしながら、その職務は国防会議それ自身でございします。その下準備くらの準備はいたしております。そのことを答えておるのであります。その産業等の調整計画の大綱が、経済企画庁その他聞いてみましても、一応まだかける段階でございしません。しかし、かつた場合に、事が法律事項であるならば、私は別段総理と食い違ひがないと思ひますが、法律事項を政令で定めるなどということはとんでもないことでありまして、やはり民衆の生命、身体、財産、あるいは産業等を尊重する上からいつても、この産業計画の大綱がきまつた後において、法律事項が出てくる場合であつて、政令なんかで逃げることはとんでもないことである。私の頭に浮かんでくるのは、総動員法なんというものは、大体のことはすべて政令にゆだねてございしました。昔のことばで言つと、勅

令でございます。勅令以下にゆだねてございまして、そのようなことはよくない。いかにしても命令というものはよくないので、事柄が法律事項である場合は、やはり総理もそこまで御認識になった上での御答へでは——正直のところ、あなたと私の対話ですが、永末さんの御質問も、その程度、その御認識の上でいやすくも法律のことは全然考えておりませんと言ったわけではないのではありませんか、総理を弁護するわけではございませんが、そう考えております。

○大出委員 いやどうも一ぺんおっしゃったことを何となく方角を変えるときには話が長くなるものでございまして、いまいぶん長い御答弁をいただきまして恐縮なんです。総理にまた御質問申し上げる機会が近くございしますから、いまの点は私のほうから申し上げないで、そのときにいたしますから、どうかひとつ議事録でも調べておいていただきたい、こう思うわけでありまして、いまのところは議事録に残っておりまして、督励をする、こういうことなわけでありまして、その限度にしておいていただきます。

それから、いまのところとちよつと関連がありまして、九日の日に、長官は内局の皆さんに、国防白書を研究せよという意味の指示だと思ひますが、指示をされている。これは私、関係の方々に聞いてみた。二日ばかりいろいろと尋ねた。そうしたところが、前後の事情もよくわかりまして、西村さんたちのほうから、それからまた船田さんのほうから話があつて、言うならば建言があつて、長官もこれは総理におはかりになつて。ところが、総理は一九七〇年というものを目途に考えれば、国民に認識を深める必要があるという意味で、これは大体お認めになつて。その上に立つて、長官は事務当局に対して国防白書についての指示をお与えになつて。こういう経緯ですね、簡単に申し上げると。したがって、先般勉強しているというお話だったのですが、そこらのところをもうちよつと詰めてお話しただけませんか、簡単にけつこうですか

ら。

○増田国務大臣 防衛の必要性あるいは防衛の実態等を国民にPRいたしまして、何と申しましても国民の同意と御協力のもとに自衛隊というものが存立、発展するわけではございしますから、国防白書というふうなものはいかであるかということの示唆を総理から受けたことはございします。西村政調会長も、もちろん私どもの政調会長の政調会長でございますから、話は承つておりますが、いまこれでも研究しておりますが、この書き方いかんでなかなかやこしいですから——非武装中立を唱える方もございしますし、そこでこの国防白書をつくつて、そして世界の国防はこうなつていくといつても、てんで受け付けられないといふこともございしますし、ただいまやっておりますのは、広報、宣伝のことを主管いたしておる官房長からお話ししたました映画、あるいはその他のペンフレット、リーフレット、あるいは書物等もございしますし、いろいろいたしておりますが、白書ばかりでございします、その白書の流行にすぐ乗つてどうこうするといふようなことは、慎重にやらなければならぬ。しかし、これは研究、研究といふことは使ひ過ぎますが、いま研究中でございます。総理の御示唆はございましたが、まだ御命令という程度ではございしません。御示唆はございました。

○大出委員 示唆に基づいて検討している、こういうことになりなすな。

○増田国務大臣 そうです。

○大出委員 あと二つばかり承りたいのですが、これまで非常に重要なことなんですが、これはきのう三輪次官からちよつと話がありました。幕僚長といふことがありました、つまり防衛計画——整備計画でございしますから、防衛計画ではない。防衛計画を立てる場合、また作戦、私どもから言えばそういうことばになります、を立てる場合、この手続的な点についてひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。各幕がまず取り扱うことになるのだらうと思う

のです、法律から言えば。たとえば陸の幕僚長の、陸の純然たる軍事的な要求がここで検討される。空幕あるいは海幕も同様だと思います。これは統合幕僚会議に持ち込まれる。そうして統合幕僚会議長のところが最後のところだらう、こう思うわけですが、これと内局との関係は一体どういふことになるか。防衛局長の島田さんおられますが、防衛の基本に關することというのが、防衛庁設置法上、防衛局の所管でございします。シビリアンコントロールという問題とからんで、このところをどういふふうにおやりになつていかと、この点を、また権限の——これはきわめて抽象的な点です。防衛局の所管といふものは、基本に關すること、どこまでが一体基本かといふことが明らかでない。そうすると、各幕との関係できのうの三輪さんは非常に御遠慮してものを言われた、私はあとで質問しますと言つたのだが、非常に大きな問題、幕僚長がとかくそつちに権限があると云ねばかりのきのうの御発言、そうすると、防衛の基本に關することを所管する防衛局は、内局という立場でそれだけの権限が一体あつて——めくら判を押されるのは困る。そのところは、どういふふうになつておりますか。

○島田(豊)政府委員 まず規定上から申し上げますと、防衛庁設置法の第二十六條の統合幕僚會議の中に「統合防衛計画の作成及び幕僚監部の作成する防衛計画の調整に關すること」といふのがあります。さらに第二号で「統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に關すること」とございします、二十三條におきましては、幕僚監部の所掌事務に關することがございします。そこで、これの手続關係でございしますが、現在やっております手続としては、まず統合幕僚會議におきまして、統合防衛計画、年度の統合防衛計画といふものを立案いたします。それを私どもと両者間におきまして十分審議いたしまして、長官の御決裁を得るわけでございますが、長官は、この統合防衛計画に基づいて各幕僚監部に、それぞれの自衛隊の防衛及び警備に關す

る計画を作成せよといふことを長官から指示される。それに基づきまして、各自衛隊におきましては、幕僚監部、幕僚長が中心になりまして、翌年度の防衛及び警備に關する計画を立案し、それにつきまして長官が承認をされる。その場合に、長官から各部隊、たとえば陸上自衛隊でいいますと、方面總監あるいは師団長に対して、陸上幕僚監部が作成いたしました計画に基づいて、それの段階における防衛及び警備に關する計画を作成せよといふことを長官から部隊長あてに命令をされる、こういうことではございまして、内局は当然その統合防衛計画並びに各自衛隊の防衛計画を作成いたします段階におきまして、十分審議をいたしまして長官を補佐する、こういうことになつておるわけでありまして。

○大出委員 内局が十分審議をするといふことで、審議の場所といふものは、参事官會議でもおやりになるのですか、それとも、防衛局が基本に關する権限を持っておりますけれども、どこどこでチェックする場所があるのですか。いまのお話では明らかでない。

○島田(豊)政府委員 これは防衛局が中心になつてやっております、一々参事官會議といふものはやっております。

○大出委員 そうしますと、鈴木さんのところの經理關係だつて關係があるのではないか。そちらのほうは關係がないのですか。防衛局だけでやるのですか。

○島田(豊)政府委員 それぞれ作成いたします一つの段階におきましては、關係各局との調整はやつておると思ひますが、案そのものにつきましては、防衛局が中心になつてやつております。

○大出委員 たとえば自衛隊の核訓練ですね、「てるづき」の写真が新聞に出ておりましたように、核洗淨、核によれたから洗淨訓練をやるとか、陸上自衛隊としまして、九千人の師団は一つあるはずですか。あとは八千人の師団です。なぜ九千の師団にしているかといふことについても、これで縦に分散しまして、核爆弾を受けたときに

一ぺんで二つの師団なら師団がやられないようにという基本を立てておられるでしょう、そういう形で核訓練の演習をやっておりますね。しかも被服まで全部そろっている。国民には全然核に対する準備はさせないで、自衛隊のほうは一生懸命やっているわけだ。それらのことは、全部あなたのとこにそういう計画が入ってくる。内局もそれは認めるものは全部認めて、そこで最終的にきめる。めくら判じやなくて、権限がありますか。

明確にだめならだめと言えますか。

○島田(豊)政府委員 ただいまお話のありましたような事項、たとえば教育訓練の問題でありますとか、あるいは編成をどうするかというふうなことは、これはここにいう国防計画、防衛計画ではございまして、それは毎年毎年のいわゆる業務計画というものでございまして、翌年度の各自自衛隊の一年間に遂行します業務の目標、それに対する達成要領というものを業務計画の形で作成いたします過程におきましては、参事官会議に重要事項につきましましては、十分の審議を尽くして翌年度の業務計画を作成する、こういう手続にいたしておるのでございます。

○大出委員 もう一つ聞かしてください。そうしますと、この業務計画と防衛計画、あるいは訓練計画、いろいろあると思うのですが、それがこの法律上は、私が幾ら調べてもみてもわからないのです。たとえば例をあげますが、私も非常に心配をするターゲットとか、アスロクとか、核弾頭を使える、つまり核を使える兵器がある。たとえば申し上げれば、ターゲットなんかは、最近はおたくの海上自衛隊のほうの「あまつかぜ」、これが米軍と一緒にやっています、沖縄近海で射撃訓練をやっていますね。事実がある。それからアスロクなんかについて、おたくの「やまぐも」ですか、これにまた搭載することにきまっていますね。そうすると、ターゲットとかアスロクとか、核に關係はないとは言えない。そういうものは使いませんということだけであって、ナイキハー

キュリーズと一緒にです。そうでしょう。非核弾頭というものが、つまり私もから見ると、心配になる点があるのです。そういうものが一ぱい出てくる。それらのものは、年度の防衛計画の中に、どういふものの訓練をやり、どういふものの演習をやる、そういうふうな形になってあなたのとこに出してくるのじゃないですか。全然それは別ですか。

○島田(豊)政府委員 まず、ターゲットが両用兵器であるというふうにおっしゃいますが……

○大出委員 核、非核の論争はいいですよ、時間がありますから。

○島田(豊)政府委員 そこで、そういう兵器を採用するかどうかということは、これは防衛計画には直接關係はございせん。もちろん防衛計画としての前提になるわがはの能力を向上するという意味におきましては關係があるのございせんけれども、防衛計画は、要するにそういうものを使用し、どういふふうに対処していくかというのをきめておるの防衛計画でございまして、いまのような装備品を採用するかしないかということ、業務計画によつて審議いたすわけでございます。したがって、翌年度に各自自衛隊がどういふふうな訓練をやり、募集をやり、あるいは装備品を取得し、あるいは調達し、あるいは施設を整備する、こういうふうな問題は、全部これは業務計画でやっております。したがって、防衛計画というものは、要するに現在のそういう自衛隊の能力といたうものの基盤の上に立ちまして、その翌年度にどういふふうに対処するかということとをきめるのが防衛計画で、いわばおのずから作戦計画に……

○大出委員 そうすると、業務計画というのは、内局との關係では、どこと關係があるのですか。

○島田(豊)政府委員 それは、その業務計画を審議いたしますのも防衛局が中心になりますけれども、これはそれぞれ、人事は人事局、教育、訓練は教育局、施設整備は経理局、こういうところと

各幕僚監部が十分審議いたしまして、その総体の取りまとめを防衛局がやる、こういうことになっております。

○大出委員 各幕僚監部が審議をする場所というのは、どこにあるのですか。

○島田(豊)政府委員 これは特定の場所があるわけではございせん、それぞれ連絡によりまして行ないます。それから、われわれ防衛局でやるのは、これは会議室でやるわけでございます、どこでというふうな……

○大出委員 いいです、時間がありませんから。それを私は非常に心配して聞いたのですが、やはりそういうことだ。幾ら調べてもない。会議室でやるのはあたりまえです、会議室だから。ただ、特定の場所があるわけではないということになる。私はチェックの場所がなくなる。各幕がいろいろやって、金の問題になれば総理にいく、教育、訓練なら教育局長、施設なら小幡さんのところへ行くということでは、総合的にものを見られないわけですか。そうすると、シビリアンコントロールと名がついているのだけれども、戦時ではなく、平時でもシビリアンコントロールという、きちんとした機構というものをつくっていかないければ、これはとてもじゃないが、コントロールできぬものではない。一つ間違つたら、アメリカンコントロールになつちゃう。各幕ともやっているのだから、全部つながりがあるのだ、第五空軍みたいな。そうすると、そこところは、長官、この種の訓練計画、「やまぐも」と「てるづき」、いろいろあるやつ、そういう訓練まで含めて総体的に審議する場所がない、会議室でやっています、こういうことでは、長官、これはシビリアンコントロールがでない。時間がありませんから、そこところは、長官、私は念を押しておきますが、せっかく長官が先ほどもおっしゃっているように、そう簡単な長官じゃない意識でやっておられるのですから、そこらのことは十分御注意をいたしていて、シビリアンコントロールがきちっと行なっているように、ひとつ御検討をお願いいたします。

ただきたい、こう思います。

○増田国務大臣 シビリアンコントロールというのは、私は総理大臣というせびろを着た人がコントロールすることであると思います。それから、その部下の隊務を総括をする防衛庁長官が、せびろを着ておることだと思ひます。それからその下に事務次官がおりまして、総括的な補助をいたします。官房長その他の部局長がおりまして、私が幕僚長あるいは統幕議長等を指揮、監督する場合に、シビリアンである、せびろを着ておる私を補助するという形において、幕僚長あるいは幕僚のそれぞれの部員、副長等を指揮、監督するわけでございます、直接に防衛局長やその他の部局長が、幕僚長、あるいは副長、あるいは海幕、陸幕、空幕の各部長を指揮、監督するわけはございせんが、私も一々目が届きませんから、便宜上私を補助する意味の内局が、部隊のほうをつかさどつておる幕僚部に來てもらひまして、防衛計画その他を私のかわりに見て、これでけっこうですとか、けっこうでありますとかという補助を私にするわけでございます。それから、あくまでもシビリアンコントロールの最高のものは、国会でございます。国会議員七百数十名の方が、シビリアンコントロールのトップに立つておるわけでございます。でございますから、こうやって皆さまに質疑を受けて、私も一生懸命答弁いたしておるわけでございます。これがシビリアンコントロールの象徴である、私は思っております。そこで、その次に政府といたしましては、内閣総理大臣であり、防衛庁長官である。それから私を助ける者として、内局にシビリアンがおりますが、内局の者はユニホームを直接指揮するわけじゃございせんから、シビリアンであるこの私のユニホームを指揮するというのが、日本の防衛隊のあり方でございます。これがシビリアンコントロールであります。私服が何がわかるかということになりますから、何とわからないわれわれは、し

かし良識は持っております。この良識を持てている者が、ユニホームをきびしく監督してまい。いやしくも行動は許さない。また行動を大いに訓練すべきところはこれから訓練するというところで、こういうことは、内局の部下の補助を受けて私がユニホームを指揮する。あくまでもこういう形に分かれる。シビリアンコントロールの最高は、国会であるということを御認識願いたいと思います。

○大出委員 時間がありませんから……。いまの点は、幾ら長官が強調されてもされ過ぎるということはないのであつて、もうそれこそどんなにシビリアンコントロールを強調されても当然でありまして、大いに強調していただかなければ困る。ただ、チェックする特定の場所がない、つまり計画を立てる以前に、立てる過程、あるいはあとで、特定の場所がないということになると——会議室ではなくて、特定の場所ですよ、これがなければ困る。時間がありませんから、総理のときにまたあらためてお尋ねいたしますが、このところだけは私は検討しておいていただきたい。念を押しておきたいと思ひます。いまの点はそれでけっこうです。

ところで、最後に外務省に御出席いただいておりますし、防衛庁との関係も多少ございますから、一点だけ伺っておきますが、八月下旬にエンタープライズが寄港するという新聞記事があります。エンタープライズ号の寄港問題というのは、前に浅尾さんに昨年の五月二十八日だと思ひましたが、御質問申し上げて、初めて一昨年十一月二十六日にアメリカ大使館から外務省に公文書が入り、エンタープライズ号を第七艦隊に編入した、したがって、近い将来日本に寄港することがあるということが伝えられたということになっていくわけですね。ところが、これが私の手元にある私のほうのローカル紙によりますと、少しややこしい手続で、つまり国会があるから、国会が終わったその辺のところで安全性の確認行為が行なわれる。一カ月くらいかかりますからね。そういう

記事が最近出ておりますが、これはあるところでは来年だという話が飛んだり、いろいろ現地を迷わしておるわけでありまして。この点どういうふうにお考えになっておりますか。

○浅尾説明員 たびたび国会でお話ししておりますように、一昨年の十一月アメリカ大使館のほうから、エンタープライズ号その他の原子力艦艇が第七艦隊に編入になった。したがって、近い将来に日本に寄港するかもしれないという連絡がございました。その後、アメリカ側から正式に寄港させたいという申し入れは、いまのところございませぬ。

それからもう一つ、新しい事態といたしましては、新聞に報じられておりますように、六月六日、第七艦隊司令長官が那覇において、このエンタープライズは六月の末に本土に帰る、第七艦隊に復帰するのは十二月または明年一月だ、こういうことだけわかつております。

○大出委員 そうしますと、八月下旬にも寄港かというこれは、あなたのほうには全くそういう情報が入っていない。那覇で第七艦隊の長官が言ったとおり、本年は入らない。つまりアメリカ本土に帰ってしまつて、第七艦隊に復帰しないというふうに確認しておいてよろしうございませうか。

○浅尾説明員 八月あるいはいつか日本に寄港したいという申し入れは、全然ございませぬ。ただ、わかっているのは、第七艦隊司令長官が先ほど申し上げた言明を那覇でしたということだけでありませぬ。

○大出委員 確認しておきます。

○藤尾委員 関連して。ただいま大出委員の御質問に答へられて、島田防衛局長が非常に重大な発言をせられたと私は思ふのです。これは各幕僚監部あるいは統合幕僚監部における者がそれぞれの業務計画その他を立案する際に、内局と同時にこれは検討をせられておる。その所管の内局部局というものがきわめてあいまいで、そうしてこれは会議室でやっておるのだというふうな趣旨の御発言がありました。これは私は容易ならぬことな

で、あなたはこれは早急に訂正をせられなければいかぬと思うのです。あなた方内局の方々は、各幕僚監部に対する指揮権あるいはその他チェックする権限はないはずでありますけれども、あなた方は、これは長官に進言するために十二分の検討をせられておるはずであります。その中心であるべきものが、島田さん、あなたがやりになつておられる防衛局であるはずでありまして、私はあなたがその点を明確なまゝ過ぎされと、これは後々のために非常に誤解を与えますから、この際発言を求められて、そのあなたの発言を訂正せられるよう私は求めます。

○島田(豊)政府委員 先ほどの私の答弁の中に適切を欠く点がありましたことを訂正します。

翌年度の防衛計画、業務計画につきましては、各幕僚監部におきましては、前年度の当初から詳細な検討を加えておるわけでありまして、事実関係を申し上げますと、それが内局に案としてあがつてまいりますのが六月ごろでございまして、そこで内局におきましては、防衛局を中心としたしまして、六月、七月、さらに八月にもかかりましたけれども、その間に関係幕僚を呼びまして、あらゆる角度からそれぞれの計画につきまして十分な検討を加えるわけでありまして、ただ、それぞれの専門の問題につきましては、内局にもそれぞれの専門の部局もございまして、そこでの調整をはかりますけれども、全体計画としては、全体の調整をどういうふうにとつていくか、来年度の事業の重点をどういうふうに置くかというふうな問題は、これは防衛計画との関連におきまして、防衛局が中心になつて真剣に検討いたすわけでございます。その中の重要な事項につきましては、これは私先ほど御説明申し上げましたけれども、一参事官会議にかけまして、参事官会議におきまして、何回となくそういう問題については慎重に審議をいたしまして、最後に防衛庁長官に御説明し、決裁を得る、こういう手続になつておるわけでございます。防衛局といたしましては、防

衛計画の作成と同時に、この業務計画の作成というところが、最も重要な仕事であるというふうにお考へております。また、事実そうでございます。

○藤尾委員 そうすると、いまのあなたのお話によりますと、大出委員が御指摘になつたチェックポイントといふものは、まず内閣総理大臣にある。次に防衛庁長官にある。その前に、これはほんとうの意味のチェックをする権限があるのかどうかというとは別として、防衛局あるいは経理局、装備局あるいは教育局、参事官会議その他において十二分にチェックする予備的な検討を行なつておる、こういうことですね。

○島田(豊)政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 これは検討を行なう行ない方の問題なので、特定の場所がない形の検討のあり方というのには、私は技術的に非常にむづかしいシビリアンコントロールですから、これは非常に大きな問題だ、こう私は理解しておるのです。ただ、これは特定な場所がないというものについては、私も法律を調べてみました。ところが、一番大きな問題だと私は思つておる。長官がいかに能力がありながらも、なかなか全般的にすべてを見通すわけにはいかない。してみると、その下のところにあるに、現実的に事前、事後、あるいは中間でチェックしていく場所というものがなければならぬ、こう私は考へておるのです。ところが、その特定の場所がないという御発言ですから、これは私は総理にあらためてお伺ひしたい、こうさつき申し上げたわけでありませぬ。

ところで最近、私は衣の下によりが見えるという形で論議されてきたものが、どうもよろしいのままだり通るという形になつてきているような感じがするのです。それだけに、私はなおのことそういう点について、百三条にしてもそうです、参事官会議にしてもそうです、それからいふ言つたチェックの問題にしてもそうです、こういう点はきちんとしておかなければ、将来に大きな悔いを残すことになる。国会の事後承認という形が出てくる、承認しなかつた場合には出動した者は

帰ってこなければならぬことになりませんが、先ほど長官は言わなかったけれども、これはそれだけでは足りない、こういうふうに私は考えておるわけでありまして、以上で終わります。

○關谷委員長 浜田光人君。

○浜田委員 私は、さっきが党の大出委員は三次防等について広範囲な質問をされましたが、これからは主として安保体制下における日本の防衛のあり方、特に駐留軍の基地等の問題を含めて質問をいたしたいと思うわけでありまして、

そこで、まず第一の点は、政府は口を開くと常に日本の安全と独立、平和は安保体制によると言っておられますが、現在日本の国を守るための米軍の日本における比重と、日本の自衛隊の比重はどのようなウェイト、比率関係になっておるか、大臣に御答弁をいただきたいと思うのであります。

○増田國務大臣 浜田さんにお答えいたします。御質問の要旨をつかんでいなかったならばまた再質問をお願いすることとして、お答えいたします。

いまの安保体制のもとにおける自衛隊の比重はどうなっておるか。自衛隊は陸海空合わせて二十五万人でございます。それから、防衛庁員、防衛施設庁員等を含めまして二十八万人ばかりでございます。ところが、米軍の陸海空一もともと陸軍は補給部隊しかいないのでございまして、海空がございまして、この陸海空を合わせて四万人足らずである。現在のところこういう比重でございます。

○浜田委員 数からいきますと、大臣のいまの御説明のようかと思うのでありますが、いろいろなままでの国会のやりとりの議事録等を調べてみたりして、ずばり言って、戦略的な見方として、米軍が日本の安全、平和、独立を守るために、実際のどのくらいの位置づけというか、いままですべておるのか、できればひとつ見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 在日米軍の兵力につきましては、日本におきます配置状況は、陸軍が約八千

百名、海軍が約八千名、海兵隊が約二千三百名、空軍が一万八千名、合計約三万六千四百名でございますが、その中で陸軍は、日本におきましては、実動部隊と申しますか、第一線部隊は配置いたしておりません。主として行なっておりますのが管理、補給でございます。管理、補給部隊でございます。海軍は、わが国におきましては第七艦隊の基地を横須賀及び佐世保に置いておるわけでございます。それに関連いたしまして、第七艦隊の艦隊の航空隊及び海兵隊の航空隊、これが厚木、岩国等に配置をせられておるわけでございます。

ただこれは、それぞれ横須賀、佐世保に艦隊の基地隊を持っておりますけれども、これは主として第七艦隊に対する補給関係等を律しているわけでございます。いまして、これは日本の領域内に海軍としてのいわゆる実動部隊というものは、一部航空機が配置をせられておるといふことで、現在は主として補給関係に従事をしておる。ただ、空軍につきましては、横田及び三沢に戦闘機を配置いたしておるわけでありまして、横田には100の部隊を一応三スコードロン、三沢におきましてはF100の航空機を二スコードロン配置をいたしておるわけでございます。いまして、そういう関係におきまして、もし事がありましてした場合に、直ちにわが国の自衛隊と共同して作戦を行ない得るといふのは空軍だけでございまして、陸軍は管理、補給部隊、海軍も主として基地関係の補給部隊でございます。それが直ちに実動部隊とはなり得ないわけでございます。

したがしまして、有事におきまして在日米軍に依存するといふ場合におきまして、空軍に依存するわけでありまして、陸海軍におきましては、直ちに在日の米軍に依存するといふことは、少なくとも初期の段階におきましては非常に困難であるといふふうに考えております。

○浜田委員 いろいろ戦略的な問題は質問の最後で集約することいたします。

そこで、米軍が日本に基地を持てている数とか、いろいろ新聞等にもかつて出たことがございまして、その中で、次の質問に関連いたしますか

ら、まずお聞きいたしますのは、日本における米軍が使つておる基地で、特に弾薬関係、それから試験場、こういう点について、個所、それからいろいろトラブルが今日あるかと思ひますが、そういう点についてまず御報告願ひたいと思ひます。

○小幡政府委員 まず最初に弾薬庫について申し上げます。弾薬庫は、衣笠弾薬庫、川上弾薬庫、広弾薬庫、それから山田弾薬庫、針尾の集積等ございまして、それから、試験場というのは特にございせんけれども、試験場を含めて申しますと、三沢対地射撃場、それから水戸の射撃場、それから九州の芦屋の射撃場、そういったものがおもなものでございまして。

○浜田委員 そこで、質問にこれからずっと関連して入るのですが、まず日本国とアメリカとの相互安全保障条約の六条の実施に関する交換公文で、例の、しばしば国会でも問題になり、安保のときにもずいぶん国会で論議され、昨年あたりは、例の爆撃機のベトナム戦争への参加によつてもやはり論議された事前協議の問題でございまして、この中では、装備における重要な変更並びに日本国から行なわれた戦闘作戦行動、こういうふうになつておるのでありますが、まずこの事前協議の対象になる項目といひますか事柄、そういうことに対して御説明がいただきたいわけでありまして。

○島田(豊)政府委員 交換公文におきまして事前協議の対象となります事項といたしましては、「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」ということでございます。この場合の「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更」と申しますのは、陸軍でいいますれば一個師団以上、海軍でいいますれば一機動部隊以上、空軍でいいますれば一スコードロン以上の日本への配置というふうに解釈

されておるのでありまして、日本国からこの種の兵力が外国へ出動する場合に含まれておりません。

その次に、「合衆国軍隊の装備における重要な変更」といひますのは、解釈をいたしましては核兵器の持ち込みでございます。核兵器の持ち込みといふのは、一つは核弾頭の持ち込み、一つは中長距離ミサイルの持ち込み、さらに中長距離ミサイル基地の建設、こういうことを行ないます場合には事前協議の対象になるということでございます。

さらに、「日本国から行なわれる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」とにつきましては、これは文字どおり日本国から戦闘作戦行動に出発をしていくということでございます。いまして、この場合は、単に日本国内の基地を兵たん基地として使用するといふ場合は含まれないといふことに解釈されておるわけでございます。また、日本国からの移動、あるいは外国へ一たん移動いたしまして後にございまして、その外国の作戦行動基地として使用するといふような場合はこれに含まれない、こういうふうに解釈をされております。

○浜田委員 そういたしますと、日本の国から、直接戦闘する武器弾薬、これはむしろ日本の領土から向こうへばつとやるやつは文句なく当然事前協議ですね。そうすると、この弾薬は、直接ベトナムならベトナムの戦闘に参加する兵器だから、当然これは対象となるべきだと私は思ひますのでありますが、いままでの議事録等いろいろ調べてみますと、そういう弾薬は、直接ベトナムならベトナムへいつても、その部隊が使用するのだから何ら事前協議の対象にならないと聞いておるのでありますが、その点どうでありますか。

○島田(豊)政府委員 そういう武器弾薬のいわゆる補給基地として日本を使用します場合には、これは事前協議の対象にならないといふふうに従来の解釈はなつております。

○浜田委員 補給基地、日本に弾火薬庫がありま
すね。それから、たまたまそれは目的といいま
すか、ベトナムに運んでベトナムの一線部隊がそれ
を使用するといふ場合もあるでしょう。しかし、
反面リパティイ等で輸送いたしますと、あるいは
その途中で直接そのたまたまを撃つ場合もあるでし
ょう。そういうときはどんなになりますか。

○島田(豊)政府委員 これは戦闘作戦行動、コン
バットオペレーションといふことばを使つており
ますが、日本におります部隊がそういう戦闘作戦行
動の目的のために日本の基地を前進をするといふ
ふうな場合におきましては、これは事前協議の対象
になりますけれども、武器弾薬を一定特定の国
へ輸送したしまして、その国に配置されておしま
す部隊が、その武器弾薬を使用するといふふうな
場合が予想されるにいたしまして、日本の基地
を補給基地としてその武器弾薬を使用するとい
うふうなことは事前協議の必要がない、こういう
ふうに従来からの解釈はなつておるわけでありま
す。

○浜田委員 私、いま質問いたしましたのは、一
たん向こうの領土あるいは戦闘地域に運ぶ以前に
です。運ぶ船はすでに戦闘ができる船ですね、
そういうときにはどんなになりますか。

○島田(豊)政府委員 いまのお話の場合は、たとえ
ばアメリカの軍艦が日本の基地を使用いたしまし
て、日本の米軍の基地にありますが武器弾薬を搭載
いたしまして、それを持って作戦地域に進入して
いく、進出していく、こういうことであらうと思
いますけれども、これは、艦艇等につきまして
は、実はそれはむしろこの条約の解釈の問題でござ
いますので、外務省のほうが有権的な解釈を下
し得るわけでありまして、そういう場合に、直接戦
地に行つて戦闘行動をやるかどうかといふことにつ
いては、わが国としては確認できない
わけでございます。たとえば航空機の場合にお
きまして、日本を基地としてベトナムならベトナム
の攻撃に従事するといふことが明らかであります
すれば、これは事前協議の対象になると思ひます

けれども、その辺が必ずしも明確にし得ない。艦
艇等は、一たんどこかに寄りまして、それから発
進をするといふ場合もありましようし、そういう
作戦行動の内容については、一々米軍から確認を
するといふわけにはまいらないといふふうに思
うわけでございます。そういう意味におきまして
は、直ちにそれが事前協議の対象になるというふ
うには考えられないといふふうに考えておりま
す。

○浜田委員 私は、あなたが説明されるのが矛盾
があるように思ひます。飛行機では確認
できる——飛行機だつて、爆弾積んで実際ベトナム
に行つて爆撃してみなければ、したといふこと
はなからぬでしょう。軍艦だつてそうですよ。た
まを積んで向こうへ行く。しかしトンキン湾の近
くで、それはしかたがない、北ベトナムと交戦状
態なんだから、出てくると、たまたま撃つでしょう。
それから、私が言うのは、リパティイやあるいは
LST、こういうのはちゃんと船首と船尾にはそ
ういふ砲台を持っているのです。そうすると、
これは当然そういう状態が起きることは予想でき
るし、予想しなければならぬですよ。しかもLST
などといふものは日本の船員が乗つておる。だ
から、機密を保持するように言われるでしょうけ
れども、実際は、これからずつと出てきますが、
江田島なんかから弾薬を積んでいく。その船員は
みなばくの組合員ですよ。そうすると、当然そこ
から、アメリカの軍用船が入つて、どこへ行くの
かといふ話を聞くと、まづすぐベトナムに積んで
いくのだ、こう言う。ですから、正式に皆さんが
調査しようとするなら、当然その行く方向はわか
る。いままでも事前協議の問題は、いや沖繩に
行つて、沖繩から行くのだから、これは事前協議
の対象にならぬのだといふことを答弁なさつてお
りますけれども、私は、そういう問題はほんとう
に調査する気で政府がやられるなら、調査でき
る、だから、これらは当然事前協議の対象になる
のじやなからうか、こういうふうに思ひますの
で、いかがですか。

○島田(豊)政府委員 私は、特に航空機の場合、艦
艇の場合、明確に区別できるというふうに申し上
げておるつもりではございませんで、一応仮定の
問題としてお話し申し上げておるわけございま
す。したがうして、たとえば航空機におきまし
ても、一たん沖繩の基地に着陸いたしまして、そ
こを戦闘行動の基地として使用するといふふうな
場合は、これは事前協議の対象にならないといふ
ふうに従来からいわれておるわけでございます。

また、ただいまのLSTといふのは、その主任
務は人員、物資の輸送でございまして、それが作
戦行動に従事するといふふうには考えられない。
もちろん、その船自体をいたしましては、防御の
ための兵器を積んでおると思ひますけれども、そ
れはあくまでもその船の主目的ではございませ
ん、主目的は人員、物資の輸送であるといふふう
に考えられますので、そういうものは日本から戦
闘作戦行動を目的として前進をしたといふこと
は解釈をしておらないわけでありまして。

○浜田委員 実際の状態から見て、あなたと私は
だいたい見解が異なりますが、時間が限られてお
るから、この論議は後日の問題に残します。

長官に——長官といつても大臣のほうですが、
いま全国で基地問題がいろいろ起きつつありま
す。御承知と思いますが、かつて三十年時代の砂
川基地問題が再現するのじやなからうか。あるい
は新島問題もしかりですね。また、いま広島県で
は、これは長官、新聞を見られたか知りませ
んが、各新聞とも、弾火薬庫の使用再開といふこと
で、たいへん問題が起きつつあるわけですよ。こ
ういふことは、私は、地区の人が、この弾火薬庫な
んぞといふのは非常に危険だといふことが、まづ
第一に大きな問題になつてくると思ひます。す
なはち、やはりその地区の開発、経済の発展とい
ふ点に支障を来たすといふ点で、反対ののろしが
上がつておるかと思ひます。

もされておられぬように思ひます。特に、
に、アメリカといえども、日本の経済の安定、地
域の開発、こういう大きな障害をおかしてまでも
基地の再使用とか継続といふことを、わからぬの
に文句言ふなといふふうな形で言い張ると思わ
れないのであります。特に、さつき申し上げた安
保の前文でも、「友好の関係を強化し、並びに民
主主義の諸原則」といつておる。ただ国会で自民党
が多数を持つておるからこれで議決すればいい、
こういうのは、私は真の民主主義ではないと思
う。少なくとも地域的な問題等については、地域
の自治体がいちいち検討して実情に即して政府に
も問題点を訴えられておると思ひます。

しかも、二項では、「それぞれの国における経済
的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、」
こうなつておるのです。長官。また、これらに付
随して、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防
衛援助協定でも、「日本国のための防衛援助計画の
策定に當つては経済の安定が日本国の防衛能力の
発展のために欠くことができない要素であり、ま
た、日本国の寄与がその経済の一般的な条件及び
能力の許す範囲においてのみ行うことができるこ
とを承認し、」こうなつておるのです。そういう
観点から見ても、さつき申し上げました、
かつての基地のような、三十年当時のような問題
が所々方々でいま起きつつありますが、これらに
ついて大臣はどのような見解をいいますか、所信
を持つておられるか、お伺ひいたします。

○増田国務大臣 一般的に米軍基地あるいは米軍
の弾薬庫についての私の考えをいたしましては、
お説のごとくそれぞれの国に対する福祉に寄与す
るように、それから民主主義的の諸原則を尊重し
といふことは、浜田さんと全然同感でございま
す。ことに基地の存在する場所、弾薬庫の存在する
場所の付近の住民等に対しては、きめこまか
なる配慮をする必要がある、こう考えておる次第
でございます。ただ、しかしながら、日米安保体制
のもとにおきまして、基地そのものの、弾薬庫そのも
のを供与するといふことは、これまた約束せられ

ておるわけでございます。付近住民の福祉に寄与し、御納得と御協力を得まして、基地を維持し、あるいは管理し、あるいは弾薬庫を維持、管理する、こういう方針でやっております。いろいろのことを米軍とも話し合っております次第でございます。

○浜田委員 さつき施設庁長官の説明によりますと、所々方々の弾薬庫の接収地域の説明がございまして、そういう全国的な弾薬庫の位置、個所、そういうものが民家、特に市街地、少なくとも今日日本で何々市といつて何万という人口が密集しておる市街地と、弾薬の荷揚げ場や貯蔵中の基地が、三百メートルあるいは五百メートル以内の個所にあるところはどうか、御説明いただきたいのです。ないならないでもいいし、あるとすればどういふ個所か。

○小幡政府委員 一例を申し上げますと、九州に山田弾薬庫というのがございまして、そこへ集積するための荷揚げ場所は、これは門司港の中でございまして、したがって、門司の町の中の港で弾薬の荷揚げをやっております。それから、北九州市の付近を通りまして山田弾薬庫へ弾薬を納めておるといふことでございます。

○浜田委員 中継基地でもいいのです、火薬庫だけでなくて。そういう民家、市街地に非常に近い地区を今日も軍が使う、こういうことは、私は日本政府として、普通ならば返還させるような交渉をすべきであらうし、それから、実際過去において何年も使われない、十年も十二、三年も使われないようなところは、今日まで当然返還して住民の期待にこたえてやる、安全を確保してやる、発展の阻害を除去してやる、こういう手を打たなければならぬと思うのであります。特に問題になっております広島県の黄旗地区、それから国道百八十二号線あるいは二号線、これらを經由して四十何キロかの川上の八本松の弾薬庫に運ぶというふうなことは、これは常識で考えても、真に米軍のみの弾薬庫として弾薬を貯蔵、確保するといふのなら、そういう中継基地を持ってとんでもない方向に運ぶといふことは、私はナンセンスだと思ふので

す。

そこで、大臣にお聞きしますが、個所は具体的にいま指摘いたしました、少なくとも日本の自衛隊と、特に自衛隊等の弾薬の配分、それらを含めた戦略的な八本松が弾薬庫ではなからうかと思ひますが、そういう点について知っておられますならば知らしていただきたい。

○増田国務大臣 私、基地並びに弾薬庫一般のことをまず申し上げます。

基地並びに弾薬庫全体は、講和条約発生当時は、日本の坪にいたしまして四億坪あったわけでございます。それを漸次縮小もしくは返還してもらひまして、いまは約一億坪でございます。それから、米軍の基地や弾薬庫等のあったところを、日本の自衛隊の基地あるいは弾薬庫に転用させてもらつておる点が多々あるのでございます。約一億坪のものを日本の自衛隊の基地もしくは弾薬庫に転用させてもらつております。アメリカのは四億坪が一億坪になったわけでありまして、日本の自衛隊は現在二億坪の基地あるいは弾薬庫等を使つております。御指摘の矢本町の弾薬庫は日本の自衛隊は必要のない弾薬庫であります。しかしながら、浜田さん御指摘のごとく、アメリカといたしましては、相当必要な弾薬庫でございます。われわれも地元民の御要望がございまして、時々米軍に何とかならぬかといふことを意思表示をいたし、要望はいたしておりますが、いまのところ、向こうさまでなかなかこの弾薬庫は必要だから困ると言つておるといふことの段階であるといふことを正直に言つてきております。

○浜田委員 長官、いま必要ないといふ米軍のと、こゝ言われるのだが、ここが旧海軍の兵学校のあった、いま実科学校のある江田島ですね。これがいま米軍の弾薬庫です。ここにたくさん貯蔵してある。これは元海軍の弾薬庫である。これから船はここに入つておる。そして、いままでここに陸揚げし、一部をこれからこの狭い有名な音戸の水道を通つてこの黄旗と一これの問題の黄旗なんですね。これから論議しますが、ここに

揚げて、そして、これからこれが呉市の中の広町、これは三、四万の市街地ですよ、これをこう通つて、こういうように運んで、これからこの八本松の、川上のここに運ぶのだ、こういう関係で、広島県下では百二十万坪というものが接収されておるのです。そこでかつてあなたたち政府は、これから防衛分担金で防衛道路だといつて弾丸を運ぶ道路をつくられております。それならここが基地で弾薬庫ですから、その辺政府にお聞きしますが、あくまでこれは中継基地といつておるのです。どうですか、質問します。

○小幡政府委員 主として中継地でありまして、その中継の基地と申しまして、若干の期間集積をしておく余裕は持たしておる基地でございます。

○浜田委員 次から次に運搬の中継点としてであつて、弾薬庫としての格納、貯蔵する場所ではないといふことは、私たちが自治体の人たちは全部書類で書いてもらつておるが、どうでしょう。間違いないですか。

そこで、そういう状態なら——大臣、よく聞いておいてください。今日海上事故はたくさんあるのです。ましてこういう日本で一番狭い狭水道です。ここから、こういう狭水道を通つて運んで、そしてここからこういうふうに通回して、この防衛道路をつくられて、こう運ぶんだ。これはいま二号線で交通量も非常に多くなつておる。それならどうして——ここにあなたの管轄下の十三師団がございまして、ここから海上を行けばきわめて近距離です。しかもこれで防衛道路をつくられた意義が果たせるはずですよ。なぜこういうコースを通られないのか、質問します。

○小幡政府委員 この十三師団が海田市にありましてことは事実でありまして、そこで若干の火薬を積み上げるといふことも、これまた浜田先生御存じのとおりであります。ただ、しかし、この大体的状況を申し上げますと、現在中国火薬が海田市でやっておりますのは一回に四、五十トン程度であります。それから、ここは集積といふことは

できませんので、揚げてすぐ貨車に積む。ことに、この場所を見ますと、大体百五十メートルから二、三百メートルのところにいるの施設の設けがございまして、とても集積地として保安上の安全を期す場所ではないといふところでございまして。他方、この広のほうは、そういう余裕を持った集積可能な土地でございまして、海田市とは少し違ひますので、その点申し上げておきます。

○浜田委員 かつて昭和三十五年から六年にかけて在日米軍は港全くこは、呉市の開発のために——これはもう旧軍港地ですが、どうにもならぬ。したがって、市長さんもあるいは議会も、こゝで呉市の開発は広しか方法がないんだ。したがって、広を開発するためには、これがのど首なんです。だから、どうしても返してもらひなればいけません。今日ではここに国立工業試験所も建てようといふ。これは十二万坪から十五万坪接収してあるんですよ。かつて飛行場のあつた、一番飛行機をつくる十一航空廠のあつたところなんです。したがって、自治体ではどうにもならないので、私も県会にもあり、市会にもあつたが、しばしばこの返還運動をしました。県会十六年の間に十回ぐらい決議して持ち込んでおるんです。市会のともしもそうです。今日では、市会も広島県議会もおそろしく決議しておるでしよう。そういうようにして、筋の通らないこの地区を、軍はどうして全面返還しないのか、してくれないんだらうかと、住民が今日たいへんもない非常な騒動になつておるのです。

そこで、長官、こういうところからこういうふうに通回したり、あるいはここからは、ここに県道を改良して舗装したらこれを通つて近道でこう行くだ、あるいは貨車で輸送するんだといふことをしなす。質問しますが、そういうことをしなくても、米軍だけなら、瀬戸内海に無人島は機材もあるんです。今度でも米軍は六十万ドルを投じようといふんです。そうすると、ここにはかつて海軍の艦の試射場があつたところなんです。こんなところは弾薬を納めようと思へば

○小幡政府委員　ただいま浜田委員のおっしゃいましたとおり、いろいろ経緯がある問題でございました。かつては全面返還も要求いたしましたし、また、ある時期には、これは浜田委員も御承知のように、代替地があればいいということになりました。一時代替地の検討がされたこともございますが、しかしながら、今日、先ほどから申し上げておりますように、米軍のほうでどうしてもここを再開して使用したい。少なくともそういう能力を整備したいという申し入れがありまして、われわれもいろいろ土地の民情も話しまして、いろいろ折衝をしましたが、やはり米軍の意向が強いということが判明いたしました。現在はそういう状況になっておる次第でございます。

○浜田委員 大臣、私は地図で説明いたしました
が、一応安保条約のそれは別としましても、実際
あの地図で見て、あの地区がほんとうに筋の通ら
ない接収地域であるというふうにお考えになりま
せんか。

○増田国務大臣　私は、呉それから山の裏の広といふところも地理的には知っております。そこで、広の發展を阻害しておるといふ浜田さんのお説も同感できるわけでございます。そこで、従来日米合同委員会の会議にある程度持ち出したこともありますが、米軍のほうでは、この広の集積地でございますが、集積地を若干使わせてもらわないと困るというようなことで、運搬関係につきましては、――運搬ということもなかなか危険でございしますから、運搬関係につきましては、自動車を排して貨車専用とするというようなことの配慮もあるようでございますが、広自体が返つたならば、呉、広はいま一体として發展するわけでございますから、發展には非常に寄与するといふお

まして、地元民が危惧の念を持つであらうということとは想像できます。お説は非常に私は同感できるわけでございまして、できれば広を返してほしい。できないならば、運搬関係を嚴重に注意して、貨車で運ぶように、自動車、トラックでは困るということをお部下に言わせる。また、言わしてありますが、(山内委員)長官が自分で言わなければだめだ」と呼ぶ)これからも言わせ続けるつもりでございまして、ある程度浜田さんのおっしゃる目的、御希望に沿うようにしたいと思っておるわけでございます。実は、日米合同委員会というのは、私の部下をもつて構成しておりますが、いま山内さんから自分で言えという御発言もございましたので、私自身としても申すつもりで

○浜田委員　大臣、その地域のことも考えられるのでしようが、本来安保条約なり援助協定なり地位協定から考えて当然なんです。なぜ当然かといへば、さっきも言ったように、ここは十二、三年たつています。

使つておられないのです。その間なぜ政府はもっと強力に返還させるようにしなかったのか、正直言いまして不満があるのです。しかし、大臣はたびたびかわられるのですから、大臣の罪とは言いませんがね。

そこで、軍が再開して弾丸なんか運ぶと言つたら住民はびっくりしますよ。そこで、施設庁長官のほうから、軍がどういう要求をしてきているのか、伺いたい。

○小幡政府委員　軍としましては、いま直ちに何十トンの弾丸をどうこうという具体的な話ではございませぬ。現在ある施設を整備いたしまして、そのキャパシティをいつでも常時即応にしたいという申し入れでございます。ただ、その前提

○浜田委員　長官はいまそう言われるが、使用再開の時期等については、それは秘密に属しているの
でなかなか言うわけにはいかないでしょうが、少
なくともどのくらいを輸送したいということは、
日本の国鉄、ここにきて折衝しているのでしょうか
から、当然窓口である施設庁が知っておると思
うのです。そういう点はどのくらいのトン数で
しようとおるのか、お話し願いたいのであり
ます。

○小幡政府委員　先ほど申しましたように、総
トン数は言っておきません。何千トンとか……。
（浜田委員「一日にはどのくらいですか」と呼
ぶ）一日には、国鉄に対して日量八百トン輸
送をお願いしたい、こういうふうに申しておるわ

○**浜田委員** そういたしますと、さっき大臣は、たしか道路を通るのは危険だから貨車輸送するようにと仰つておる。そしてまた、長官のほうもそのように言つておられるが、これは一日八百トンのだけあります。

でしよう。呉線は、呉地区はよく知っておられると言うが、単線ですよ。しかも呉線の単線が海田市から広島に引き込んで、それからバックして八本松まで山陽本線を通っていかなければならぬ。そのときに、およそ専門家ならどのくらい輸送できるかは、そろばんをはじけばすぐ出ることなんです。私の同僚もたくさん国鉄におるから、そういう点を技術的に検討してみますと、一日百八十トンからせいぜい二百四十トンまでです。そうすると、八百トンと言っておりますから、あと六百トン近いものはどうするかという問題になる。八百トンというのは一番多いときなんだ、そう言われるかも知れぬ。けれども、それをここに滞貨することになったら、これまたたいへんで

んで。そうすると、そこに黄播地区に滞貨することになると、住民は危険でたいへんなことになるのです。そうすると、好むと好まざるとにかかわらず、あなた方がどんなに弁解されても、トラック輸送にならざるを得ないのです。こういう点をどのようにお考えになりますか

○小幡政府委員　ただいまお話しのように、米軍は八百トンを要求しておりますが、国鉄は現在の段階では日量二百四十トンぐらいだという話であります。ただ、折衝の経過を見ておきますと、国鉄のほうも輸送力を無理してやればもう少しできる可能性はあるのですが、いずれにしても、短期間なものですから、相当な増員とか、そのために他の配車計画を変更するようなことは、なかなか

条件が渋いという状況であります。他方、米軍のほうも、日量八百トンというのはまだ打診の段階でございまして、ほんとうに最終的な日量が八百トンであるのかどうか、まだ若干時日を要して折衝をみる場があるかと思っております。

われわれとしましては、この交渉の経過を見ま
して、また、米軍ももう少し日量を落としてもい
いという結論になるかもしれない。あるいはもう
少しゆつくり運んでもいいという結論が出るかも
しれない。いろいろ持ち込む船も、そう大きな船
にしないという方法もありましようし、その点、
日量だけで議論しても、現在の段階ではまだほん
とうのところがかめかないという事情でございます
で、これは若干日をかしてもらつて、十分詰め
上で、最終的な判断をしたいというふうに考え
おります。

浜田委員　施設庁長官の言われるのも苦しそ
だけれども、私はそれよりか——大臣よく聞い
おってくださいよ。昨日からの論議を見ても、

一たん緩急あるとき、軍というものは弾薬なんかも必要なんです。平時ならほんとうは要らないのです。一たん緩急あるときこそ、弾薬というものは急を要して使うようになるのです。それは、たとえばアメリカが中共と戦争をするようになる、あるいはもっと日本に近いところでやっつて、いざ川上、八本松から弾薬を出すというときに、おもむろに国鉄と折衝して、貨車何両編成で持つて来てくださいますか、と言つても、これがいまの状態なのだが、そういう一たん緩急有事の際には、絶対にそういうことは考えられない。勢い文句なしにこれはトラック輸送です。そのときには、さきも申し上げましたが、これはもう山陽道のこの二級国道というものは、今日でも飽和状態にあるのです。これはもう一番多い。ここいらは中小企業が山ほど進出してしまつて、これからこの瀬野川地区には事故がしょっちゅう起きているところなのです。だから、当然アメリカは、おそらくそういう要求をするでしょうし、また、弾薬なんかの必要性というものは、防衛庁の皆さんがよく知つておるとおりで、そんな性格のものなんです。それが貨車でここへ入つてきて、おもむろに海田市あるいは広島へ行く。実は、私が調査した範囲では、この広島操車場でもどうにもならないから、この呉市の広駅からこう持つていって、第一回はこう入れるが、ここに入つた次の貨車十両は、この五日市の操車場に持つていって、待つていてもわななればどうにもならないというのが今日の状況である。そういう状態で、あなた方が考えるように貨車で輸送して、八百トンからの一日のトン数のものを、どうにかする問題ではないのです。これは国鉄の技術屋に調べさせてもらひなさい、文句なくそう言うだろう。そういう状態で、皆さんが考えられておられるような安易な考え方で、これが再開使用を許したならば、たいへんなことになるのです。どうしても再開使用させようとするならば、まずこういう問題から解決して、向こうが貨車輸送と言つたつて——事実上私の言うのが筋が通らないか、現実離れしているか、防衛

庁の人は大臣にもよく話してあげてください。絶対間違いないから。そのときにどこを通るかという、勢い二級国道です。この線は若干交通が緩和されているから、ここは県道で改良舗装されているわけですよ。これは私県会議員のときに軍にそれを言つたけれども、なかなか一文も出さないから、しかたがなく全部県がやつた。やつたら今度はここを通るかなと思つた。ところが、ここを通るためには、ここはさつき言つたように密集地帯、市街地、商店街ですから、絶対この地域だけは通れつこない。通ろうとするとんでもないことになる。そうすると、それらを考えずして再開使用ということ政府がほんとうに許したら、住民の皆さんがどういうことをするか、暴動が起きるか、——私がさつき言つたように、今県議会をやっているが、もう四十何ぼという決議をしておる。また、おとといからここの住民が、市長さんをはじめみんな、東京へ陳情のお願いに来ておられる。こういう状態の中で軽はずみなことをしたら第一の砂川が何か知らぬが、たいへんなことになる。私は原子爆弾を受けた広島市ですが、いままでは比較的米軍にも協力的であつたと思うのです。ところが、それがいわゆる安保体制の前提になるところの友好を阻害するものになつて、だから、そういう点、私ははかにもありますが、まずこういう筋の通らないことについて、いわゆる地位協定の二条の二項、三項に基づいて、防衛庁が正式に日米合同委員会等の議題にして、ほんとうに十何回となく自治体をお願いします、お願いします、と言つてきたことにたいへん残念なことがあるのかどうか。ただし四項に基づいては共同使用等をやつておられるわけでしょう。もし必要なら議事録も見せていただきたい。そういう点をひとつ答弁してください。

○鐘江政府委員 広弾薬庫の返還につきまして、昭和三十四年の十一月に広島県知事並びに呉市長から、臨海工業地帯として必要であるから、全面返還をしてもいいという陳情が提出されたわけでございます。そこで、当庁といたしましては、さつき施設特別委員会を通じて米側に全面返還方を提案したわけでございますが、昭和三十五年の五月には、米側からどうしてもこの広弾薬庫は必要であるから返すわけにはいかな、代替施設を提供してもらつたら考慮する余地があるという回答がまいつたわけでございます。それで米側といたしましては、代替施設といたしましては、広弾薬庫の裏側に小坪地区という地区がありまして、その小坪地区が日本政府において提供せられるならば返還する用意があるという回答がまいつたわけでございますが、遺憾ながら小坪地区の皆さまがこの小坪地区提供について非常な反対をされて、その案はついに実現しなかつたわけでございます。ところが、昭和三十七年の三月に呉市長は、全面返還が困難ならば、せめて一部の地区でも返還してもらえないものだろうかというところで、約四十三万平方メートルの一部返還について要望が出てまいりました。これに對しまして、日本政府といたしましては、さつきその地区の一部返還についての要求を施設特別委員会に申し入れたわけでございますが、昭和三十七年の九月に、この一部返還もやはり広弾薬庫の運営上支障が生ずるので、一部返還についての日本政府側の要望には応じられないということで、この問題もついに目の目を終つたわけでございます。さらに昭和三十九年の七月に、広島県知事及び呉市長は、全面返還もできない、一部返還もできない、そういうことならば、せめて港灣施設の一部の米側との共同使用ができないものだろうかという要請が当庁にまいつたわけでございます。当庁は、その案につきまして、昭和四十年三月月例に對し強硬に共同使用について申し入れを行ないましたけれども、四十年の八月に至りまして、この共同使用も認めるわけにまいらないというところで、この共同使用の申し入れについても残念ながら成功していません。ただ、昭和三十九年の六月に、広弾薬庫の近くにある東洋パルプが、貯木場として約二万八千平方メートルの一時使用の要望がありまして、これを米側に要求いたしました

ところ、昭和三十九年の九月に、その部分の一時使用が認められたというのがいままでの返還あるいは共同使用についての米側との折衝の経緯でございます。

○浜田委員 ただいま御説明いただいたのですが、私が調査し確認したところでは、そういう状況は、三十七年度はこの地区は發送が一両十五トンです。三十八年はゼロだ。一つも使つておらん。三十九年に二十一両で二百五十トン、一カ年間です。大臣、四十年度が二両で二十トン、四十一年度はなしだ。こういう軍が使われない箇所を、しかもさつき説明なさつたように、県、市、住民がこぞつて、どうしてもあそこは返還してもらわなければどうにもならないと言つておる。これが真剣になつて、いま地位協定四項に基づいて共同使用は初めて突つておられるけれども、合同委員会等ではほんとうに正式の議題としてやつておられるというふうな気がしない。しかも、さつき第一番に御説明なさつた代替地の問題、代替地のときに、軍はどのくらい坪数があつたらいと云ひましたか、質問いたします。

○鐘江政府委員 小坪の代替地につきましては、当時図面によりまして米側といたしましては埋め立て地、相当の坪数、三千坪ないし五千坪必要であるという要求で、別途さらに周囲に保安地区といたしまして一万五千坪程度の土地が必要である。合計約二万坪の土地を要求した次第でございます。

○浜田委員 そこで大臣、いまお聞きのとおりです。かつて代替地のときには、いま言われたように実際集積する平坦な地帯は三千坪から五千坪で平坦な地帯になる。そして保安地区を含めて——山のことで、それで一万から二万坪から二十五坪というところ、これは十二万坪から十五万坪というところ、筋が通らぬでしよう。軍がそういう代替地にしても、いずれにせよ、これから八本松へ輸送する中継基地だということから、格納するというのはないのだから、こ

こでよその地区へ行ったら当然それはみんながいます。弾薬庫なんか扱ふところは、どの行政区城へ行ってもきりうのですよ。私も県会議員のとき知事に対して、知事としては大所高所に立って、あなたも指摘しておるうちに、こういう大切なところは地域開発のためには早く返すよう、どこか調整しないといふ言ふ言ふたけれども、代替地はきりう。だから、ここに集約するか、この十三師団と併用するしかないのですよ。文句なしに返さなければならぬけれども、どうしても使うならこの二つしかないのです。しかも三千坪か五千坪要したら、この十二万坪か十五万坪のうちの南端のここに集約するようにどうして交渉されないのか。けつこうそれで間に合ふ。広いにこしたことはないでしょう。それはアメリカ側は潤沢に使つたほうがいいでしょう。それは向こうさんのことだ。日本政府としては、日本国民を守つてやるために、こういうことが放置されていと思われませんか、大臣。

○増田国務大臣 私の下から聞いたところでは、小坪といふところにかつた、また、米軍もそれでけつこうでと言つた段階がございす。それから武器弾薬取り締まりというふうなことを——私は警察という立場から長年やつたものでございす、浜田さんのおっしゃるとおり、遮蔽地といふものは相当要るわけがございす、もし小坪であるならば相当の山がある。山が自然に障壁になつてくれますから、もし事故があつた等の場合には人命が保護できます。しかしながら、肝心の小坪のほうで歓迎しないといふところから、これはしょうがないのですが、小坪のほうで歓迎してくださるのでしたら、あなたのおうしやるとおり、弾薬庫自身は、火薬庫自身は三千坪で済みましょし、自然の形勢が山になつておるのですから、もし事故があつても完全にはかの方方は保護されるわけがございす。でございすから、小坪等で一べんか米軍も同意し、けつこうですといふ、それでそういう交渉をした段階があるのですが、いまのところはできてい

ないことは残念でございす。結局、広のほうは十二万坪近くで非常に広いといふのは、やはり何か事故が起きたときに広い場所がちょうど障壁になるわけがございす。でございすから、ある程度の爆発があつても、多少は、土手くらはございましょし、土手があつても、ある程度の空地があることは、広のわれわれの大切な国民を守るゆえんでございまして、十二万坪を超過するなといふことをおっしゃると、これは語弊が生じやせぬか。やはり広の市民は日本の国民でございまして、大切な国民でございす。これを守る上からいっても、一方は十二万坪、もし一方に移つた場合には、お説のとおり一万余坪で済む、けつこうわけがございまして、私は広は知つておりますが、広の代替地のほうはまだ知つておりません。地図の上から知つておるわけではございせん。私は広といふところは昔参りまして、呉と一体となつて開発、発展すべき重要な土地であるといふことは存じあげております。でございすから、広並びに代替地の方々すべて国民でございまして、大切である、危険なことがあつてはならない、重要に考へておるといふのが長官の考へでございす。

○浜田委員 とんでもないことで、さつきお話をなつた小坪の代替地の保安の山と、現在接収しておる山の高さはどちらが高いでしょう。あなたは局長でおられたのだから知つておるでしょう。

○鎌江政府委員 わかつておりますことは、小坪の地区につきましては、ぐるっと山が取り囲んでおるといふことで、広の場合と多少相違がございす。

○浜田委員 だから、保安上からいまして、この地区のこの山のほうがおそろく一・五倍くらいです。したがって、この南端に持つてくることは、保安上からいっても一番その目的を達するのです。せつかく軍が三千坪か五千坪という言質を与えてくれるのに、これをなぜそれにくついで集約せぬのか。反対は位置が違うのです。同じ十二万坪、十五万坪のところへ、その周囲を集約

するのだからだれも反対する者はおりはせぬですよ、筋が通るだらう。だから、保安上から見て、大臣がさつき実情がわからぬといふのは無理がないと思ふけれども、そういう言質を与えてくられて、そのときにこそすつとくらくいつくべきですよ、そして住民にこたへる、これが政府の仕事だと思ふのだ。したがって、時間がございせんから、あと五分あまりしかありませんから、この位置にせめて三千から五千と言つておるのですから、三千くらいに集約すればいいと思ふのです。が、まあ議つて五千坪から一万坪に集約しても、この南端でけつこうです。それはちょうど山の高さがいい、かつての代替地より高いところなんです。ただ米軍がぜいたくなんです。広ければ文句なし、より使いやすい、これでは日本国民はたまらぬでしょう。せつかく三千坪、五千坪といったらそれは言質ですから、当然そのくらの坪数に集約さすのはあたりまえですから、これらを含めてさつき大臣に答弁いたして、大臣もみずから日米合同委員会に出で発言してやつてやる、こう言われたので非常に感謝いたしますが、ほんとうにこういう問題も含めて日米合同委員会に勇敢に折衝してもらふと、実はとんでもない騒動が起りますから、その点で最後にこういふ点をどういうふうにお考えになつておられますか、ほんとうに真剣になつてやつていただけるかどうか。

○増田国務大臣 私は広の十二万坪といふものは、必ずしも米軍としては広過ぎると思つておられません。一たん事故があつた場合には、やはり相当の障壁もありましょし、その弾薬庫の近所の場所が広くて喜んでおるといふことはちよつとないのじやないかと思ひます。やはり広の民衆はわが大切な一億国民の重要構成部分でございすから、できれば広をやめてもらひまして小坪のほうに移ればよろしい、けつこうことをいまでも小坪の方がおっしゃるならば私は交渉を継続します。そうして、ほんとうは弾薬庫自身は三千坪でよろしくて、障壁のほうがかかるのですから、その障壁が自然の障壁になつて、鴨越みたいになつ

ていたのでしたら、けつこうな話でありますから、大体あそこは山岳地帯で、私もよく知つております。三方が山に囲まれておるといふことは火薬庫としては理想的なんです。しかも、自然の山なら一番けつこうなんです。でございすから、浜田さんのおっしゃるとおり、一万余坪を障壁として供与する、それから弾薬庫自身も三、四千坪供与する、広のお隣の小坪の方が同意してくるなら——これはほんとうでございすね、ほんとうにけつこうことでございまして、日米合同委員会を構成しておるものは施設庁長官以下でございす、私は喜んで駐留軍の司令官等とも会ひますし、なるべく民衆に迷惑をかけない形において火薬庫が存在しておるといふことが理想的な形でございすから、これは交渉を継続するつもりでございす。

○浜田委員 いやいや、それは小坪の代替地のことを言つておるのじやないのですよ。あの十二万坪の小坪の代替地のときに、平たん地は三千坪か四千坪、これはあなた大臣でないときに大蔵省へ要求されたんだから。そこで、そういう坪数だけこちらへ集約して残りを返還させる、けつこう点をあなたがさつきも言われたが、やられる意思がございすか。ぜひやることが私は義務だと思つておるが、どうですか、けつこうお聞きしておるのです。

○増田国務大臣 お説は、私もわかつておつて答弁申し上げておるのですが、十二万坪といふものは、火薬庫としては広過ぎるというものはございせん、ことに平たん地である場合は。しかしながら、広の発展に非常にじやまになつておるといふことも広の方々の痛切な訴えでございすから、私は機会あるごとに広の弾薬集積地を狭めるように、お説に従ひまして交渉いたしますことをこの際言明しておきます。

○浜田委員 ではさつきも申し上げましたように、特に私たちの先輩のかつての清瀬議長が葬儀でございまして、私は時間一、二分前までじやつとやめまして、あと問題を残しますが、最後に、さつき言つたいろいろな問題がありますが、

特に最悪の場合、道路を通るときには弾薬というものはどういう性格のものかよく御承知ですから、そのとき当然全面返還してもらう、貨車輸送だが、これはもうさき言ったようなばくの見解で納得いかれたと思うので、そういうときにはまず使用再開よりか、そういう問題をどうするかという方向づけをどうするか、まずそれをやっていたかなければならぬと思います、そういうことについて前向きでやる御意思があるのか、その点だけ大臣から……。

○増田国務大臣 浜田委員が県会議員当時から長年にわたってこの問題に取り組まれて努力されておるといふ点については、私は敬意を表します。そこで、貨車といたしまして一日二百四十トンしか運べないという事は私はよくわからなはのですが、鉄道当局が言っておることであれば、それでもございましょう。しかしながら、この台数のほうの編成はいろいろ関係がございまして、具体的に申し上げかねますが、一列車で貨車を平たん地と運び得るとするならば、三十六両で二十トンというのが常識となっております。すなわち七百二十トンまで、単線でございまして運べるわけでございますから、国鉄の関係からでもできるだけ奮発してもらいまして、なるべく道路にたよらないということにさせてもらいたいと思っております。

しかしながら、どうしても道路にたよらなければならぬという場合には、あなたが県会議員当時苦勞してつくられた県道もあるわけでございます、その県道を利用していただくことになりまして、しかし、その県道に達する場合、広の市街地を通るといふことは大問題でございます。これは広の市民の生命、身体、財産を守る上からいって大問題でございますから、バイパスをつくる、そうして市街地に関係のないところからあなたのおつくりになりました県道に連絡するということ、前向きに解決してまいりたいというところをこの際言明して、広の市民の方々に浜田議員

からお伝えを願いたい、こう考えておる次第でございます。

○關谷委員長 午後三時から再会することとし、この際休憩いたします。
午後二時二分休憩

午後三時十八分開議

○關谷委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。米内山義一郎君。

○米内山委員 私は、この質問をするにあたりまして、増田さんに防衛問題を中心とした國民に対する對話を求めたいと思ひます。

きのう質問にお答えになった増田さんの御答弁の中に、日本のいまの高度成長は、膨大な原料を輸入しなければならぬし、たくさん工業生産物を輸出していく、そのためには長大な海路を船で運んでいく、その安全はアメリカ海軍力の保護のもとにある、このいふふうなお話をちょっと聞いたような感じがします。詳しいことは速記録をあとで読んでみたいとわかりませんが、もし私の聞き違ひの場合は訂正申し上げます。こうなりますと、私の子供のとき、小学校のときに、林子平という人のことを先生から聞いたのですが、日本は島國だ、これから大いに國を發展させるためには、何としても海を中心の國防が必要だということを聞いた記憶があります。これにやや近いような感じがしてならなかった。一体、防衛問題というのは軍事問題です。防衛能力を高めようというのは軍事力を高めようということなんでして、これは使ひようによつては國の經濟、政治の形態もそのために変わることもあり得る。民族の運命にかかわることですから、いかげんなことで國民をだましながら防衛力を強化しようなんというところは、大きな間違ひだと思ひます。

そこで、私は、ここで増田さんからお聞きしたいことは、いま戦争中じゃないのです。これから世界の情勢が險しくなつたときやなるかもしれないというのかもしれないが、現に日本の高度成長というものは、出発して十年このかた、われわれから見ると、日本の商船が北極へ行こうが、南極へ行こうが、地中海を通ろうが、アメリカの軍事が保護しなければ日本の通商貿易が安全でないというのは、どうも考えられません。これは増田さんの説であるのか、だれかの説であるのかを、まず最初にお聞きしておきたいと思ひます。

○増田国務大臣 私が大臣として御答弁の中に申し上げたことばだと思ひます。そこで、私も子供の時分からそういうことを聞いておるといふことも私はつけ加えました。すなわち、貿易が盛んなときは旗のもとである。旗と貿易とは相互連関がある。その旗というのは大體軍艦旗でございます。

そこで、いまの日本は海上自衛隊が護衛艦約四十隻あるだけでございまして、海上のトレードルート——これは原文のまま申し上げますことをお許し願ひたいと思ひます。トレードルートがセブンスフリートとかシックスフリート、つまり日米安保條約の關係で日本のカーゴボートでもタンカーでも、外國の領海に入らない前は日本の領域でございまして、公海の上は日本の領域でございまして、日本の船自身が日本の領域なんです、そういうふうなトレード、貿易というものは、U Sネービーが守つておるといふことを、日本人のうちで知らない人もあるという文獻を見たのでございまして、その文獻を見て私は実はびっくりしたようなわけでございまして、なるほどそういうものがあるということを感じました。と申し上げますのは、いまでも海賊も相当あるわけでございます。ことに何々列島なんというところの近所は、海賊が出没するということで有名な列島もあるわけでございますから、そういうわけで日米安保体制のもとにおいて、アメリカのフリートが、日本の——

間接でございまして、コンボイではございせん。護衛船団をつくつておるわけではございせん。戦時中ではございせん。そういうものにおいて間接に貿易ルートが保護されておるといふことで、出入りほぼ二百億ドルに対する貿易も伸展しておるのであるといふことを、この際この席をお借りいたしまして、國民の皆様にかつていただきたいといふことを申し上げた事実はあるのでございます。

○米内山委員 いまの増田さんの御答弁、私実はわからぬのです。というのは、私、日本人でしてね。しかも、昔の中学三年しかいっておりませんから、英語は知らないんです。アメリカのことばを使わないで、日本の子供にもわかるようにひとつ御答弁願ひたいと思ひます。日本の子供にもわかるように、これは大事だといふことは、きょうも仲よく兄ちゃんや学校へ行けるのは兵隊さんのおかげだといふ唱歌もあつたのですが、このことは実に子供の將來の運命にもかかわることです。たとへ兵器やそういうものがアメリカからいいたい、たものかもしれないが、日本の防衛といふものは、日本人が日本人のことばを使いながら納得できるものでなければならぬ。ここに問題がある。

そこで、きのうもシビリアンコントロールなどといふことを言つておりましたけれども、一体それはほんとうに安全弁になるのですか。制服を着たものと洋服を着たものと違ひは一体どこにあるか。そこで、私はお聞きしたいが、制服組というのは明らかに職業軍人で、技術者としての軍事専門家であるかもしれない。ここにいらつしやる方々はそういう意味でないかもしれないが、軍事専門家だと思ひます。私はしろうとです。そこで長官は、そういう意味での軍事専門家が私が理解しながらお聞きしてもいいのですか。

○増田国務大臣 いろいろの御質問がございまして、シビリアンコントロールといふことばを使つてはいけなかつたとおしやいましたけれども、これは社会党の議員も民社党の議員も公明党の議員も盛んに使つていらつしやるのです。つまり文

官がコントロールする、統制をする、つまり文官というものは、これはほんとうは民間人といったほうがいいかもしれないが、シビリアンという字はいろいろあります。文官もありましょうし、お互い国会議員、政治家もこれはシビリアンでございましょう。とにかくそのシビリアンです。一方のほうは制服組といっております。要するに、制服を着ておる自衛官を指揮監督する。その行政面においての最高の指揮官は内閣総理大臣というせびろを着た人である。その上官のもとにおいて隊務全体を統轄するのは増田甲子七というせびろを着ておる文民でございませう。それから、制服を着ておる統合幕僚会議議長並びに陸上、海上、航空自衛隊の幕僚長が指揮監督して、そうして右向け右、左向け左、とまでは言いませんけれども、東北へ行けとか、あるいは近畿のほうへ行けとかというのには私が命令を下す。もし命令を下さずに彼らが動けばこれはたいへんな法律違反になるわけでございます。それがいわゆる文民統制でございませう。それから、やはりシビリアンコントロールというこ

とばをお互い使うことをお許し願いたいと思っております。と申しますのは、われわれの術語がまだ熟しないのでございまして、たとえばDDTに似たようなDDSなどというのもございませう。これはデストロイヤー・デストロイヤーなんかという、何だかわけのわからないようなことで私もだいぶ苦しみました。いまの段階は、私は防衛庁長官になってから七カ月でございませう。それから、前に安全保障問題調査会の委員として約三年ばかり働きましたから、その範囲で多少の知識を持っております。大出さんもお聞きしてございまして、かなわない部分が多々ございませうし、石橋政嗣さんなんか非常に勉強していらつしやいますし、社会党にも相当研究家がおる。だから私が職人という立場において聞いてよろしいかと言われても、どうもそういう職人といったような、軍事専門家といったようなところまでは困るのでございまして、せびろが制服自衛官というものを指揮、監督

するという立場であるということで万事お聞きを願いたいと思っております。それから、トレードルートということも言つてはぐあいが悪いということもございませうが、私の読んだ文献から拝借したわけでございますから、貿易路でございませう。地中海あるいはインド洋あるいは太平洋あるいは大西洋における日本の貿易路が安全に守られておるの、実は安保条約において——平時でございませう、戦時ではありませう。この平時において、間接にアメリカの艦隊がおるといふことが、この七つの海における自由なる貿易を發展させておるゆえんであるということには、私の常識であり、信念であります。○米内山委員 実は私、最初にお願したのは、わが党の大出さんや石橋さんあたりに対しては、与野党のやりとりとときには、シビリアンコントロールもまあ国会では通常語でしようが、この話のやりとりで、国民との対話をお願いするといふのですから、その点であまり過度に国民のわからない専門語を使わないでひとつお願いしたい。そこで、シビリアンコントロールなんというわずかしいことばを使っているそのきき目は、昔の東條さんが総理大臣をやつて、陸軍大臣をやつたような危険な状態にならないようにする安全弁だといふ理解を持たせようとしたり、国民はまたそこ

に何かちよつと安心感があるような気持ちをしてゐるの、シビリアンコントロールといふのはそういう考え方ですか。○増田国務大臣 大体において米内山さんのおっしゃることと私の考えとは同じでございまして、たとえを申してはなんでございませうが、外国の国防大臣なんといふものは相当シビリアンがやつておられます。それから——まあそのくらいにしておきます。○米内山委員 それでは、近衛さんが、あの人はシビリアンだったと思ひます。なくなった近衛、戦争をやつた人、暴支膺懲とか何とかといふことを言つた総理大臣があらましたね。かりに近衛公爵、シビリアンが総理大臣をやつても、これは安心がいかないものだとおもうことがある。しかもあのとあやまちといふものは、実に日本の軍国主義者が侵略した、相手にも一千万といふ人命をそこなわせた、わが国民もこのためたいへんな犠牲を払つたことは事実です。だから国民は、口先だけでの安全弁、シビリアンコントロールといふものには安心ができないと思ふのです。とにかく、シビリアンがやつても、ものの見方を誤ると、軍事論といふものはいへんのです。あのとときだつて、蔣介石政権相手にせうといふようなことから戦争が拡大をして、ああいふ結果を來たしたのですが、軍事といふものは政治と切り離されてないでしよう。そうして、その際に一番誤つたのは、中国といふものに対する見そこないが、常に日本の大失敗のもとであり、相手を苦しめ、みづから反省しなければならぬ結果を生んだ。これは何も太平洋戦争のいきさつだけじゃなく、明治以来一貫して日本のシビリアンといふのが中国を見そこないからえらい失敗をして、国民を犠牲にしておるのですが、防衛と言つても何と言つてもいいが、そこを一番重要視しないと、口で何と言つても結果はたいへんなことになると思ふのです。おおよそ仮想敵国とかなんと言わすに、新しいことばを使うことに増田さんは部下どもに命令したそうですが、しかし、いづれにしても、わが国の軍事能力といふものは、いわゆる日米安全保障条約下において、アメリカの軍事力のかさの中で、自分自身の自由な行動はできない状態です。そうすると、結局アメリカの指向する方向に日本の防衛といふものは進まざるを得ないのじゃないかと思ふのです。(そんなことはないよ。と呼ぶ者あり) そうでなければそれでなく言つてもいいが、そこでわれわれが一番心配しているのは、日本の一番近い近所に容易ならざる事態があると思ふ。朝鮮の南と北の境における軍事的なといひますか、そういう一つの小規模な衝突が近ごろ非常に頻度が高くなつておるといふことを聞いているのです。防衛庁としてはこういうことについてどの程度知つておられるのか。どの程度対

策を考え、心配しておられるのかをまずお聞きしてみたいと思ふのです。○増田国務大臣 米内山さんの御質問は大体において三つあると思ひます。近衛さんの問題と、それから相手方を見そこなつてはいけないということと、それから、日米安保条約の関係で、好むと好まざるにかかわらず、米国の指向する方向に日本は動かされておる。したがって、三十八度線付近の問題は非常に気になるが、どう考えておるか。そこで、まず近衛さんの問題から申し上げますが、近衛さんは相当えらい人ではございませうが、当時の憲法、帝国憲法でございませう。十一條といふものがございまして、帷帳上奏、統帥権といふものがございませう。もちろん天皇陛下が統帥権と国政と両方持つていらつしやいますけれども、近衛さんは国政のほうだけしか発言できないといふ、いわば明治政府はかたわの政府でございまして、でございませうから、近衛さんが幾ら中国を相手とせずとかなんと言つたつて問題にならぬ。(米内山委員「昭和だ」と呼ぶ)昭和でも二十二年の五月二日までは帝国憲法が支配しておつたわけではございまして、昭和二十二年五月三日以後は日本国憲法が支配しておるわけではございませう。そこで、日本国憲法のもとにおける自衛隊法といひましては、天皇は国事をなすだけでございませう。憲法一条から八条まで書いてあるだけでございまして、内閣の助言と承認において行なう、いわば全責任は政府にあるわけではございませう。そこで、自衛隊の平素の行動は、最高指揮司令官並びに軍政の——昔のことばで申します。いまは防衛行政事務と言つたほうがいいですか、そういう方面は両方とも内閣総理大臣がこれを握つておられますから、近衛さんも公爵でえらいかしれませんが、佐藤榮作内閣総理大臣のほうにはるかに権限がある。また、皆さまに対して義務を背負つておる。でございませうから、めつたなこととはございませうから、佐藤さんが何か声明され

ればそれは安心してよろしい。近衛さんが幾ら中国を相手とせずと言ったって、これはどうも信用しにくかったのは、いわゆる帷帳上奏のほうで、かつてなことをやらかすからなんです。今度ではそういう憲法ではございませんから、旧帝国憲法時代の御質問は御容赦願いたいと思います。

それから第三に、日米安保条約の關係で、日本の自衛隊は、好むと好まざるとにかかわらず、米国の指向する方向に制約されるのだということはいけません。たとえば、安保条約の第五条によりまして、日本の施政下における、領域における米軍のベースあるいは施設等に対して、あるいは日本の本土等に対して、武力行使が行なわれれば日本は共同しておのおの憲法の規定に従つて防衛の行動に出る。これが日米安保条約の第五条第一項の精神でございまして、これ以外の

にかれこれ言われることはいまや全然ございませ
ん。

それから、最後に朝鮮關係の、三十八度線の近所に事件が頻発してゐる。これは心配にたえないが、防衛庁自衛隊はどう考えておるかということでありますが、私もひとしく心配いたしております。ただ、あそこにはいまでも国連軍がおるわけでございますして、国連軍と韓国軍とが南のほうにはおります。北のほうには北鮮軍がおりますが、小ぜり合ひは多少ございまいしょうとも、休戦協定を守っていくであらう。両方とも良識ある權威であり、国家でございますから、多少の小ぜり合ひはあらうとも、重大なることにはならないというのが、われわれ防衛庁としての良識ある見方でございます。

○米内山委員 私は、いまの質問ではことさらに議論は避けます。ただ聞きたいところだけ聞きますから、どうぞ。

部じゃない、軍の子供の制服を着た人といわゆる洋服を着た人との間にたいへんな不信感があるというのをぼくは聞いております。それはシビリアンの制服に対する不信ではなく、鉄砲を持つほうの側がネクタイ側に重大な不信を持っておるという話を聞いておりますし、事実も知っておりますが、その頭目、かしらである増田さんは何かに知っておることがあるか。あなたがシビリアンと外国語を使ったから、ぼくは満州で使ったことばばねを使ったって、これはあいこですからね。

子のことを引用するまでもなく、おのれを知り、敵を知るといふことがまず第一だ。日本の自衛隊の現在の防衛能力といふは、軍事能力といふものは、いまの段階でどの程度の力量があるか。世界の中心国、先進諸国と比べて現状はどの程度の能力があるのか。これはひとつおのれを知るために聞きしたい。それから、敵を知るために、参考のためですが、中国の軍事力というもの、度合いをどの程度に御認識になっておるか、お聞きしたい。人口は七倍であるが、経済力は半分だと言われましたが、中国の持つておる現在の軍事能力というものは、これは敵でないかもしれないが、どの程度に御理解なさっておるか、お聞きしたい。

開通して言わなければならない。オペレーションとは英語でオペレーションと言うと一番いい。オペレーションということが、電話の交換手というものと同じです。これが一番いいのですけれども、これはときどきは出ましても、なるべく慎みたい、こう考えておきます。

あまり私どもは好きではないのです。これも、しかし制服のほうではおそらく研究しておるでしょう。昔からの兵学の研究をしたり、いろいろしておりまうからなうございすが、私は近隣諸国といふ意味において中国の兵力、これは軍力と言つていふでしよう、向こうは軍備を持つておるのですから。兵力はどの程度あるかといふことは防衛局長から補足説明させますが、ただいまのところは陸上兵力は二百二十五万、海上兵力は二十万トン、航空機は二千機内外。それから、それにプラスアルファで、まだ兵器になるかどうかわかりませんが、原爆をすつと開発しておりますし、第六回目には小規模ながら水爆を実験しただらうといふことは識者がみんな認めておる次第でございします。

○島田(豊)政府委員　世界各国の軍備、つまり兵

力におきまして、わが國が占めます地位、これは具體的にどれだけの力を持つておるかということ、を、数字的に申し上げることは非常にむづかしいことを、教えてございますが、一応これを陸海空、それぞれ陸軍につきましては兵力、海軍につきましては艦艇のトン数、空軍につきましては航空機の數、こういう点で比較してみますと、陸軍の兵員數におきましては二十四位でございます。海軍の艦艇トン數及び空軍の航空機の數におきましてはそれぞれ十一位というのが統計上出ておるわけでございます。

さらに、中共の軍事力でございますが、これはただいま長官から概略御説明申し上げましたけれども、陸軍につきましては約百十五個師団二百二十五万人、海軍につきましては約九百隻、この中に潜水艦約三十隻を含むわけでございますが、約二十万トン、海兵隊が約二万八千名、空軍の航空機は

約二千三百機でございまして、ほかに海軍の航空機が約五百機あるということがいろいろの資料からわれわれ承知いたしておるわけでございまして。

これに比しまして、わが国の自衛力は、陸上自衛隊におきまして現在兵員が十七万一千五百、海上自衛隊の艦艇が約十一万六千トン、航空自衛隊の航空機が千機そこそこということでございますので、数量的に比較いたしますと、おのずからそこかなりの差が生じてまいります。なお、中共は、在米型の兵器、通常兵器の面におきまして兵備の近代化ということには、着々努力をいたしております。何よりも核の開発、核の装備ということに非常に力を入れておるわけでございまして、先般の第六回の核実験も、すでに水爆の実験に到達しておるといふにいわれるわけでございします。これが航空機に搭載いたします原子爆弾なり、あるいはミサイルの弾頭なりというふうな形で今後装備化されてまいりますと、これはわが国の防衛上も決して無視できない大きな力を發揮するといふふうに考えておるわけでございします。

○米内山委員 増田さんは私の質問の重大なのを一つ聞き落としたのか、御答弁が漏れていますが、いわゆる洋服組に対して制服組が重大な不信感を持っている事実があるが、長官としての増田さんは何か気がついておることはないかということが一つ。それからもう一つは、中共の軍事力につきまして、いわゆる民兵というものの、民兵の果たす役割り、その量と質と申しますか、日常の武を練っているというふうな状態についてはどの程度の御理解、認識があるか、それが一つ。増田さんにはさつきのことをひとつ……。

○増田国務大臣 制服自衛官が私服自衛官に対して不信感を持っているかどうか、そういうことを自分は聞き及んでおるといふことを米内山さんがおっしゃっておりますが、私はあまり聞き及んでおりません。ただ、シビリアンコントロールといえ、私の部下の局長や課長が制服組をコントロールすることではないのでございまして、私が

幕僚長以下の制服組をコントロールするというところでございします。私がコントロールする際に、ここに控えております部局長等が私を補助する、こういうわけでございします。そのことが明確になるにつれて、だんだんと制服組も認識があると同時に、やっぱり理解が深まってくるんじゃないかと私は考えております。それから、制服組は今日まで私が防衛庁長官になりました、実はこれも驚いたのでございしますが、市ヶ谷に殉難者の碑というのがございまして、自衛隊ができて以来今日まで、八百名の殉難者がございします。これは、平時において八百名の殉難者があるわけでございまして、いかに命をかけて、一たん事があるときに、国を守り、一億の皆さまが安らかに生活ができるようにしておるかという、犠牲を相当払っておるのございまして、これに対する御理解が——制服組の筆頭、お互いの背広の筆頭である国会議員の各位において御理解があれば、制服組のほうもさぞ喜ぶであろうと私は考えます。

○島田(豊)政府委員 ただいまの二百二十五万という正規軍のほかに、いわゆる公安部と称せられておりますものが約二十五万ございします。それ以外に、御承知のとおり、中共の軍事思想というのは、いわゆる人民戦争理論というのでございまして、相手方が攻め込んできた場合には、人を中心として、人によって相手方を包囲してこれをせん滅するというふうな軍事思想があるわけでございします。ただいま御指摘の民兵というのは、具体的にどのくらいの数になるのか、相当膨大な数だと思っておりますが、正確に申し上げられませんが、正規軍のほかにそういう組織を持っております。これがいろいろいわゆる陸上におきます訓練をやっておりますといふふうに承知をいたしております。

○米内山委員 その不信感の問題ですが、これは増田さんは、甘い目で見ているから記憶がなくなつたと思われ。あなたの前任の元帥が、自衛隊の軍楽隊を連れて、自分の選挙区を約一週間音楽隊をつけたがら回った。これは制服組だけじゃなく、全国民がひんしゆくしている。こういう人

たちが、特に内部の部下の諸君がどんなに肩身の狭い思いをしておるか知れぬです。こういうことでは、何ばい鉄砲を持たせたい、いい飛行機を持たせたい、土気というものは高揚できない。まるで焼け石に水というか、さいの川原の石積みみたいなもので、それはシビリアンコントロールというものの重大な欠点であり、そうしてシビリアンコントロールを崩壊に導く重大な問題だと思ふ。これはひとつ心していただきたい。

それから、ソ連にまで、金をくれて軍事スバイを出すくらいなら、敵視はしていないが、対象国にしているいかもしらないけれども、もつと中国の軍事能力というものは、新聞記者の諸君もいましては行つて見て、ますます、もつと詳しく演説して、国会の答弁では、調べなければならぬといううことでなく、率直に答えられるようにしたほうがいいと思ふ。それは、何も政府が野党に答えるんじゃない、責任者が国民に納得を得るためには私は重大な措置だと思ふ。そこで、いまのような愛宕大臣が、シビリアンコントロールだからといって胸をたいたって、これはだめだ。

もう一つ聞きたいのは、アラブの中近東の戦争で、なぜナセルを中心としたあの軍隊がべらぼうに、想像以上に弱くて、イスラエルのほうはなぜあんな強かったか、その根拠は那邊にあるとお考えになつておるか、ひとつお聞きしたい。

○増田国務大臣 米内山さんに、これは個人としてならお答えいたしますが、私も、中近東方面では、国防大臣じゃございせんから、あまりよくわからないのでございします。

○米内山委員 それは答えづらいことだと思ひますが、要すれば武器だけそろえても戦争にならぬということなんです。国内にこういうふうな——あなた方、高度成長、高度成長と言ふけれども、経済が成長すると、その反面に必ず矛盾というものが拡大してくる。その矛盾をそのままにしながら、国を守らうなんといったって、これはなかなかむずかしいから。一番いい例はベトナムの戦争じゃないですか。いわゆる正義でない戦争という

ものは、何百倍の武器を持ったって勝てないじゃないか。負けなかつてもいらないが、勝てないじゃないか。はだし、サンダーのあのベトナムの解放戦線の強さというものをあなた方も見直して、精神教育の種ぐらいにしたほうが、鉄砲の節約と金の節約にもなると思ふ。こういうことを軽視しながら、防衛、防衛といつて、たいへんなものです。私は農民代表という気持ちだ。国会へ出てきたのも、政治がよくならなければ農業はよくならないということを考えて、ぼくは出てきたつもりなんです。ところが、十数年の間の日本の予算を見ますと、農林関係の予算と防衛関係の予算は、その比率においてはおおよそはねつるべのようになっていまして、これは増田さんも御存じでしょう。総領じゃなく、予算の中における比率と申しますか、食糧増産のときは農林関係の予算がこうだった。そのときは警察予備隊から自衛隊になりかけたときで、防衛予算はこうだった、だんだんに防衛予算がふえた。直接関係ではないかもしれないが、そういう関係もあるし、したがって、鉄砲買うにも、なるだけ安い鉄砲で、きき目のある鉄砲をじゃうずに撃てるやうでないとだめでしょう。そこで、今度のこれからの第三次防衛というものは、膨大に金のかかる防衛階段へ入るわけですが、これはとにかく聞いておきたいのは、何といひますか、はり、きゅう師、漢方医みたいな兵器が、国産化されるか輸入になるか知りませんが——農産物においては、いま国内の高いものよりも外国から安いほうを買ったほうがいいというものが、政府の意見であり、政策なんです。そのための自由化なんです。武器だけは、高くて国内でつくりたい。全くこの面でも、農産物と防衛面のつるべの関係がある。このために国民には犠牲が伴っている。ところが、こういうものを国内生産することによって、三重工であるか、何製作所か知らないが、こういうものだけはべらぼうにものうけるということであらば、これはなかなか防衛も強くなると思うのですが、防衛庁として、今後の兵器生産について、こういう独占資本の兵器生産による不当な利

益を抑圧するという考えを持ってやっていますか。

○増田国務大臣 ナセルのほうは大負けに負けたが、ベトナム紛争は、アメリカもあまり勝っていないのは、正義の戦争であることがわかって明瞭に証明されたとおっしゃいますと、私も別段方々の国の国防大臣じゃございませんけれども、そうすると、イスラエルが非常によく、ちょっとやはりブレジネフやコスイギンのほうでつむじを曲げるようなことになりやしませんでしょうか。これは私個人としてあなたにお聞きしておきます。

一方は圧倒的に勝ったのですから、これはやはり正義は大勝利だということになりますから……。ベトナムはいわゆる制限戦争でございますので、あれをやっちゃいかぬ、これをやっちゃいかぬというふうなことになりますし、また同胞同士のこととでございますし、いろいろな関係もあると思いますが、私は、防衛関係からは、ただ見ておるだけのことでございまして、答弁いたしかねますが、あと、米内山さんの御質問のことに対しましては、私は、正義であるか不正義であるかということに対しましては、総理大臣が外務大臣の答える点をふえんたいします。すなわち一九六二年からICC、国際監視団が報告するところによりますと、北ベトナムの正規軍が南ベトナムの十七度線の南へ侵入して、侵略してきておる。その侵略に対する反撃をしたかったけれども、なかなか反撃がでなくて、一九六五年すなわち一昨年の二月に反撃としての北爆が始まったのである。普通透過、浸透といっていますが、どうも吸い取り紙にインキがしみるようなあんないで、よくわかりませんが、明瞭に言えば、侵略ということばをICCは使っております。アグレッションということばを使っておりますが、そういう侵略を正規軍がやったのだ。これはゲリラなんかだったら浸透かも知れませんが、正規軍だから、これは明瞭に侵略でございまして、その侵略に対する、動に対する反動としての、正当防衛として北爆が始まった。しかしながら、なかなか膠着状態になってい

る関係のことはどうもよくわかりませんが、私どものほうの大使館員も行っておりますけれども、目下研究中でございまして答弁能力は乏しいというのを申し上げておきます。

それから、安くていい鉄砲を買えというお話でございまして、私ももてきれ安くていい鉄砲を買いたいと思っております。その他、あなたの申しやることは、鉄砲に限らず、すべての武器に適用することだと思っております。そういうふううに受け取りまして、御教訓を体してまいりたいと思ひます。

それから、三菱重工業その他特定の軍需産業だけをもうけさせてはいけないというお説も、ごもっともでございまして、承っております。いやしくも武器をつくるのでございまして、やっぱり正確な武器をつくるのでございまして、やっぱりもうけるなんということは、とんでもない話であるというふうには私は考えております。私の個人的な人生観かもしれないが、きびしく正しい態度で臨んでまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○米内山委員 きのお大出さんとのいろいろなやりとりの中で、通常兵器による戦争行為ということばがありまして、ダムダム弾も通常兵器でないというふうなお話でしたが、大体的に考えて、いまの戦争で通用する通常兵器とはどの程度のものか、どの程度のものであり、それをこえたものはいわゆる通常でない兵器なのか、ひとつお知らせ願いたい。

○増田国務大臣 通常兵器とは、ヘーグの陸戦法規等において、交戦国相互を縛る国際公法があるわけでございますが、そのヘーグの陸戦法規において禁止されたものは、細菌戦術でございます。それから毒ガスでございます。つまりそういうような化学兵器が非常に害を与えるといったようなものは、禁止されております。それから、ダムダム弾というものは、ヘーグの陸戦法規にうたつてございまして、まだ国際法規のできていないのは、核兵器でございます。その核兵器は、しか

しながら、われわれは使うべきものではない。広島、長崎のごときものは、人類の歴史にとって非常に遺憾なことであると私は考えております。

そこで、通常兵器でないものは、とてもわれわれはその侵略に対処できませんが、通常兵器による——つまり消極的にこれはいけない、あれはいけないというわけで、あとはどうかといえば、大砲、鉄砲、機関銃、爆弾といったようなものでございまして、そういうようなものには対処できる、こういうふうな考えております。しかも、それは局地的の侵略に対処できるだけでございまして、全面的の侵略にまでは日本の自衛隊は実力を持っていない、こういうことをきのお大出さんにお答えいたしておるような次第でございます。まずその範囲で御了解願つて、あと一つ一つの、鉄砲の何口径だとか何ミリだとかいうことは、どうもわかりませんから、御容赦願いたいと思ひます。

○米内山委員 ヘーグの条約で定めた以外は通常兵器だというふうな意味だと思ひますが、核兵器にも、きかない水爆、きれいな水爆というのがあるそうだが、兵器にもきかない兵器もあるわけですね。ダムダム弾というのは、人を一回百人も殺しません。ただ撃たれた傷あとの処理が困難だといふので、あれは古い戦争のときに非人道的だといわれたのですが、近ごろはだんだんに科学が進歩してきまして、鳥、けものまで死ぬような、農薬といえは農薬だが、これを軍事的に使つておる。これは世界周知の事実です。これはアメリカがベトナムにおいて作戦上使つておる。これは禁止兵器ではないかもしらぬが、及ぼす影響というものは、これは人類だけではなく、一般自然界まで破壊的な状態にするので、こういうのを戦争で使うのは、これはきかない戦争といつてもいいと思ひますが、アメリカのやつておる戦争は、そういう意味できかない戦争だ。日本の防衛庁は、そんな研究はしてないかもしれないが、少なくとも、新聞や何かの伝えるところによると、米軍がベトナムで使つておるナバーム爆弾というのか、火薬ではないが、人が窒息死する、焼け死ぬ前に窒

息死するのだというふうな、たいへんなものを日本につくつておるようですが、戦争というのは、きれいな、きかないは抜きにして、残酷なことは変わりはない。ですから、われわれは政府にとくと国民の立場からお願ひをしておきたいことは、守るに必要な軍備を進めるよりも、守るに足る国家社会をつくつてもらいたい。それと並行するならば、国民はクマが出てきても、素手でも立ち向かうだろうと思ひ。国民の意思に反して兵器だけを鍛えて防衛なんということは、言うべくして行ないたいものです。私は、日本の戦争の歴史の上から、そう思わざるを得ません。そこでこの問題は打ち切りまして、質問を転換します。

こういうふうな、政府が重要な防衛をすると言つておるが、防衛に対する国民の負担というものが著しい不合理と不公平がある。それは何かというと、米軍基地なりあるいは自衛隊の大きな基地のある周辺の住民に及ぼす有形無形の損害というものがあつて、昨年の国会で、基地周辺整備に関する法律というものをつくりましたが、今日なお非常な不十分と不合理があります。私は具体的に話を進めていきますが、国の基地対策というものは、弱者——協力的なとは言いかねますが、国のなすことであるならやむを得ないであろうという住民の多いところには、きわめて薄い。むしろ旗を立てて戦えば、厚い。この間砂川へ調査に行きまして、これは聞いた話ですから正確かどうかはわかりませんが、十年ほど前に騒いだときに、判をつかなかつたために、隣の何とかが人は約一億円ももつた、こういう話を聞きました。ぼくは滑走路の中に一千坪ばかりの土地を貸してあるんだ。その貸し上げ賃は何倍になったという話を聞いてきました。これはごく最近そういうふうになったそうですが、砂川においては、この間は飛行機が滑走路を越えていて、ある民家のそばまで、接触するようになるところまで行った。この辺の人たちが、これは危険だといふので売りに応じたそうですが、こういう人たちを含む、防衛施設としてはつきり金を渡して、土地

の登記を受け取ったかどうか知れないが、相手を納得させた金額はどの程度のものであるかを、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○増田国務大臣 基地に関するこまかいことは、施設庁長官から御答弁申し上げます。

先ほどあなたのおっしゃったうちで、防衛費はだんだんふえてきて、農林省関係はだんだん減ってくるというお話でございしますが、それはあべこべでございまして、最初米軍に対する調達費というものは、予算の一割、二割という状態にございしました。それがだんだん減ってまいりまして、現在は七・七といっておりますが、正確に申せば予算総額の七・六九％、だんだん落ちてまいります。

それからほかの社会福祉とか、農林関係とか、公共事業とか、建設省の予算とかいうものは、だんだんふえてまいります。でございしますから日本の経済の底がだんだん深くなって、しっかりとまいりておる次第でございします。あなたのおっしゃっていることは、あべこべというわけではございせんが、数字を基礎にして申し上げますと、いま本年は三千八百九億円でございまして、御承知のとおりであります。社会福祉の費用は七百八十二億円でございします。これに加えて都道府県の社会事業の費用というものがあつてございします。青森県なら青森県の社会事業の費用というものがございします。また八戸市なら八戸市の社会福祉費がございします。ところが八戸市の国防費というものは聞いたことがないです。青森県の国防費というものは聞いたことがございしませんで、それにだんだん上載してまいりますと、社会福祉の費用というものは、おそらく一兆四千億くらいでございします。防衛費は国で予算を計上するだけで、県費の防衛費、あるいは市町村費の防衛費というものはございしませんで、三千八百九億円というものの比率はだんだん下がってまいりまして、社会福祉その他公共事業の、皆さまのしあわせに直接役立つような費用は、どんどんふえてまいります。この防衛費は間接に皆さまの幸福に役立つわけでありまして、その費用はだんだん比率的には

減ってまいりておるといふことを、米内山さんもせっかく農民のために国会議員になったとおっしゃるので、そのことを正確に御認識になつて、農民の皆さまは喜んでください、こういふふうになつてまいりますといふことを、どうぞ国会報告会等においては話を願ひたいと思ひます。

○小幡政府委員 砂川の土地の問題について御質問がございしましたが、御承知のように、立川飛行場の拡張につきましては、昭和三十年九月に、約五万三千坪の用地提供の閣議決定を行ないまして、それ以来買収を行なつてきたわけでありまして、先ほどお話がありましたように、航空機が一、二事故がありまして、いままでなかなか買収に應じられなかつた向きも、そういう危険性があるならというところで買収に應じてもらつておるといふ実情でございしますが、実際に買収した土地の値段を申し上げますと、宅地を例に申し上げますと、昭和三十一年は、一坪約四千円で買つておりました。それが四十一年には、三万七千円で買つておりました。この間約九倍ちよつと上げておりますが、これは根拠のないことではございせん、東京近郊の不動産研究家の調査によりますと、東京近郊の土地の値上がりは、該当年次に九倍から十一倍に上つております。決してこれは不当な価格でわれわれが認定したものとは考えておりません。

○米内山委員 高過ぎるとは言いません。そうしますと、今後すべて演習地でも、そういう土地を買収するときは、その割合の物価係数をかけて買収するといふことだらうと理解しておきます。

次に、もう一つ聞きたいことは東富士演習場。これは演習場の用地をとるために、その開拓者その他の農民に非常に積極的な対策を立てておられます。これは一体どの程度の年数と、どの程度の金額で、どの程度の効果を期待してやつた仕事でございしょう。

○小幡政府委員 土地の価格の問題につきましては、相当専門的になりますので、あとから施設部長が答弁申し上げますが、東富士演習場につきましては、大体九億四千万くらいを投じて、畜

産、老朽田の改修、あるいは水産というようなものを考へてみたいと思つております。それから演習場としましては、これも御承知のように、現在は米軍が使用しております。年間おそく七、八十日、米軍が使用しておると思つております。そのほかに、自衛隊が相当回数、その三倍以上になるかと思ひますが、使用しております。将来は、自衛隊がこれを米軍から返還を受けまして、逆に米軍に貸すという使用転換の方式で、これは将来とも重要な演習場として確保していきたいといふふうに考へております。

○鐘江政府委員 当庁におきまして土地を買収する際に、たとえば農地の場合におきましては、当該地区の農業委員会におきまして、前年度と当年度との上昇率をまず調べます。それから当該地区の税務署にも行きまして、上昇率を調べ、さらに近傍類似の売買物件、こういったものも調べまして、そういう資料を勘案いたしまして適正な価格を割り出す、かようなことになつております。

○米内山委員 その際、防衛庁、施設庁の経費以外に、国有林、国有地の売り渡しもしておりますし、あるいは農林省の経費も出てくるかとも思ひますが、総合して、あの演習用地接収のための買収費以外の対策費というものは、一体おおよその程度使われたのであります。

○鐘江政府委員 ただいまの先生の御質問の趣旨は、いままで全国の基地周辺にどのような補助金等を交付したかという実績の御質問かと思ひますが、まず防音工事で申し上げますと、御承知のとおり、これは自衛隊と米軍の基地両方があるわけでございますが、自衛隊の基地につきましては、昭和三十一年度、米駐留軍の基地につきましては昭和二十八年年度から、学校防音工事等に対して補助金を交付しておるわけでございます。昭和四十一年度までのおおよその実績は、約二百億以上を交付しているといふことでございます。それから、周辺の災害防止対策工事補助金におきましては、四十一年度までに約百億円の補助金を交付しておる、かような実績になつております。

○米内山委員 私が特にお聞きしたいのは、東富士演習場の対策について、どういう要領で、トータルとしてどれくらい国の費を注いで事後対策を民生安定のためになされたかということをお聞きしたい。

○鐘江政府委員 東富士につきましては、昭和四十一年度までの実績を申し上げますと、防災工事補助金につきまして約十八億、それから道路関係につきまして十八億、その他の補償事業につきまして五億七千万、合計約四十二億円の補助金を交付しております。

○米内山委員 そこで、これは増田さんとくお願いしたいのですが、飛行場とか、射撃場とか、対地射撃場というものは、東京のすぐそばにあるものじゃなくて、富士のすそ野とか非常に未開発な地帯にありがちなものなのです。そこで、広大な土地がそのために提供されて、地元の人々土地の売り払い代金を受け取るかもしれないが、いまの立川の例のように、十年前は四千円だが、十年きつぱれば九倍になるといふような事実を見た場合に、当時金を払ったからものが片づいたというわけにはまいらない。したがって、爆音による被害に対して防音校舎を建ててやるといふ程度のもものでは、時代にマッチしなくなる。合はなくなつてい

ます。しかも、こういう地域は生産の底いところであるとすれば、これを泣き寝入りさせておくといふわけにはまいりません。騒いだものは手をかけてやるが、声を出さないものはそのままにしておくといふことは、あまりにも冷酷無残な防衛対策だと思ふ。外国軍隊が占領地の住民を宣撫するといふ考えならば別ですが、国民と運命をともにしながら国を守らうという場合には、これは思想としても間違ひです。しかもこれはだんだんに深刻になつてきつたところと思ひます。ですから、これからは、国の態度としては、要求があるから供給してやる、陳情があるからこたえてやるということではなくて、国の総合された行政能力を活用して、そういう地域に対して積極的な対策を立てる必要があると思ひます。いまの基地周辺整備の法

律というものは、その点で、私から見れば、
ていのいい宜撫工作だとか考えられなくなつて
おります。たとえば、これは事実を申し上げま
すが、三沢の射撃場のある地域というものは、青森
県でも最も開発のおくれた底所得地帯です。こう
いうところに騒音の度合いによって、これは防衛庁
用語でRA3とか2とかいうので補助率の違いが
あって、防音校舎が鉄筋コンクリートでできる。
ところが、私はこういう陳情を受けました。米内
山代議士ね、防音校舎を建ててもらいたいが、水
洗便所だけはやめてくれ。なぜだ、と言ったら、
紙の経費がたいへんだ。これは何を物語るかとい
うと、こういう地域の町村財政がそこまでひどい
ということなんです。ところが、都市化した地域の防
音校舎ではどういふことを言ふかという、暖房
を北海道並みにしてくれ。北海道では空気が暖房す
るそうでありまして。津軽海峡を越えて青森へ来
ると、それよりも緯度が低くて温度が高いという
いか、ストーブになる。そうすると、冬の間、便
所にはストーブを置くわけにいきませんから、
凍っちゃうのです。千人も生徒のいる小学校の水
洗便所が凍つたら、一体どういふ事態になる。実
に驚くべきことじゃないですか。こういうふうなこ
とをおのが、現状なんです。こういうふうなこ
とを増田長官がつぶさに御視察なされ、つぶさに説
明をお聞きになって、こういう子供の笑うような
対策を、子供の喜ぶような対策にすべきじゃな
いでしょうか。私はこのことを御要望申し上げてお
きたいと思ひます。

それからもう一つは、こういう一つの企業会社
でもない、国鉄や何かと違う防衛庁関係は、公
務員は身を持するに最も堅固で清潔であつてもら
いたいと思う。奉職している間は清潔かもしれないが、やめようとなつたとき、やめたあとの不潔
さというものは、受け取る住民から見ると同じで
す。役人が防衛庁にいたるとき、補助の陳情を受け
ます。退職します。防衛庁出入りの会社に就職し
ます。そうすると、補助審査を受けたときの知っ
ている町村を回って歩いて、おれは今度は定年

だ、こういう会社へ入るんだが、手みやげがない
と困るから、ひとつこの学校はこういうふうにと
いうふうに戻って歩く。これもまた、シビリアン
コントロールというのは、しびれが切れる話なん
です。特にこれは、こういうことがだらしないな
りますと、対策問題で、私の地域で災害防止のた
めに三億円をかけて新しい河川放水路の掘きく
取りついでありますが、もう何年かかたか知れ
ないが、事業費はもう九割以上使つたはずだが、
できそうにもない。一体何のためにこういうふう
なことが起きているのか。経過から今日までの問
題点を、施設庁長官から私は御説明を聞きたい。
○小幡政府委員 高瀬川の放水路につきまして御
質問がございましたので、お答え申し上げます。
高瀬川の放水路は、御承知のように、昭和三十七
年より引き続きまして昭和四十一年までに、全体
計画の事業費四億一千八百萬円のうち、二億五千
三百五十萬円を実施しておりますが、昭和四十二
年度以降におきまして、大体毎年五千萬元ずつ
実行いたしまして、四十四年度には完工したいと
思っております。これは御承知のように、小川原
湖の水を演習場を通して放水することがむずかし
いという判断をいたしまして、射撃場の手前を掘
さくしまして海中に流れを持っていく、こういう
工事でございます。

○米内山委員 わずか距離にして一キロ程度の放
水路を掘り、四億円の事業に五年も七年もか
からなければならぬというものは、やっていると
かやらないのかわからない。しかも、これは
災害防止の仕事なんですから、この点も長官、ひ
とつ問題にして嚴重にしかつておいてもらいた
い。こんなだらしないことをやつて、住民にも喜
ばれない、効果の発生しない金を、その年度年度
にさいておくという問題は問題ですから、ひとつ
これは——私はこの問題はこれだけでとめておき
ます。

次に、直接の被害だけでなく、間接の被害も
出てきます。いわゆる旧海軍ができたところ、敗戦
直後というものと今日では、基地周辺の条件は変

わつてくる。ある場合には都市化が進む、あるいは
米軍兵舎そのものからふん便が流れてくる。排
水が汚濁される。たんばが、稲のでき過ぎになる。
それは下流の湖水へ行つて酸素を消耗して、生物
がいけないような事態になる。これも直接、間接の
被害なんです。いまの基地周辺の整備という法律
の中には、こういう事実を知らないために、実
に不十分な点があるから、こういう点もきこま
かにやるようにしてもらいたい。

それからもう一つは、基地があるために、その
地域の開発が阻害されていきます。三沢周辺基地を
含む一帯の地域は、政府が指定した八戸新産業都
市の区域であります。しかも、その新産業都市の
一つの目玉というものは、基地の場所にくつ
てある七千町歩の湖水を港湾化して、ここに鉄
石油コンビナートをつくるという話なんです。と
ころが、そののどの出入りに対射撃場があり
ます。そのために、こういう開発がおくれている
事実がある。これは補償のしようもない。基地が
行く以外に開発ができないということにもなりま
すが、そこでこういう政策に対して、政府として
統一ある調査と見解をもつて対処してもらいた
い。地元の声としては、運輸省へ行つて陳情し、
聞いたところが、運輸省の港湾局では、日本じゅう
うさがしても、二十萬トンのタンカーを入れるに
いい場所というのは、これを除いてないと太鼓判
を押した。そうだとすれば、これはたいへんな宝
が射撃場のために宝にならないでいると思う。
きょうはそういう意味で運輸省のお方の御出席も
願っておりますが、それらを総合して、この問題
点に対する御答弁をお願いしたいと思います。

○小幡政府委員 まず最初に、いろいろ基地周辺
のこまかい地元住民の苦情等をよくやるようにと
いう御指摘がございましたが、これにつきまして
は、御承知のように、整備法でも特に四条を設けま
して、いろいろ政令で列挙いたしております。さら
に、政令で落ちました分につきましては、拾い得
るような措置も講じております。これは新しい事
案が発生いたしますとにわれわれのほうで事案

を採択していきたく思っております。なお、私
のほうでも積極的に地元へ働きかけまして、もし
御不満の点がありましたら言つてくだされ。多少
おかしいものでも言つてくだされ。その中でわれ
われのほうで取捨選択しまして、これではきま
ま、これはできませんというのを申し上げますとい
うことまで申し上げてやっております。

それからなお、先般、基地を持ちます関係都道
府県知事会議がありました。私もそこに出まし
て、法律ができて運用を見ておる。ある県で
は法律で許されている以上のものを持つてくる。
ある県ではそこまでの要求しないので、どうかひと
つこの法にうまきはまるようないい案をつくつて
持つてきてくだされというのを、わざわざ申し
た次第であります。さよう御了解願いたいと思
ひます。

それから石油コンビナートの件につきましては
は、実はまだ運輸省からも正式に伺つておりま
せんで、それがどこのどの地区に、どの程度の
大きさになるかという点も、基地と関係づけ
て検討いたしております。さよう御了承願いたいと思
ひます。

○栗栖説明員 港湾の關係につきましては、ここ
数年來、あの海岸の調査をやつております。御承
知のように、太平洋岸でございますので、非常
に波が強いし、それから砂も動くであろうとい
うことで、港湾になるかならないかという調査をや
つておりますが、あの近くに八戸という港ござい
まして、現在開発中でございます。したがいまし
て、まだ調査が完了した段階ではございませ
んが、港湾としては築造は可能であらうというふう
に考えております。ただ、その規模をどうするか
というにつきましては、これは新産業都市の計
画は経済企画庁でお取りまとめになる関係もござ
いますので、背後地の開発計画がきまりましたら
、どの程度の規模の港湾にできるかどうかとい
うことを検討したいというふうに考えておりま
す。

○米内山委員 じゃ結論とします。基地対策につきましていろいろ申し上げましたが、確かに不十分もあり、矛盾もあると思えますから、これをほんとうに国民生活の安定という考えに立つて政府の善処を要望して、私の質問を終わりますが、最後にそれを前進させるために、いまの段階で長官はどのような御感想、御方針をお持ちになっているかをお承りして、私の質問を終わりたいと思います。

○増田国務大臣 基地周辺整備に関する法律をお願いいたしまして、制定、公布されております。その精神は、これをあくまで体しまして、前向きな姿勢で基地問題を解決してまいりたい。

それから米内山さんの御指摘の、不当利得をしておる者が相当あるというお話でございますが、その辺も十年前と十年後では、物価の騰貴もございませうけれども、いわゆるごね得というようにないが、ないようには気を付けてまいりたいと思っております。

それからなお、私は東北開発委員長も長年いたしました、小川原沼というのは、非常に将来有望なるもので、開発をしてよろしい。ちょうどいま苦小牧に港をつくっておりますが、あれは人造で、土を掘って湖みたいなものをつくるわけで、海抜は大体において同じでございます。小川原沼の開発も、ほとんど太平洋と変わっていないようでございますから、りっぱなものが将来新工業地帯としてできるのではないかと、そういう場合には基地のことは考えます。基地がじゃまになるのでしたら、考えさせていただきますというのを申し上げておきます。

それからなお、高瀬川の放水路をつくるのがあまり長年かかっておいていつになるかわからぬじゃないかというお話は、ごもっともでございます。これは予算の関係で縛られている関係もございませうが、一年五千円ずつ使って、そして三年もかかるのでは、これはいけませんから、切り通しをつくるだけの話でございますから、早く切り通しをつくって災害を防ぎたい、そうして付近住民の御要望にこたえたいと考えております点は、米内山さんのおっしゃるとおりでございます。

○米内山委員 大臣はいま不当利得を得ておる者があると言いましたが、私はそうは言いません。不当に損をしておる者があると申し上げたのですから、その点だけはひとつ間違ひなく……。終わります。

○關谷委員長 永末英一君。

○永末委員 防衛二法案というのは、四十八回国会以来出て通過してない。防衛庁長官、なぜ通過してないとお考えか、御意見を伺いたい。

○増田国務大臣 これは従来の国会と、それから政府といたしましては防衛庁でございませうが、私もいつも一生懸命努力をいたしておりますが、不幸にして時間切れというようなこともございまして、また重要法案が山積いたしました。一度は衆議院を通過いたしました参議院へ参った法案でございます。人数等は変わっておりますが、内容の本質的部分は全然変わっていないのでございませう。一度衆議院を通過いたしました、参議院へ参りました。二日とかあるいは三日くらいしか余裕がなかったというように、時間切れにも相なっております。要は防衛庁長官の努力の不足でございまして、私は、責任の継続性という意味合いから、その責任の重大さを感じております。この際、ぜひとも皆さまの御賛成を得まして両院を通過し、そうして自衛隊が充実整備できるように御高配あらんことを切にお願ひ申し上げます。

○永末委員 いま長官のお話の中で、他に重要法案もこれあり、何か防衛二法はあまり重要でないような御感覚で言っておられるような気がしますが、防衛庁長官の努力が不足で通過しなかったという御意見です。私から、一体どっちを向いて努力しているのかと言いたい。それはもし国民がこの法案が重要であるということを強く認識しておるならば、これは通せという世論が出てくるでしょう。ところが、いままで長年かかってこれが通過しなかったというのは、これに対する重

要度が一つもわかっていない。防衛庁長官は、何よりもまず防衛の問題の重要度を国民に認識してもらわなければならぬということの努力が、全く欠けておったのではないかと思われてなりません。あなたの御意見を承りたい。

○増田国務大臣 三年間もたなざらしになっておったというようにもございまして、防衛庁といたしましては非常に痛痒を感じておりますから、それから皆さんのほうにおきまして、それぞれ御理解を深めていただいております。今度防衛二法はぜひ通してやらねばなるまい、国会もわれわれの期待にこたえるであろうというふうな世論も聞くわけでございまして、このことは今度こそはいよいよぶじやないか、こう感じております。

○永末委員 私どもも世論調査をしておりますが、増田長官の言われるような世論なんてあまり聞いたことはない。根本は、一体この種の法案が日本の防衛のためにどういう点で役立つのか、またそこで維持されておるものが日本人の命のためにどう一体役立つのだからという点に對して、防衛庁は国民に対して訴えたことがあるかどうか。その辺に問題があるのではないかと。私は、その意味合いで、ぜひこの機会に、防衛の責任者であるあなたが、日本の防衛というものはこういうものだということをやはり国民に訴える、こういうつもりで事態を明確にしたいだいたいと思ひます。その角度から質問いたしますから、ごまかさないうちに、率直にお答え願ひたい。

六月十七日に中共が水爆の実験をいたしました。私も、この問題は日本の平和と安全について重大な関係があると考えております。防衛庁長官は、中共の核武装というものについて、どういう判定をしておられるか、日本の平和と安全に關係づけてお答えを願ひたい。

○増田国務大臣 私は、このごろ他の議員からお聞きになりましたようなことでお答えをいたしましたが、世界に、別段特定の国はございませんが、無責任なる軍国主義者、膨張主義者がある間は、

やむを得ない形において自衛隊の存在が必要であるということ、この国会を通じてしばしば申し上げておるつもりでございます。そこで、中共の核爆発は、前後六回にわたって行なわれました。昨年の十二月三十日に行なわれたものと、本年の六月十七日に行なわれたものは、水爆に近いものである。十七日は、ことに水爆であるというふうな世界の軍事評論家は見ております。また、アメリカの原子力委員会はそういう発表をございませう。われわれも、航空機を飛ばして調査いたしましたところでは、一回以外は放射能は検出されておりましたけれども、水爆であろう、こういうことになっております。また、大々的に、この水爆実験が成功したことを、北京等におきましては宣伝もいたしておりますし、この宣伝ということ

が、やはり人を殺傷する、ことに大量に殺傷する武器でございませうから、この宣伝ということはおのずから脅威ではないか、私どもは非常に悲しんでおる状態でございます。もし国交でもあるならば、正式に総理大臣から国民を代表して中共に抗議を提出する。前にイギリスにも抗議を提出したこともございませう。そういうふうな抗議を提出すべきではないかというくらいに、われわれはおそろかに考えておる次第でございまして、軽々には考えていないのでございませう。日本の防衛に直接至大の関係がある、困ったことであると心配をいたしておるわけでありませう。

○永末委員 長官は、日本の防衛に直接至大の影響がある、こういうことですが、その点を伺いたい。中共はいま核弾頭をどの程度持つておると判定しておられますか。

○増田国務大臣 通常核弾頭は、とにかく、あそこはウラン二三五の原材料がございませうから、相当のものを製造しておるのであらう。ただ、水爆はまだ今回の実験がおそらく初めてであつて、昨年の十二月二十八日のものは、それに類似しておるけれども、そうではないというふうな識者は言っております。そこで、水爆でもたくさん持ち、しかもこれを有効に運搬する手段、すなわち

長距離爆撃機でない手段、MRBM、IRBM、ICBM等を開発して、この弾頭に重水素の弾頭でもつけるようになればたいへんである、こう考へております。しかしながら、結論的に日本の防衛に至大の関係がございますけれども、日本は日米安保体制のもと、アメリカの強大なる核兵力のかさのものとございまして、核戦争というものは未然にこれをじゃまをする——抑止力というのはいやまをする力でございます。じゃまをする力がございまして、まずまずわが国は平和と安全を守り得る。日米安保体制の必要を今日ほど国民の皆さんが痛感しているときはないのではないかと、こう考える次第でございます。

○永末委員 私はいまの時点のことを伺ったのだけれども、長官は何かだいたいどのようなことも一緒に答えられた。私は、防衛の問題は時間の要請というものはつきつと見届けていかなければならぬと考えます。その意味合いで伺っておりますのは、現状を伺っておりますのでありますから、現状について、わが国の防衛の最高責任者のあなたに、どういふような材料を持っておられるかというのを少なくとも国民に発表していただくのが、義務であらうと思ひます。もう一ぺん聞きます。水爆にあらざる核弾頭、これを一説には三十ないし四十保有しておると伝えられておるが、防衛庁はどのように御判定になつておるか、伺いたい。

○増田国務大臣 これは私どもの得た情報だけのことでございまして、情報によれば、普通の原爆を三十発ぐらい持つておるだろう。それから水爆の開発は今回したでございまして、有効なる運搬手段というものは、やはりICBM、IRBM、MRBM、IRBMはMRBMを含めていいますが、つまり短距離弾道弾、中距離弾道弾、長距離弾道弾、そのうちの短距離弾道弾と中距離弾道弾は、こゝ一、二年のうちに開発しはせんか、ICBMは一九七〇年ごろに開発しはせんかというのをマクナマラ国防長官が言つておるといふことを申し添えておきます。

○永末委員 通常普通の核弾頭をすでに三十個程度保有しておることを認められました。この弾頭は、いま中共の持つておる爆撃機、これに搭載可能であるかどうか、伺いたい。

○増田国務大臣 そこまでわかりませんが、爆撃機というものは相当の重量を運び得るのですから、爆撃機で運ぶなんというところは、一番原始的なことですから、運び得ると思ひます。

○永末委員 弾頭はそこにある、運び得る運搬手段をすでに持つておるといふことであれば、わが国の防衛計画は、これに対処するものがございますね。

○増田国務大臣 爆撃機くらいのもので日本まで来た場合に——これはすべて仮説でございます。あなたの問題も仮説でありますから、私も仮説としてお答えいたしますが、そういう場合には、日本の航空自衛隊の能力は、これをインターセプトする、じゃまをして、要撃して、そして撃墜するだけの力がございます。

○永末委員 長官は、先ほどMRBM、IRBM程度のものを持つておるのではないかと、いふようにお答えになったと思うのです。一九六六年十月二十七日の中共の核実験は、いわゆる核ミサイルの実験であつたと伝えられております。だいたしますと、いま防衛庁は、そういうミサイルの上にくつつける小型の弾頭を開発したと御判定になつておるかどうか、伺いたい。

○増田国務大臣 このミサイルが約六百四十キロ飛んだと言われるのは第四回目の実験でございまして、永末さんは軍事通でありますからよくおわかりであります。十二月二十八日は第五回目の実験であります。第四回目は十月であつて、六百四十キロ……（永末委員「十月二十七日、第四回目」と呼ぶ）それじゃ私が答えるより正確に知つていらつしやいますから、それで御了承いただきたいと思ひますが、そのときには六百四十キロ飛ばした。その飛ばしたミサイルに核弾頭がついておつたといふことでございまして、その核弾頭は原爆であり、水爆ではもちろんないといふうに考へております。

それからMRBM、IRBMはマクナマラの言うところによりますと、こゝ一、二年内に開発するであらう。六百四十キロはMRBMのまたMRBMでございまして、非常に短距離の短距離で、これが彼らの兵器として使える状態に整備されておるといふふうには、まだ考へておりません。私が今日もうすでにMRBMを開発したかのごとく言つたのは、何かお聞き違いであらうと思ひます。

○永末委員 現在、中共の爆撃機の行動半径には、わが国は入つておる。中共の所有しておる何らかの誘導弾でも、弾道弾でも、ミサイルといへばみなカバーできるかもしれませんが、そのミサイルの射程距離に入つておるかどうか、どう判定しておられますか。

○増田国務大臣 長距離爆撃機は六千キロも七千キロも行動半径がありますから、そう言へば、日本も入るし、ソ連も入るし、あるいはトルコあたりも入るかもしれません。とにかくそういう意味において、日本は、中共の持つておるであろう長距離爆撃機の行動半径に入つておるといふことは言えます。

○永末委員 わが国に到達し得る射程距離を持つたミサイルを持つておると判断されますか。

○増田国務大臣 長距離爆撃機に搭載するであろう原爆のことをいま申し上げたわけでございますが、今度は、新しいミサイルといへば、飛び道具みたいなものであります。飛び道具は、ロケット式の飛び道具であります。これは六百キロや七百キロのものは、おそらく日本がこれから非核用として備へつておるが、ナイキハークシリーズといつたようなもの、あるいはそれ以上ちよつと進歩したもの、たとえばメーヌのBでございまして、かそんなものは、まだ——ナイキハークシリーズのことは私はよくわかりませんが、ただいま核弾頭をつけたミサイルはまだ持つていない。ただし、六百四十キロというものは、昨年の十月に実験しておりますから、持つたでございまして、中共の所有し、整備しておる兵器といふところまで

はいつてないのではないかと考へております。

○永末委員 先ほどの御答弁で、あと一、二年すれば中共は日本を射程距離内に置き得るミサイルを開発するであらうといふマクナマラ長官の言明を、あなたは信用しておられるように思ひました。信用しておられるなら、あなたもそう考へておられると思ひます。そうしますと、あと一、二年たてばわれわれは原爆の弾頭をつけた中共のミサイルの射程内に入るといふことになりませんか。

○増田国務大臣 射程内に入るといふことにはなりません。

○永末委員 第三次防衛力整備計画は、まさにこの一、二年と申しますと、この期間のうちに実験は行なわれるわけですね。そうしますと、やつとまとめられた防衛力整備計画であります。その整備計画を包む全体の防衛計画は、いま一、二年たつてそういうことが起こつたときには、変化がありますか、ありませんか、伺いたい。

○増田国務大臣 私どもは、五カ年計画を一応現在の時点における国際情勢から見てよろしいと考へておるのでございます。しかし、条約にいたしましても、法律にいたしましても、国家計画にいたしましても、あるいは経済計画にいたしましても、重大なる事情変化の法則は、すべての準備に共通する一つの公理でございまして、重大なる変化といふようなものがあつて、たいへん状況が変わつてきたという場合は別でございまして、それはおそろく極端な場合でございまして、一応これ五年はやつていくつもりでございまして。

○永末委員 いまのような、中共の核弾頭をつけたミサイルがわが国をその射程内に置くといふことは、いまあなたのおっしゃつた重要な状況の変化にはなりませんか。

○増田国務大臣 そこで一番初めにお答えしたことが、あなたに対する答弁としてカバーすることになるわけでございますが、わが国は、岸内閣以来、行政の方針として核兵器を製造せず、持ち込まず、また保有せず、こゝういふ方針を堅持しておるわけでございます。日本の国内の基地へ、米

軍の基地へも持ち込まないのですから、しばらくどういふことになるかという、結局アメリカの核抑止力に期待をいたして、そうしてMRBMを中共が開発しようが、IRBMを中共が開発しようが、ICBMを中共が開発しようが、これは数が大問題でございまして、あなたのような軍事通はよくおわかりでございしますが、バランスによって世界の平和が保たれていくように軍事専門家は考えておりません。米ソの原子力の核兵器のバランスでなくて、アンバランスによって保たれておるといふふうに、一応専門家は言っておりますから、私もその専門家の意見には一応従っておりますが、すなわち圧倒的なアンバランスが米ソの間にあるから、そこで核兵器を用いる野蠻なる戦争はなくて済む、日本もアメリカの断然有力なる核兵器のかさの中におるといふことは事実でございしますから、正直に申し上げたほうが、この際国民の皆さんも御安心がいくと思ひますから、申し上げるわけでございします。

○永末委員 あなたはいま、MRBMないしはIRBM、これを中共が保有したとき、ICBMを中共が保有したとき、いずれにしても同じ扱いをされたように思ひます。私の考えるところでは、IRBM、MRBMを中共が持ったときに、わが国がその射程内に入っても、アメリカには直接の影響がない。その場合のわが国の防衛の考え方と、直接にアメリカ大陸に届くICBMを中共が保有した場合には、大いに変わってくるはずだと思ひます。先ほどのお話では、一九七〇年ごろICBMを中共が持つであろう、こゝ言われた。少し前までは、一九七五年ごろでありましたが、五年ほど早くなったようであります。一九七〇年と申しますと、まさしくこれまた第三次防衛計画中ですね。非常に大きな、私は変化が来るのではないかと申す。あなたの御見解を伺ひたい。

○増田国務大臣 永末さんのおっしゃる相当の変化が来ることは、私も認めます。ただ、防衛五カ年計画を改定するかしないかという、私は中共がICBMを開発したとしても——ICBMを

中共が開発されるということになりますと、あなたのお説のごとく、大陸間弾道でございしますから、大陸と大陸、すなわちアジア大陸とアメリカ大陸との間に届くということになりますから、アメリカ合衆国そのものにも脅威を与えることにはなりませんけれども、われわれは核兵器は製造せず、保有せず、持ち込まないという原則を貫いておりますから、事情変化にはなりません、五カ年計画はこのままやっていくというの、現在の私どもの確固たる決意であります。

○永末委員 私の伺つておるのは、たとえばイスラエルとアラブの戦争というの、なぜああいう形で終わったか、その背後には、私はアメリカとソ連との、やはりお互いの核抑止力が働いておつたと見えます。したがって、そういう観点からいまの問題に振り返りますと、アメリカに届かないミサイルを中共が保有しても、すなわちアメリカの核兵力に対して中共の抑止力が直接には働かないという場面と、ICBMを開発した中共は、直接にアメリカの核兵力に対して抑止力を持つてくるという、これは、いまの核戦略時代からいへば、ちよつとやそつとの変化ではないと思ひます。その内容は、もし中共の核抑止力がアメリカに対して働き得る段階になった場合には、通常兵器によるところの戦争というものに、もし中共がその意を定めるならば、わが国の周辺にはそういう問題が起り得るということを考えざるを得ないのではないかと申す。そういう変化があり得るとあなたは考へておられますか、伺ひたい。

○増田国務大臣 通常兵器では間に合わないというふうな事態も、起り得ると思ひます。

○永末委員 そういうことを聞いておるのじやなくて、ちよつと答弁の趣旨、私の質問の趣旨をねじ曲げてお答えだつたかどうか知りませんが、そういうことを伺つたのじやない。私はあなたが、IRBMを持とうが、ICBMを持とうが、アメリカに対しては、日本は安保体制でいく、こゝう御答弁をされるので、その安保条約の意味、すなわち自民党政権がこの条約によってアメリカの

核抑止力に依存をしておる、こゝういふ形が、ICBMを中共が持つに至るやいなや、きわめてその性格を変えてくるのだ。この御認識を持つて第三次防衛を遂行せられるのか、いや同じことなんだ、何を持とうと同じことなんだ、こゝういふ角度で防衛計画を推進されるのか、その点を伺ひたい。

○増田国務大臣 同じだと思ひます。

○永末委員 これは同じだというのは、現在までのたとえばベトナム戦争でも、その背景にあるものは、ソビエトの核の力、これがアメリカに対して核抑止力として働いているから、私はアメリカはああいう形の制限戦争の形をとつていけると見ます。しかしながら、もしソビエトはアメリカに対して核抑止力として働かないならば、ベトナム戦争は様相を一変しているのではないかと。たとえば現在核防衛条約にあらわれるような、あるいはコスイギン首相の訪米にあらわれるような形でのアメリカとソビエトの関係は、中共がICBMを開発すれば、私は変わると思ひます。あなたは同じだと思ひますか。

○増田国務大臣 日本の防衛五カ年計画は変えないといふことを、まず第一に答えたわけですが、それからいま中近東がああいう形でおさまつていゝのも、ベトナムのエスカレーションがないのも、アメリカあるいはソ連の核抑止力の関係であらうというお説は、私は承つておきます。そういうお説には私は賛成なんです。

そこで、中共がICBMを開発しようが、もう数なんかは問題でない、無視し得る数であると私は考へております。たいしたことはない。もし、しかしながら中共の指導者等が気遣ひにでもなつて、そして三発か五発あるものをもつて、それで自殺してしまひたいというのなら、これは別でございしますが、中共自身も、自分のほうは積極的に核兵力による侵略があるまでは使わないのだといふことを毛沢東も言明していらつしやるし、あんなことを信じたときに、それからまた物理化学その他から見まして、中共の力が——アメリカがたとえばソ連の三倍以上持つておることは明瞭

でございしますから、これでバランスによって世界の平和が保たれておるのではなくて、アンバランスによって保たれておるといふことを軍事専門家はみんな言つております。そういうわけで、そのアンバランスも、とてもひどいアンバランスで、よくアメリカの核兵力のことを毛沢東その他の方はペーパータイガーなんといふことを言つておられますが、自分の開発した核兵力が一番張り子のトラではないか、こゝう考へております。

○永末委員 毛沢東は、自分の国が核兵器を持たない間は、そのアメリカの持つておる核兵器の性格について、張り子のトラ、こゝう言うたのであつて、それは逆に言えば、核兵器の力というものは、私は毛沢東は一番よく知つておると思ひます。知つておればこそ、ズボンをはかなくても核兵器をつくるというので、いままでやつてきたのじやないか。あなたのその見方は、私は逆ではないかと思ひます。したがって、そういうつもりで核兵器の開発をやつてくるならば、当然その運搬手段についても、スピードアップするであらうし、数はとるに足らぬといふのではない。もしそれを持つに至るならば、アメリカだって、もし中共の数発のミサイルがぶち込まれるだらうといふことを予見した場合に、私はアメリカの政策は変わつてこざるを得ないと思ひます。そのアメリカの核のかさだけをたよりにしておる日本国の防衛計画といふものは、アメリカの態度が変わつた場合に一体どうなるのかといふことを、私は考へざるを得ないのではないかと。しかもその時点が、すでにあと——一九七〇年とあなたが言われたのだから、御計画の中にそういう状況の変化、その時点に対する日本の防衛計画、こゝういふものはひとつ考へておいていただかなければ無責任のそしりを免れないと思ひますが、いかがですか。

○増田国務大臣 七五年と前に言つたと永末君はおっしゃいますけれども、これはマクナマラがこゝういふことを言つたのです。それをマクナマラが今度訂正いたしました。七〇年代とこゝう言つたわけなんです。それで、できたところで、おそら

ず、戦闘爆撃機ということばを石橋さんのほうで、F 86 F が現在射撃をいたしております。爆弾を搭載して爆撃演習をしております、これはボンバーではないかとおっしゃいましたから、そのF 86 が現在やっております範圍のものでしたら、俗称ファイターボンバー、つまり戦闘爆撃、こう言われても、その範圍は持てます。外国に脅威を与えませんし、〇・五トンの爆弾を積んで、行動半径は三百五十キロ内外でありますから、外国に脅威を与えないことは明瞭でございます。国内に外国の侵略がかりにあった場合に、かりに侵略者が侵略してきた場合に、これを排し、これを阻止するために、爆弾演習もいたしてやるわけでございます。それ以上のもの、たとえばF 104 に対しては、同じ、爆撃装置は施しません。西独においては、同じF 104 に爆撃装置を施して演習しておりますのでご

さいますが、日本ではやりません、こう言つてお
ります。多少足が長いですから。それから将来の

F X 戦闘機——いかなるものを選ぶかわからぬというのが X でございますが、その F X を、F 戦闘機を選ぶ場合でも、爆撃装置は施しません、こういうことを総理も私もたびたびお答えをいたしております。すなわち、私どもが持ち得る——戦闘爆撃機とは俗称でございます。普通はファイターかボンバーかというわけでございます。しかし、ファイター・ボンバーということばをお互いに石橋さんも私も使ったわけでございます。それは、そのファイター・ボンバーは、F 86 F の範囲において持ち得るということ、そういうことをこの際さらに明瞭にする機会を与えられましたことを非常に感謝いたしておきます。

それから陸上自衛隊の主たる任務は、陸上において行動すること……。

○永末委員 それはまたあとで聞きます。いまのお話では、F 86 F というような足の短い飛行機には、爆撃装置を備えて現に使っておる。しかし、足の長い航空機に対しては爆撃装置はつけない、こういうお話なんです。それならば、F 86 F という飛行機は、あと何年たつたらなくなります

か、消耗しますか、伺いたい。

○増田国務大臣 昭和四十八年になくなくなるといふ勘定でございませう。

○永末委員 日本の航空自衛隊が、わが国の周辺で戦闘状況が起こった場合に、爆撃能力のあるのはF86Fだけであつて、F104はなくてよろしい。あとはF4Xを採用しても、それは持たせない、こういう方針ですか。

○増田国務大臣 爆撃装置を施さないというわけではございまして、どうしても、日本の本土に上陸してきたというような場合で、爆弾を空中から投下せんならぬという場合には、爆弾を持って、爆撃用照準器のないもので落とすという事は、あり得ると思ひます。

○永末委員 あなた、これは質問していただきますけれども、妙なことを言ひなさんな。昔、第一次世界大戦で、青島の上に行つて、そして照準器も何もなくてぽんと落とした、あんなことが行なえると思ひますか。ばかことを言ひなさんな。われわれの命の問題じゃないか。そんなばか答弁はやめなさい。ただ、あなたの言われたことを好意的に解釈すれば、足の長い航空機、すなわちよその国の上空に達し得るものには爆撃装置をつけぬといううなことがないと思つておりましたが、あなたは、絶対にやらぬ、こんなことになつたら、これはわが国の航空自衛隊のこれからの装備については、重要な問題です。しかし、いま言ひましたね、速記録がありますから、よく考えてください。航空自衛隊の搭乗員に、何も使わぬで爆弾を落とせ、そんなことを防衛庁長官が命令して、航空自衛隊は動きませうか、もう一べんお答え願ひたい。

○増田国務大臣 お笑ひになりましたけれども、やはり爆撃装置は施さないのでございませう。

○永末委員 現在持っております104、これの兵器は何と何であるか、お答え願ひたい。

○島田(豊)政府委員 サイドワインダーと、二・七五インチのロケット、二十ミリのガンでございませう。

○永末委員 その場合に、ロケットというのは何ですか。ロケットというのは、どういう作用をしますか。

○島田(豊)政府委員 ロケットは、空対空の戦闘場面においても使用いたしますし、空対地の場合においても使用いたします。

○永末委員 爆弾というのは、大体空対地のようですね。その用に供するロケットは——空対空もあり得るかもしれませんが、空対空は主としてサイドワインダーとバルカンではないか。ロケットは、アメリカがいまベトナムで使つてゐる使用方法を、大体空対地に使つてゐるのが通常ではないかと思ひますが、いかがですか。

○島田(豊)政府委員 わが航空自衛隊は、ロケットによります空対空の訓練をいたしておるわけではございませう。空対空も使ひますし、空対地も使うという事であります。

○永末委員 ロケットを空対地に使つた場合、爆弾との差異は何ですか。

○島田(豊)政府委員 投下いたします場合の威力の問題でございまして、作用としては同じであります。

○永末委員 つまり空から下へ攻撃するという場合に、いわゆる爆弾、爆撃装置はつけない。たとへばナバーム弾のごときものをつつて落とすという事は、私は104でできると思ひますが、できませうね。

○島田(豊)政府委員 ナバーム弾を使うことを予想いたしておるわけでは、まだそういう訓練、実験をしたことはございませう。それによつて発射できるかどうか、ちよつと私も確信がございませう。

○永末委員 たよりないことを言ひなさんな。ベトナムでやつてゐる戦闘の状態をあなたが御存じなかつたら、とんでもない無責任だ。よく御存じだと思ふ。——では、申し上げましょう。ナバーム弾をつつて、それを使つた場合に、爆弾とどういふ差異がありますか。

○島田(豊)政府委員 ナバーム弾は、御承知のとおり、非常に広範囲にわたつて目的物を焼き払う、そういう力を持つてゐるわけでありまして、爆弾は、その爆発威力によりますところの殺傷である、こういうふうに考えております。

○永末委員 多人数に対して被害を及ぼすのは一緒ですね。

○島田(豊)政府委員 その点は同じでございませう。

○永末委員 防衛庁長官、伺ひますが、あなたは、先ほど、つまり爆撃装置はつけない、こういううなことを言ひましたが、ナバーム弾のごときはつけられますか。

○増田国務大臣 ナバーム弾のことは、よくわからないので。

○永末委員 これは重要な問題でございませう。よく研究してください。当然多人数を殺傷するというのは、機能は同じである。機能は同じであれば——いわゆる爆弾をつけない。しかし爆弾なんて、爆弾の形は、いろいろ進化してくるわけであつて、われわれが二十年前に戦争してゐるときでも、彼らはいろいろなものを発明してきたわけであつて、おれのところではいままでの爆弾はつけません、そんなことは通りやしません。殺されるのは一緒だ。

そこでひとつ伺ひたいのは、バルカン砲を積んでおるのでありますけれども、これは何かよく当たらないというのを聞いて、心配をしております。どの程度射撃精度が——地上でなく空中で、搭載してゐるバルカン砲の命中精度は、どの程度ですか、伺ひたい。

○島田(豊)政府委員 104を採用いたしましたから、もつぱらパイロットによりますところの飛行訓練を当初行つておりましたが、そういう兵器によりますところの射撃訓練を行つた初期の段階におきましては、実はガンもなかなかあたらないわけではございませうけれども、最近この数年間の訓練の状況を見ますと、逐次命中率が向上してゐると思ひますが、具体的な数字につきまして

は、いま持つておりません。

○永末委員 あれほど大問題になつた命中率ではありませうか。具体的な数字は持つておりませうで済むのでしょうかね。

では、サイドワインダーというのは、何発出ますか。

○島田(豊)政府委員 サイドワインダーは、通常二発でございませう。

○永末委員 わが104は要撃戦闘機だと思ふのですけれども、上がついて、サイドワインダーを撃つ。しかし、それは一目標ないし二目標いけるかどうかわかりませんが、それに対応するだけであつて、もし飛んでくる対象が多数であつた場合には、一体どうするか。サイドワインダーを撃つてしまえば終わります。そうすれば、バルカンにたよらざるを得ない。したがつて、私は、バルカンの命中精度というものは、重要な問題だと思ふ。お答えを願ひたい。

○島田(豊)政府委員 三十八年度、訓練を実施しました当初でございませうけれども、命中率が——これは実施の回数が十三回でございませうが、命中率が八〇、昨年度の第三・四半期、統計によります一番新しいものでございませうが、実施回数が六百三十二回、命中率は六七〇であります。

○永末委員 現在104は、実働機数は何機ですか。

○島田(豊)政府委員 百七十四機でございませう。

○永末委員 百七十四機中、バルカンを搭載しておる機数は何機ですか。

○島田(豊)政府委員 約半数でございませう。

○永末委員 なぜ半数しか搭載してゐないのですか。搭乗員は、先ほど申し上げましたように、要撃任務を与えられておつても、サイドワインダーというものは、先ほど申し上げましたように、撃てばおしまひだ。そうしますと、自分の任務を果たすためには、バルカンにたよらざるを得ない。どうして半分しか搭載しないのですか。お答えを願ひたい。

○島田(豊)政府委員 目下その点については検討をいたしておるところでございませうが、諸種の、

主として財政的な事情もございまして、当初全部の航空機には搭載しておりません。サイドワインダー、ロケット及びガン、この三種類を持ってございまして、ガンにつきましては当初は半分でございますけれども、われわれとしては今後の検討問題としておとるでございます。

○永末委員 おかしな話ですね。先ほど防衛庁長官、胸をたいて、そんな通常のボンバーのごときものは航空自衛隊は全部撃ち落としてみせる、こう言われた。ところが、いま聞いてみますと、半数しかバルカン砲を搭載していない。そんなことではないのでしょうか。国民に対して申しわけが立つのでしょうか。財政的な問題だということになりますと、一体どういふ財政的な問題なのか。予算は計上してなかったですか。

○島田(豊)政府委員 当初百八十機全機数につきまして、生産いたしましたときには、予算の関係等もございまして、半数程度でございすけれども、今後の検討課題としていま検討しておるところでございます。私どもの希望としましては、全機に装備したいというふうに考えております。

○永末委員 正確に聞いておきますが、そうしますと、四は実働機数がいま百七十四機、これは予算で全部立てた。しかしながら、それに装備すべきバルカンに対しては、予算上も半数しか入手していない、こういうことですか。

○島田(豊)政府委員 そのとおりでございます。○永末委員 入手したのは半数——百七十でございますから八十ぐらいじゃないかと思ひますが、実際に稼働しているバルカンは何丁ですか。

○島田(豊)政府委員 訓練に支障を来たすこととはございせんが、いま大部分稼働していると思ひますけれども、何%稼働しているかという数字は、ちょっと持ち合わせておりません。

○永末委員 防衛庁長官、この答弁をお聞きになって、あなたどんな感じがしますか。私どもは心配しておるわけだ。ともかく国民の税金で、たとえ四を一機つけるかわりに住宅を建てたら何戸できるかわからぬ、こういう世論があるとき

に、無理して無理してこの飛行機を買い込んでいゝ。それが全力投球もできないような状態でいま航空自衛隊にある。その搭乗員は、一体どんな気になるでしょう。飛ぶには飛ぶ、しかし兵器ではない、こういうことであれば困るじゃありませんか。いま予算上は八十程度だけれども、あとはわからぬ。実際につけて訓練しておるのは、つまりスクランブルをやっておかしければ発砲しなければならぬのに、発砲し得ないような航空機を持っておつたって、しようがないじゃありませんか。八十のうち一機幾つが発射可能になっておるのか。その半数以下だということが、われわれの耳にも入ってきます。半数以下とすれば、四十程度ではないか。百七十機の実働可能機数を持つておつて、四十機しか実際に使えないというやうなことをやっておるのは、だれの責任ですか。防衛庁長官、お答え願ひたい。

○増田(国務大臣) 私は、全部の戦闘機につけることが望ましいと思ひます。しかし、財政当局のことは援用してはいかぬとおっしゃつても、やはり財政のこともございすから援用せざるを得ないのでございまして、行く行くは、おっしゃるやうに、国民もせつかく信頼しておるのでございすから、航空自衛隊の飛行機も要撃能力が完全にあるやうにいたすべく、私は努力をいたします。

それから、あなたも御承知のとおり、ほかにもいろいろあるのでございまして、ナイキハークユーリズもあれば、アジャックスもあるし、ホークもある。それから地上高射隊もありまして、いろいろな網にかかつて、最後にはおこちるということになつてしまふのです。

○永末委員 防衛庁長官、私が申し上げておるのは、少なくとも四を採用して、これで要撃戦闘行為をやらせようとするなら、その行為ができるやうに、その能力をちゃんと一〇〇%持たすのが、あなたの責任じゃないかと言つておる。それは財政的かどうかはわからぬが、あなたはあとナイキ何とかがある、ホークがある、そんなことは別の問題だ。ナイキはナイキで問題がありますよ。その

部品生産を日本で作っておりますか。飛ぶか飛ばないか、それがわかりますか。神さましかわからない。それはそれで問題がある。しかし、私はそれを聞いておるのではない。なぜ一体この四に対して全力投球できるようなことにしてないのか。だれが責任あるじゃないですか。おかしじやないですか。もう要らぬのですか。バルカンは四につけぬでもよろしい、サイドワインダーとロケットだけでよろしい、こういう御趣旨ですか、伺いたい。

○島田(豊)政府委員 四の主力兵器はサイドワインダーであると考えておつたわけでございます。そして、そういう意味でガンの入手につきまして若干の御問題がございすけれども、それは今後の問題として十分検討してみたいと思ひます。

○永末委員 サイドワインダーと言われるから、先ほど申し上げた。サイドワインダーは、一ぺん遭遇して撃つたら終わる。しかし、対象は二波だけで来るのではない。たくさん来る。したがつて、そういう場合に、第一次遭遇でサイドワインダーを発射したら、第二次が来たときに無能力な航空機に乗つておる搭乗員は、一体どんな気持ちになるか。この辺はもっとしっかり考えたらならなければ、あなた方にまかせざるわけにいかぬ。

○増田(国務大臣) 私は、このサイドワインダーというのは赤外線を追つていくということで、必ず相手の後方に回らねばならぬということに対しては、不満を感じておる者なんです。すなわち、赤外線ではなくて、正面からすぐ撃墜できるやうなしかけのものを、二兆三千四百億の中で必ず早期に装備したい、こう考えておることを申し上げておきます。

○永末委員 サイドワインダーについては、前の松野長官も、その赤外線追尾ではだめだ、だからレーダーをつけてやると言つておりましたが、それは別ですよ。しかし、それはどっちにしたつて、たとえ一機で四発持っておりまして、それで何機落とせるか、わかり切っております。しかし、第二次遭遇に対して四を使わないというなら

別、使うというなら、使えるやうにするのがあなた方の義務だということを申し上げておるのです。その責任問題をやつておりましたが、財政的に大蔵省に責任があるやうな話だ。けれども、財政取つてくるのは長官、あなたの責任だ。

そこで、この前、これは空から来れば空だ——どうも空もたよりなくなつたのでありますけれども、この第三次防衛力整備計画の大綱というもののの中に、次のようなことがございまして。航空自衛隊関係としては「重要地域の防空力を強化するため、」こういうことですが、重要地域というのは何ですか。

○増田(国務大臣) この重要地域というのは、常識にゆだねておるわけでございます。重要地域というのには、経済、財政、あるいは工業、人口、そういうやうな見地から見まして比較的重要な地域、こういうわけでございます。本来は日本本土全体というべきなんです。だけれども、やはり主力をそういうところへ注ぐというやうなことで、重要地域と書いてあるわけでございます。

○永末委員 それは何えせんね。ともかくナイキの配置場所、ホークの配置場所、それから要撃戦闘機の配置場所等々から勘案してくれば、この重要地域というのは、一体どういふものか、どういふものを想定してこの文字を書いたかというところは、御答弁があつてしまふべきじゃないか。そんな、人口とか経済とか常識的に……、はい、やはりそれそれの部隊が任務を与えられるのは、この地域を守れ、こういうことで任務を与えられておるのであつて、常識的にやれんというやうな任務をあなたはお与えになっておるわけはないと思ひます。もう一度、重要地域についてお答え願ひます。

○島田(豊)政府委員 この大綱で重要地域といつておられますのは、ただいま長官からお話がございまして、政治、経済の中核地帯、あるいは交通の要衝、あるいは防衛上の要点、こういうものも考えておるわけでございます。したがつて、ナイキ、ホークの配置場所につきまして

も、そういう観点からその場所を選定いたすわけでございます。

○永末委員 重要地域というのは、政治、経済、交通、防衛、それぞれの重要地域だ。具体的に、政治、経済の中心地といふと、僻村ではなくて、人口のたくさんある大都市ということになると思う。交通の要衝といふは、それはそういう交通網の集結しているところ、大都市が多いのでございますが、その他にもございましょう。

防衛上の重要地域、日本では防衛上の重要地域といふは、わが自衛隊の航空基地——普通の航空戦闘が行なわれるときには、まず航空基地をたたく。イスラエル空軍がアラブの空軍基地をたたいた最近の事例を見ても、よく明らかだと思ふ。その場合に、日本にはアメリカの空軍基地があるわけだ。一体その防衛上の重要地域という場合に、アメリカの基地、日本の基地、そういうものは入ってくるのじゃないか。一体どういう段落をつけて考えておられますか、伺いたい。

○増田国務大臣 日本のことですから、具体的に申したほうがいふと思うのです。私は、基地というよりも、やはり京浜地方とか、あるいは中京地方とか、あるいは阪神地方とか、あるいは北九州地方とか、あるいは青函海峡とか、あるいは北海道の札幌、千歳、苫小牧とか、そういうようなところにこの重要地域というものは着目しておると思ふ。

○永末委員 アメリカの基地も入っていますね。

○増田国務大臣 京浜地区の中には、それは横田も厚木も入るでしょうけれども、われわれは京浜地区というように呼んでおるわけでございます。

○永末委員 この前の予算委員会、あなたに対して私は、アメリカ軍との間に連合計画のごときものはあるかといふことを質問いたしました。あなたはそういうものはないと言われた。しかし、いまの重要地域防衛といふことを考えましても、一体それならばアメリカ軍の基地はだれが守るのか。アメリカ軍はベトナム戦争のために、その大部分の要撃戦闘機を日本の内地から外へ出し

ているように思います。そうしますと、まさにいふことができる起った場合に、それらの基地の防衛というものを、日米安保条約の趣旨に照らせば、わが航空自衛隊がやらなくちゃならぬ、こういうことになるのじゃないか。だいたしたとすると、一体アメリカ軍の防衛力とわが航空自衛隊ないしその他の防衛力との間に、何らかの守備範囲についての協定、計画があり得なければおかしい、こういうふうに思います。お答え願いたい。

○増田国務大臣 相互に連絡をとりつつ防衛はいたしますけれども、共同防衛計画なるものは、この前の御質問もございましたが、全然ございませぬ。

それから、京浜地区といふは、やはり横田も入れば、入間も入れば——これは日本のほうでございしますが、あるいは百里も入れば、相当広範なものでございまして、地点、地点ではないのでございします。相当の広いエリア、地域である。要すれば私は、日本全体をほんとうは守るといふのが当然なんではございしますが、こういうところへ主力を注いでおるということが大綱に書かれておりますから、申し上げるわけでございます。

○永末委員 何かアメリカ軍と協定したら、何とか計画ではないかと言われそうな気がしますが、あなたにあるのかもしれないが、実際に有事即応というところで航空自衛隊が動いておる限りにおいては、もしあなたが航空自衛隊の搭乗員あるいはある一隊の指揮者であるのなら、自分の守備の限界がわかっておるわけだ。そうならば、自分の限界以上のところは一体どうなるのか、これはだれだつて心配するのが当然だと思ふ。協定がないと言われるから、あるだろう——持っていれば出して、これ見ろと言いたいところですが……。

それではちょっと話を交えて、この前日本海で第七艦隊とそれからわがほうの海上自衛隊とが共同演習をした。これはあなたも国会で御報告になったと思うのです。あの共同演習の場合に、わが海上自衛隊は一体どういう分担をやったのです。お答え願いたい。

○増田国務大臣 こまかいことは防衛局長から補足させるということをお答えいたしまして——九日間にわたる共同訓練でございまして——私も演習と言っておりません、共同訓練を行なっております。それからその訓練はどういうことか。潜水艦を発見する訓練、潜水艦を発見した場合、これに爆雷を投下して、命中するか命中しないかといふことは、これは仮設爆雷でございしますから、ほんとうの爆雷ではないわけでございますが、その爆雷が命中する度合いというものは、潜水艦のほうで認識して教えてくれます。要するに両方で連絡をして、そうしてめいめいの指揮官がありまして、日本のほうにも指揮官がおる。これは海将補でございします。向こうのほうには向こうのほうの指揮官があつて、連絡をしつつやつたわけでございます。

それから永末さんは、共同防衛計画があるといふことは機密であつて、それを知られるのが心配だといふことで私が隠しておるんじゃないかとおっしゃいますが、共同防衛計画があつたつて、これはかまわないことなんです。日米安保条約第五條第一項に基づいて共同防衛計画をやつてしかるべきことなんで、あたりまえのことなんです。ないからないと言つてわけでありまして、ちつとも悪いことではないので、あたりまえのことです。何もただひた隠しに隠すことではない。第五條第一項で安保条約自身も明瞭にしておるわけですから……。

また、国防の基本方針も明瞭にしております。第二次防衛計画のときの大綱も、明瞭にしております。第三次国防計画の大綱も、またこれに関する主要項目も、所要経費も、明瞭にしております。ただ、防衛計画の内容は、日本は持つております。日本は持つておりますけれども、その防衛計画を示せといつても、これは機密でございしますから示すわけにはまいりませんといふことを申しておりますが、日米共同で防衛計画を立てていないのですから……。立てておるならば、立てておる、しかし機密でございしますから申し上げかねますといふことは言いますが、立てていないのです。

から、立てていない。そんなことじゃけしからぬじゃないかといふことをおっしゃいました場合には、またあらためてお答えをいたします。

○永末委員 私どもの党の考え方は、あなたの方とは別なんです。しかしながら、あなたの方が日本の防衛の責任者であつて、しかも現在の安保体制の中で日本の防衛を考えると、こういうことになりまして、あなたの方の義務として、私はやはりアメリカ軍との間の何らかの打ち合わせ、協定、名前はどうでもいいですよ、どういふ任務分担なりどういふような作戦になるかといふことを持つておられなければ、日本人の側からいたしまして、きわめて不安心ではないかと思われてなりません。

それでは一例を申し上げます。一たん有事の場合に、たとえばわが陸上自衛隊は、どの程度たえ得る弾薬量を持つておりますか。どういふ計算をしておられるのですか、伺いたい。

○増田国務大臣 私はこまかい数字は存じませんけれども、この前、国会におきましては約一カ月と申しました。それから一カ月たてばなくなつてしまふ、けしからぬじゃないかという御質問もございしましたが、われわれはそれぞれ国防産業のほうにおいて弾丸なりその他のものをどんどん製造しておりますから、相当程度は続くといふことも申し上げておるわけでございます。しかし、それ以上の場合はどうするか、仮定の御質問があつたと仮定して私はお答えいたしますが、それ以上の場合には、やはりアメリカの弾薬なり武器なりにたよるといふことに相なるんじゃないかと思ひます。

○永末委員 わが国で戦闘行為が行なわれる場合に、どんなんよそで弾薬を製造しながら戦闘が続く、そんなばかなことはいふやしませんよ。めちゃめちゃなつていますよ。私も考えているのは、そういうような戦闘行為をわが国土内でやらぬようにしよう、これが一番われわれの目的なんで、あなたの言うように、片っ方で弾薬工場があるからだいじょうぶだ——それはまづ先にやられますよ。しかし、いまこゝで伺いたいのは、

おそく現在の自衛隊の方々が任務を与えられて訓練をする場合には、単独の訓練であるかもしれぬけれども、やはり片っ方でアメリカを見つづ訓練をしておられると思う。その場合に、アメリカが「たとえば弾薬の話を出したものは、一カ月はわれわれが持ちこたえても、一体アメリカが戦争を継続してくれるだろうか」というようなことが心配だろと思う。死ぬまでやれという初めは戦えるので、それをおまえたち一月ががんばればいいんでは、なかなか戦うという意思がはつきり固まらぬのではないかと思う。その意味合いでは、アメリカとの間の連合協定なり何なりというものが、私は防衛庁長官としてやるべき問題だと思いますが、その最後のところでですね、あなたからはやらないという現状を伺いました。しかし、あなたはやるべきだとはお考えになりませんか、伺いたい。

○増田国務大臣 定期的に日米安全保障協議会は開くわけでございまして、その際に、一たん事があればお互いに助け合うくらいな話は行なわれているわけでございまして。その中身までは申し上げかねますけれども、そんなに御心配ないのをごさいます。あなたは、日本がやられればすぐ兵器工場が先にやられて何も戦争はできないのだとおっしゃいますが、私は自衛隊の存在によって日本に戦争が持ち込まれない、侵略がないということについて相当の効果がある。自衛隊が存在し、猛訓練をしておられることによって、日本に戦争が持ち込まれない、戦争抑止力がある、こう考えているわけでございまして、これくらいなものはないからやめろというような話になりまして——第一、戦いが始まれば、そこらの兵器工場は全部やられるのだし、もうお手上げだんといううようなことは、心からはあなたはお考えになつてはいらっしゃると思いますが、自衛隊はある程度の戦争抑止力がある。そのために猛訓練もしておるわけでございまして、これは存在するだけでおしやうがないのをごさいます。猛訓練をしておりまうという、向こうでもばかにはし

ませんから——向こうというのは侵略者のことでございまして。侵略者がばかにしませんが、日本にやめてこない。こういう意味において、自衛隊の訓練なり、活動なり、存在というものは、重要な意義がある。いまやユニフォームの連中も、そういう使命感に徹しておると私は考えております。……われわれは、ともかく日本の国を守るのは日本人だ、この意識を日本人が持つ、そしてその上にやはり自主防衛の体制をつくるというようになるところから、日本の防衛問題を解きほぐしていきたい、このようにわが党は考えております。そういう目からあなたのほうを見ますと、訓練しておればいいんだと言うけれども、先ほど出したように、わが国についている機銃というものは、あの程度しかやっていない。いま予算を使ってやっていると、その点でも、そういうことである。訓練訓練と言うけれども、実戦を想定しては訓練というものはできないわけである。その実戦をやった場合に、たとえば弾薬の消費量はこんなものだ、これでしまいだというような思いが、ほんとうにわが自衛隊の隊員にどのような一つの確固たる意思力を与えるか。この辺は、私は、防衛庁長官はもっと全体的に見てお考えを願いたい問題だと思ひます。共同計画、の話はいいようなことではございしますが、私、先ほど日本海の共同訓練の話をお伺いした。どこが共同なんですか、伺いたい。

○増田国務大臣 私の知っている範囲以外のことでしたら、また政府委員から補足させるといふ前提でお聞き願ひたいと思ひます。潜水艦の供与を二隻受けまして、これが仮定の侵略者としての潜水艦の発見のしかたを太平洋において半分行ない、日本海において半分行なった、こういうわけでございまして、向こうでは駆逐艦、日本では防衛艦でございまして。同じものでございすけれども、私どもは防衛艦と呼んでおりますが、この防衛艦が相互に発見して競争し合うといううようなこともやるわけで、そうすると、お互いの力もわかるわけ

けなんです。潜水艦発見能力というものがこれは一番大切でございまして、発見できれば、あとはある程度しめたものじゃないか。つまり仮設爆雷の投下の演習も、ずつといたしたわけでございす。○永末委員 発見のしかたが共同だと、こういうお話のようでございす。(増田国務大臣「提供し」てもらつております)そこで一つ伺ひたいのは、従来の日本の自衛隊の潜水艦というのは、はなはだ足がおそい。そこで原子力潜水艦、これをソ連も持つておるようだし、中共はよくわかりませんが、足の速い潜水艦というものが走つてきた場合、これを一休みの護衛艦の力で捕捉し、そしてこれを撃沈するという場合、事態は変わつてくるのじゃないか。おそくこの日本海の共同訓練の場合には、足の速いアメリカの潜水艦が走つておつたのじゃないかと思ひますが、そうですか。

○増田国務大臣 そこまでわかりませんが、われわれのほうは護衛艦五隻出まして、護衛艦が一生懸命発見する努力もいたしました。またP2Vといううようなものも出まして、そして潜水艦の発見につとめたわけでございす。何しろ日本の周辺海域を防護するというのがわが自衛隊員のつとめでございすから、そこでP2Vを使つたり、それからS2何とかという、もうちょっと対潜能力は低いようではございす、そういううようなもの、ソーナーその他を使つてやるといふようなことまでして、共同——つまり向こうの海軍の持つておる各種の力、日本の海上自衛隊の持つておる航空能力、それから護衛艦の能力というものをフルに使つて、共同して訓練をしたわけでございす。

○永末委員 一番新しい潜水艦は、従来の葉巻型の潜水艦と型を変えて、ティアドロップ・タイプ、アメリカの攻撃型潜水艦みたような、こういう太短い型を作製中と伝えられますが、その意図は何ですか。

○島田(豊)政府委員 これは水中における運動性能並びに相手方の水上艦艇なり潜水艦に対する探知能力を拡大する、そういう意味で、従来のアメリカ等におきましても採用しておりますティアドロップ・タイプを今度は新設していこう、こういうことであります。

○永末委員 それはアメリカの型をまねてゐるのですか。わがほうの探知能力を訓練するために、その対象となるであろうところの潜水艦もそういう形になっているからつくつてゐる、こういうのですか。

○増田国務大臣 今度予算でようやく一隻とれたのが、涙滴型でございす。これは日本語ではやはり申しましよう。涙滴型の新型の潜水艦でございまして、従来の長いあいう形のものと比べておおよそ違つておりますが、要するに潜水艦の能力が相当向上しておる、こういうわけでございす。

○永末委員 能力が向上という意味は、速度が速くなりまうか。

○島田(豊)政府委員 速度も速くなりまうし、水中深度も従来のよりもさらに高められており、またソーナーの能力というものも、従来のよりもさらに高めていきたい、こういうことであります。

○永末委員 先ほどの話に戻りまして、防衛庁長官、先ほど答えかけられた問題、すなわち陸から来れば陸上自衛隊——わが国の場合、陸から来る場合をお知らせ願ひたい。

○増田国務大臣 陸から来ればというのは、陸上へ上がつてきたらということでありまう。

○永末委員 陸上に上がる場合は、わが国の周辺はみな海でございすから、空から来るか、海から来るかしなければ陸上には上がれない、こういうことになるかと思ひますが、さうですね。

○増田国務大臣 まあ海から来ても、空から来ても、陸上から来るということには、やはり陸上に上がつてくれば、なりまう。

○永末委員 陸上に上がつてきた場合には陸上自衛隊が行動を起すわけでありまうけれども、一体長官、空から来る場合と海から陸上に上がるために来る場合、そのことに対してわがほうの陸海空三自衛隊は共同でこれに対処する、そういう訓練を何べんくらいやりましたか。

○増田国務大臣 回数ばかりではありませんから、局長から答えさせます。

○中井政府委員 私も正確には覚えておりませんが、私も、統合演習ということで、沼津付近の沖で一度やったことを覚えております。海に上陸支援艦を使つて陸上の部隊を輸送するような訓練というものは、各方面隊ごとに各年度ごとに一度ぐらいはつはやるように配慮しております。

○永末委員 いま何か、年度ごとに一度ずつくらい、こういう話ですが、私も、一体現在の陸海空三自衛隊というのは、それぞれ歴史的経過が違つた形で発展してきたと思うのです。一番出ておるところは、いまのような沼津沖という話が出てきたけれども、ある一つの状態を想定して、これら陸海空三自衛隊がどうやってこの侵略を排除するかというふうなことで、任務分担をしつつつくりだされてきたというふうなことがなかったのではないかとおぼえてなりません。いわゆるわが防衛庁設置法におきまして、自衛隊法におきまして、統幕の統合機能というものが、法律上明確になつていません。何かばらばらな寄せ集めである。たまたま防衛庁長官という増田甲子七氏一人に、人的にこれが統合されておるのである。実際に機能的に統合されておるのではないかと思つてならない。今度の第三次防衛には、似たようなことが初めて書かれました。この辺の運営というものを増田長官はどうお考えか。あなたが、陸から来れば、空から来れば、ばらばらに言われたあの表現そのものが、私は問題があつたと思う。本質的にはやはりそういう感覚があつたにあらう。そうではないかと、やはりばらばらにあらう。空から来るわけだ。まず、それに対して陸海空三自衛隊がどう対処するかというのを考えるを得ない、こういうふうな問題ではないかと思つて、この辺の考え方を聞かせたい。

○増田国務大臣 私が、敵が来た場合にどういふふうに対処するかという御質問に対してお答えし

た点は、ちよつと有名になりましたが、陸から来た場合は陸上自衛隊、海から来た場合は海上自衛隊、空から来た場合は航空自衛隊と申したことは、事実でございます。これはあなたも御承知の自衛隊法第三条第二項に書いてあるのをごいまして、すなわち、陸上自衛隊は主として陸上において行動するものとする、航空自衛隊は主として空中において行動するものとする、海軍は主として海上において行動するものとする、と書いてあります。これは航空自衛隊に入つておられますが、海上自衛隊は主として海上において行動するものとするとして、別にユーモラスでも何でもないのでござい

ます。しかしながら、一面におきまして、統合幕僚会議というものがございまして、その議長もございまして、それから防衛出動を七十六条において行なつた場合に、その出動は総理大臣の命令によつて国会の承認を得て行なうわけにございまして、総理大臣が防衛庁長官に指揮命令をする。防衛庁長官が各陸上、海上、航空の幕僚長に指揮命令をする。それで初めて防衛出動ができるわけにございまして、両方の自衛隊、あるいは三つの自衛隊が総合して働くことが、もちろん必要でござい

ます。このことは、もうあのときはあれで答弁はおしまいでございまして、やっぱり共同動作といふことが必要でございまして、その共同動作をしてある地域に対する防衛出動をするというふうな場合には、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長のつとめをして、海上と陸上との総合的の指揮をするのである。また、航空と陸上との共同動作をするというふうな場合も、相当出てきましよう。そういう場合には、同じく統合幕僚議長が指揮をとるのである。しかし、やっぱり議長に対する指揮は、総理大臣が指揮監督者でございまして、私がそれを受けて隊務を統括するという意味におきまして、幕僚長を動かす、統合幕僚議長を動かす、

こういうわけにござい

○永末委員 ただいま防衛出動の話が出ましたけれども、防衛出動をやる場合は、法律に定められております。しかし、具体的にその命令を受けていよいよ自衛隊が防衛出動する場合に、どういふ基準でやるか。あなたの方の隊を動かす場合に、いろいろの訓令を出しておられますけれども、防衛出動の訓令はつくとつておられますか。

○島田(豊)政府委員 防衛出動の訓令は、官の訓令のようなもの、まだ定めてありません。いろいろ幕僚等で研究いたしておるところでございまして、訓令は作成しております。

○永末委員 治安出動に関する訓令は、すでに前につづられておる。これは国会に提出をされまして、われわれも承知しております。なぜ防衛出動に関する訓令をつくらぬのですか。

○島田(豊)政府委員 治安出動にしましては、警察との関係と申しますか、要するに自衛隊が治安出動いたします場合には、警察のうしろだてとして、警察がまず治安維持に当たりまして、なおかつ一般警察の治安維持力をもつてしては収拾ができないというふうな場合に、自衛隊がそのうしろだてとして治安の確保に当たるといふことでございまして、平素から警察との関係におきまして連絡を結ぶ必要もございまして、主として訓令の内容と

どうなるのか、そういうふうなことが一つ、この前の予算委員会でも、あなたの方は研究してなかつた。だいたい目取りがたつたので、あやうやう私が火をつけておきましたから、御研究になつたと思つて。そういうことは、やはり防衛出動の中で動いていく部隊に、これこれこれこれということ

をびしゃつと与えておかなければ、動けない問題だと私は思ひます。防衛庁長官、あなたはいまのような問題を含んだ防衛出動の場合に、自衛隊の動く基準というものを定めることは必要だとはお考えになりませんか。お答えを願ひたい。

○増田国務大臣 まず、この法律の七十六条がございまして、そうして国会の承認を事前に得て、それから防衛出動するというのが原則でござい

ます。そこで、あとの行動のしかたというものは、すべて私の部下でございまして、それから、私の命令というものは幕僚長を通じて行なうというふうなことにございまして、直接司令官等は動かさ

研究中である。しかしながら、隊を国民の御期待に沿うて国家、国民を守るために動かし得るわけないか、国会の御承認があれば動かし得るわけでございます。

○永末委員 私の申し上げたいのは、大体自衛隊というのは、いろんな訓令で動いているではありませんか。自衛隊は自衛隊と治安出動——一番重要な問題は、自衛隊にとつては防衛出動と治安出動で、治安出動まで訓令を書いて——何も内容は警察だけのことでありませんか。ところが、防衛出動についてはつらくぬのだ。動けやしませんよ。あなたは、そんなものなくたって動けるのだ、先ほどの爆弾の話と同じで、そんなものじゃないですよ。死に行かすのですよ。そしてそれとともに国民もまた死に至るわけだ。そういう一つのけじめ、基準というものをつくっておくことが、私は、防衛隊の隊員が自分の任務範囲、これを知ることになると思う。これはひとつ御研究をお願いしたい。

もう一つ、与えられた時間が終わりに近づきましたので、ぜひこの際伺っておきたいと思ひますのは、国防会議のことでございまして、佐藤内閣ができて以来、国防会議は何回開かれ、大体一回の会議は何時間か、お答え願ひたい。時間がありませんので、ひとつ簡単にお願いします。

○北村政府委員 お答えいたします。四十年一月二十一日、それから四十一年十一月二十九日、四十二年三月十三日。大体平均一時間くらいでございます。

○永末委員 防衛庁設置法の第六十二条に国防会議の規定がございしますが、その第二項第三号の「産業等の調整計画の大綱」などというのは、まだ一べんもやったことありませんね。

○北村政府委員 ございませぬ。

○永末委員 防衛庁設置法の中に国防会議が設置されておるということが、この国防会議で議題になる事項が防衛力整備計画にとどまっておる。そこに私は原因があると思う。そこで、日本の国の

平和と安全についての問題は、何も自衛隊だけの問題ではない。自衛隊以外の問題はたくさんあるわけである。現在の国防会議は、言うならば、日本の自衛隊を乗せて、これを機能せしめるその他の問題、ないしはまた自衛隊が行動した場合、一たん有事の場合に国民に起こるであろうところのいろいろな被害というものを、政府は責任を持つてこれを処置していく、こういうようなことが、私は日本の防衛計画にはなくてはならぬ問題だと思ふ。ところが、これらの問題について、一体この国防会議は有効に措置をする機能を持っておるかどうか、お答えを願ひたい。

○北村政府委員 お話のとおり、国防の範囲は、小銃から核に至るまで、非常に範囲が広いわけですが。大体国防会議を開催する場合は、あるものを決定する場合に国防会議の決定、こういうことにいたしております。それ以外の場合においては、大体国防会議議員懇談会という形式で、各般の事象について問題を提起して、その時期時期に応じて御討議を願ひておる次第でございます。

○永末委員 この国防会議の内容が、いま事務局長が言われたとおりきわめて貧弱であつて、国防会議というからには、実態を知らないものからいたしますと、ここでやはりわれわれの命の問題の大綱が論ぜられ、その方針が決定しているかのような期待を抱くわけである。したがって、わが党としては、このような国防会議というのは、ひとつこの際発展的に解消して、国家安全保障会議、すなわち政府が直接に国民の命に責任を持ち得るようなそういう機構をつくり、編成をし、そうしてそこに人を集め、そうやってその責任のありかをばききりさしていき、こういうことが必要だと思ひますが、防衛庁長官はわれわれのこの意見に賛成ですか。

○増田国務大臣 永末さんのお話は午前中拝見しました。午前中に、そのことは実は社会党議員のきわめて妥当なる御質問がございまして、お答えをいたしておきました。それから、その前に一つお答えしなければならぬのは、七十六条に基づいて出動した場合に、物件を使用、収用せざるというようなことを県知事に委嘱して、県知事がこれを行ないます。それは政令でこれを定めるというように書いてございまして、また、一たん事があるときには、これも午前中あなたのお話は見えてまいりましたが、社会党から適切な御質問がございまして、たとえば海上保安庁長官というものは防衛庁長官の指揮下に入る。しかし、どんなふうな政令もまだ準備してございませぬ。これは準備をしないではいけません。各省関係でいろいろ文句もあらうけれども、準備をせよというのを私は部下に命じたということをお答えいたしております。

それから、あなたのおっしゃる訓令というものは、これはもう政令以下のものでございまして、政令で定めなくても、内部の訓令でございまして、勉強しろというおことばというふうに、つつしんで承っております。

それからその次に、今度は国防会議のことでございしますが、私は安全保障調査会を三年ばかりやりましたけれども、国防会議というものをアメリカの国家安全保障会議のようになして、そうして相当国家、国民に責任の負える形にしたほうがいいじゃないかという愚見を、これは私見でございしますが、ばくは持っております。

それから、六十何条とかいうような防衛庁設置法の端つこのほうに書いておかないで、国防会議設置法、国家安全保障会議設置法といったようなもので定めて、職員も充実して活発に動いてもらいたいと思ひます。しかし、要するにこれは諮問委員会でございます。やはり行政について最高の責任を負う者は総理大臣であり、各省大臣が連帯して国会に対して責任を負うというようにございまして、憲法の規定以上に、何か決裁官庁、執行官庁としての合議体を予想されておるならば、これは憲法違反になりますから、要するに諮問委員会にすぎないのです。でございしますから、いまの国防会議を職員を充実させまして、活発にいろいろな研究をして、防衛庁だけではできない問題もございしますから、よその省も削つてもらつて、たとえば海上保安庁長官を増田防衛庁長官の部下にするといったようなことは、運輸大臣もなかなかえらいでしょうが、そのことを国防会議の事務局長なんかうんと働いてもらふ。それで、これは一たん緩急あるときは国家、国民の生命を守るのだから、ひとつ頼むぞというふうなことで、どんなやつてもらうことを私は期待しております。あなたの御質問を心から歓迎する次第であります。

○永末委員 これで質問を終わりますが、私どもがあなたの方の政府に要求をしておるのは、少なくともわれわれ日本人の命の問題は、時々刻々これを受けてこれを守っていく体制だけは、責任を果たしていただきたい、こういうことであります。そのためには、その命を守る基本のところをきわめてあまいまま過ぎてきたことを、わが党はきわめて遺憾としてゐるわけでありまして、そこでいまの問題も、そういう機構をつくり、そうしてその機構で全般的な国民の命、すなわち防衛のことについても政府の意向のあるところをはつきりさせる。私は、決定機関なんて一つも言っておりません。内閣が決定するのであつて、総理大臣が最終的意思を決定するのです。ただ、その意思を決定せしめるについての内閣というのは、別のことがたくさんあるわけだから、この防衛についてそういうことを政府機関の中で専門にやっていくものをつくるべきだ。そういうことをやっておらぬから、シビリアンコントロールというものがぼやぼやしてくるのではないかと思はれてならぬのです。もちろん国会には、各党とも三矢小委員会を申し合はせましたとおりに、防衛に関する委員会をつくつて、やはり真剣に国民の命の問題に対しては受け答へする、こういう体制をつくるべきだと考えております。その意味合いで、きょうはそのしりのところを質問を申し上げました。これで質問を終わります。

ろな研究をして、防衛庁だけではできない問題もございしますから、よその省も削つてもらつて、たとえば海上保安庁長官を増田防衛庁長官の部下にするといったようなことは、運輸大臣もなかなかえらいでしょうが、そのことを国防会議の事務局長なんかうんと働いてもらふ。それで、これは一たん緩急あるときは国家、国民の生命を守るのだから、ひとつ頼むぞというふうなことで、どんなやつてもらうことを私は期待しております。あなたの御質問を心から歓迎する次第であります。

○關谷委員長 次会は、来たる七月四日午前十時
から理事会、十時十分から委員会を開会すること
とし、本日はこれにて散会いたします。
午後六時十八分散会

昭和四十二年七月六日印刷

昭和四十二年七月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局